

福知山市地域防災計画

一般計画編

令和6年5月

福知山市防災会議

福知山市地域防災計画 一般計画編 目次

第1部 総則

第1章 計画の目的	総－1
第2章 計画の理念（防災ビジョン）	総－1
第1節 基本理念	総－1
第2節 基本目標	総－2
第3節 基本方針	総－5
第3章 計画の修正	総－6
第4章 計画の体系	総－7
第5章 計画の周知徹底	総－8
第6章 計画の運用	総－8
第7章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	総－8
第1節 福知山市	総－8
第2節 福知山市消防本部	総－9
第3節 京都府	総－9
第4節 指定地方行政機関	総－10
第5節 自衛隊（陸上自衛隊第7普通科連隊）	総－10
第6節 指定公共機関	総－10
第7節 指定地方公共機関	総－11
第8節 公共団体及び防災上重要な施設の管理者	総－12
第8章 福知山市の概況と災害特性	総－13
第1節 福知山市の概況	総－13
第2節 風水害の特性	総－13
第3節 福知山市の風水害想定	総－15

第2部 災害予防計画

第1章 気象予警報等の伝達計画	予－1
第1節 計画の方針	予－1
第2節 計画の内容	予－1
第2章 情報連絡通信網の整備計画	予－26
第1節 計画の方針	予－26
第2節 情報伝達手段の整備	予－26
第3節 各機関の無線通信	予－26
第3章 河川災害防災計画	予－27
第1節 計画の方針	予－27
第2節 河川整備の現況と課題	予－27
第3節 ダムの現状と洪水調節	予－29
第4節 洪水危険地域の把握と周知	予－30
第5節 ダムの洪水調節機能と情報の充実	予－30
第4章 林地保全計画	予－31
第1節 官公林保全対策	予－31
第2節 民有林保全対策	予－31

第3節	山地災害危険地区	予-31
第4節	山地災害復旧計画	予-32
第5章	砂防関係事業計画	予-33
第1節	総則	予-33
第2節	土砂災害警戒区域の指定	予-33
第3節	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知	予-33
第4節	土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達	予-33
第5節	土砂災害における警戒避難体制	予-33
第6節	土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報	予-34
第7節	土砂災害警戒情報システム	予-35
第8節	砂防対策計画	予-36
第9節	土石流対策計画	予-37
第10節	地すべり対策計画	予-37
第11節	急傾斜地崩壊対策計画	予-37
第12節	土砂災害復旧計画	予-38
第6章	農業用施設防災計画	予-39
第1節	現況	予-39
第2節	計画の方針	予-39
第3節	計画の内容	予-39
第4節	大規模農業用ため池災害予防計画	予-40
第7章	内水対策計画	予-41
第1節	内水対策の現況	予-41
第2節	計画の方針	予-41
第3節	整備目標	予-41
第4節	総合的な内水対策（短期対策）	予-42
第5節	内水災害における警戒避難体制	予-43
第6節	内水被害警戒対策	予-44
第8章	道路防災計画	予-45
第1節	現況	予-45
第2節	計画の方針	予-45
第3節	計画の内容	予-45
第9章	建造物等防災計画	予-47
第1節	建築物防災計画	予-47
第2節	宅地の防災対策	予-47
第10章	文化財災害予防計画	予-48
第1節	現況	予-48
第2節	計画の方針	予-48
第3節	計画の内容	予-48
第11章	危険物等保安計画	予-49
第1節	現況	予-49
第2節	計画の方針	予-49
第3節	計画の内容	予-49
第12章	消防組織整備計画	予-50

第1節	計画の方針	予-50
第2節	計画の内容	予-50
第13章	鉄道施設防災計画	予-51
第1節	計画の方針	予-51
第2節	計画の内容	予-51
第14章	通信施設防災計画	予-53
第1節	計画の方針	予-53
第2節	計画の内容	予-53
第15章	電気・ガス・上水道・下水道施設防災計画	予-54
第1節	電気施設防災計画	予-54
第2節	ガス施設防災計画	予-55
第3節	上水道施設防災計画	予-56
第4節	下水道施設防災計画	予-57
第16章	災害応急対策物資確保計画	予-58
第1節	計画の方針	予-58
第17章	防災知識普及計画	予-59
第1節	計画の方針	予-59
第2節	学校等における防災教育	予-59
第3節	市職員等に対する研修	予-59
第4節	住民に対する防災知識等の普及	予-59
第5節	企業等の地域防災活動への参加促進	予-61
第18章	防災訓練・調査計画	予-62
第1節	防災訓練計画	予-62
第2節	防災調査計画	予-63
第19章	自主防災組織整備計画	予-64
第1節	計画の方針	予-64
第2節	地域における取組み	予-64
第3節	地区防災計画の作成	予-65
第4節	マイマップ及びマイタイムラインの作成	予-66
第20章	社会福祉施設防災計画	予-67
第1節	現状	予-67
第2節	予防対策	予-67
第3節	補助金及び融資	予-67
第21章	交通対策及び輸送計画	予-68
第1節	交通規制対策	予-68
第2節	緊急通行車両	予-68
第22章	医療助産計画	予-71
第1節	計画の方針	予-71
第2節	救急医療体制の整備	予-71
第3節	災害時における情報ネットワークの構築	予-71
第4節	災害医療センター	予-71
第5節	災害時の救護活動に対する協力体制の確立	予-71
第23章	要配慮者対策計画	予-72

第1節	計画の方針	予-72
第2節	計画の内容	予-72
第24章	廃棄物処理に係る防災体制の整備	予-75
第1節	計画の方針	予-75
第2節	廃棄物処理に係る防災計画	予-75
第25章	NPO・ボランティアの活動環境整備計画	予-76
第1節	計画の方針	予-76
第2節	基本的な考え	予-76
第3節	計画の内容	予-76
第26章	広域応援体制整備計画	予-78
第1節	計画の方針	予-78
第2節	計画の内容	予-78
第27章	学校等の防災計画	予-79
第1節	計画の方針	予-79
第2節	計画の内容	予-79
第28章	避難対策計画	予-81
第1節	計画の方針	予-81
第2節	避難の周知徹底	予-81
第3節	避難所の指定	予-82
第4節	指定避難所等の選定、確保及び周知	予-82
第5節	避難所及び避難経路の整備	予-83
第6節	広域避難所の開設と運営管理	予-83
第7節	マイカー避難と車中泊避難の対応	予-83
第8節	避難協力体制の整備	予-84
第9節	避難所の周知	予-84
第10節	警戒レベルに応じた避難情報の発令と伝達	予-84
第11節	広域避難	予-84
第12節	防災上重要な施設の計画	予-84
第13節	新型インフルエンザ等府内感染者発生に備えた対策	予-85
第14節	避難のあり方検討	予-85
第29章	行政機能維持対策計画	予-86
第1節	業務継続性の確保	予-86
第2節	業務継続計画の内容	予-86
第3節	防災中枢機能等の確保、充実	予-86
第4節	各種データの整備保全	予-86
第30章	観光客保護・帰宅困難者対策計画	予-87
第1節	計画の方針	予-87
第2節	計画の内容	予-87
第31章	企業等防災対策促進計画	予-88
第1節	計画の方針	予-88
第2節	計画の内容	予-88

第3部 災害応急対策計画

第1章	災害対策本部等運用計画	応-1
-----	-------------	-----

第1節	計画の方針と責務	応－1
第2節	福知山市の活動体制の法律・法令根拠	応－1
第3節	防災会議の開催	応－1
第4節	福知山市災害対策本部等の設置及び閉鎖	応－1
第5節	災害対策本部及び職員の標識並びに腕章	応－3
第2章	動員計画	応－4
第1節	計画の方針	応－4
第2節	災害警戒本部要員の動員	応－4
第3節	災害対策本部要員の動員	応－6
第4節	福知山市災害対策本部等の設置及び閉鎖	応－8
第3章	通信体制及び災害情報収集計画	応－9
第1節	通信手段の確保	応－9
第2節	災害規模の早期把握のための活動	応－11
第3節	災害記録の収集と保存	応－13
第4章	災害広報計画	応－14
第1節	計画の方針	応－14
第2節	広報内容	応－14
第3節	広報担当部・班	応－14
第4節	報道機関に対する発表	応－14
第5節	関係機関の相互協力	応－14
第6節	一般住民への広報要領	応－14
第7節	情報発信手段の確保	応－15
第5章	災害救助法適用計画	応－16
第1節	計画の方針	応－16
第2節	災害救助法の適用基準	応－16
第3節	被災世帯の算定基準	応－16
第4節	災害救助法の適用手続	応－17
第5節	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	応－17
第6章	消防活動計画	応－18
第1節	計画の方針	応－18
第2節	消防組織計画	応－18
第3節	災害発生時における消防団の初動体制	応－18
第4節	京都府への通報、要請	応－19
第5節	相互応援計画	応－19
第6節	職員等の惨事ストレス対策	応－19
第7章	水防計画	応－20
第8章	避難計画	応－21
第1節	計画の方針	応－21
第2節	計画の内容	応－21
第3節	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	応－21
第4節	警戒区域の設定	応－22
第5節	避難情報の伝達方法	応－22
第6節	広域避難	応－23

第7節	広域避難所及び福祉避難所等への避難方法	応-24
第8節	広域避難所等の運営管理	応-25
第9節	災害救助法による避難所開設基準等	応-27
第9章	食糧供給計画	応-28
第1節	計画の方針	応-28
第2節	実施責任者	応-28
第3節	応急食糧の供給対象者	応-28
第4節	応急食糧の内容	応-28
第5節	米穀等の確保	応-28
第6節	食糧の保管、輸送及び配給方法	応-29
第7節	炊き出し	応-29
第8節	災害救助法による炊き出し、その他食品の給与基準	応-30
第10章	生活必需品等供給計画	応-31
第1節	計画の方針	応-31
第2節	実施責任者	応-31
第3節	物資の調達方法	応-31
第4節	物資の種類	応-31
第5節	物資の供給系統	応-31
第6節	災害救助法の適用を受けた場合の措置	応-32
第7節	災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領	応-32
第8節	災害救助法の適用を受けない場合の措置	応-32
第9節	暴利行為等の取締り	応-32
第11章	給水計画	応-33
第1節	計画の方針	応-33
第2節	計画の内容	応-33
第12章	応急住宅対策計画	応-35
第1節	計画の方針	応-35
第2節	実施責任者	応-35
第3節	被災住宅に対する措置	応-35
第4節	応急仮設住宅	応-35
第5節	住宅の応急修理	応-36
第6節	応急仮設住宅建設予定地	応-36
第7節	応急復旧資材のあつ旋	応-36
第8節	建設業者の把握	応-36
第9節	公営住宅や空家、旅館の借上げによる応急住宅の確保	応-36
第13章	医療助産計画	応-37
第1節	計画の方針	応-37
第2節	実施責任者	応-37
第3節	計画の内容	応-37
第14章	保健衛生、防疫、遺体処理等活動計画	応-39
第1節	防疫及び保健衛生計画	応-39
第2節	し尿処理対策計画	応-40
第3節	遺体の搜索、処理及び埋火葬計画	応-40

第 15 章 被災者救出計画	応－44
第 1 節 計画の方針	応－44
第 2 節 計画の内容	応－44
第 16 章 障害物除去計画	応－46
第 1 節 計画の方針	応－46
第 2 節 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準	応－46
第 17 章 廃棄物処理計画	応－47
第 1 節 基本的事項	応－47
第 2 節 組織及び協力支援体制	応－47
第 3 節 災害廃棄物処理	応－47
第 4 節 その他	応－48
第 18 章 文教応急対策計画	応－49
第 1 節 計画の方針	応－49
第 2 節 実施責任者	応－49
第 3 節 情報の収集と伝達	応－49
第 4 節 施設及び設備の緊急点検等	応－49
第 5 節 学校等における安全対策	応－49
第 6 節 授業の中断等の措置	応－49
第 7 節 休校措置	応－50
第 8 節 教育機関の防災体制	応－50
第 9 節 応急教育計画	応－50
第 10 節 施設及び設備の安全点検並びに応急復旧等	応－50
第 11 節 学用品の調達及び配分	応－50
第 12 節 学校給食等の対策	応－51
第 13 節 児童生徒等の転入学に関する措置	応－51
第 14 節 教育実施者の確保に関する措置	応－51
第 15 節 卒業、入学試験及び就職活動に関する措置	応－51
第 16 節 学校等における保健衛生、危険物等の保安	応－51
第 17 節 被災者の救護活動への連携・協力	応－51
第 19 章 輸送計画	応－53
第 1 節 計画の方針	応－53
第 2 節 輸送力の確保	応－53
第 3 節 輸送の方法等	応－53
第 4 節 西日本旅客鉄道株式会社	応－54
第 5 節 緊急通行車両の取扱い（京都府警察本部）	応－54
第 6 節 災害救助法による輸送基準	応－54
第 7 節 人員、救助物資等の輸送	応－54
第 20 章 交通規制に関する計画	応－56
第 1 節 計画の方針	応－56
第 2 節 計画の内容	応－56
第 21 章 災害警備計画	応－58
第 1 節 警察の警備計画	応－58
第 22 章 雪害対策計画	応－59

第1節	道路除雪計画	応-59
第2節	豪雪時の支援計画	応-59
第23章	危険物施設応急対策計画	応-61
第1節	計画の方針	応-61
第2節	火薬類保管施設応急措置計画	応-61
第3節	高圧ガス保管施設応急措置計画	応-61
第4節	毒物劇物保管施設措置計画	応-61
第24章	鉄道施設応急対策計画	応-63
第1節	計画の方針	応-63
第2節	災害時の連絡・通報等	応-63
第3節	西日本旅客鉄道株式会社の計画	応-63
第4節	北近畿タンゴ鉄道株式会社及びWILLER TRAINS 株式会社の計画	応-63
第5節	大規模災害時の支援	応-64
第6節	広報	応-64
第25章	通信・放送施設応急対策計画	応-65
第1節	通信施設応急対策計画	応-65
第2節	放送施設応急対策計画	応-65
第26章	電気・ガス・上下水道施設応急対策計画	応-66
第1節	電気施設応急対策計画	応-66
第2節	ガス施設事故応急対策計画	応-66
第3節	上水道施設応急対策計画	応-67
第4節	下水道施設応急対策計画	応-68
第27章	農林業施設応急対策計画	応-69
第1節	計画の方針	応-69
第2節	農業用施設応急対策計画	応-69
第3節	林業用施設応急対策計画	応-69
第4節	治山施設応急対策計画	応-69
第28章	労務供給計画	応-70
第1節	計画の方針	応-70
第2節	実施責任者	応-70
第3節	労務提供の協力要請	応-70
第4節	災害救助法による救助実施のための労務者雇上げの範囲、その基準	応-70
第29章	自衛隊派遣要請計画	応-71
第1節	計画の方針	応-71
第2節	災害派遣要請手続	応-71
第3節	派遣の要請	応-71
第4節	災害派遣部隊の受入体制	応-72
第5節	派遣部隊到着後の措置	応-72
第6節	ヘリポートの位置等	応-73
第7節	派遣部隊の撤収要請	応-75
第30章	職員派遣要請計画	応-76
第1節	計画の方針	応-76
第2節	計画の内容	応-76

第 31 章 義援金品受付配分計画	応－77
第 1 節 計画の方針	応－77
第 2 節 義援金募集委員会	応－77
第 3 節 義援金品の受付	応－77
第 4 節 義援金品の配分	応－77
第 32 章 社会福祉施設応急対策計画	応－78
第 1 節 計画の方針	応－78
第 2 節 計画の内容	応－78
第 3 節 施設の応急復旧	応－78
第 33 章 要配慮者対策計画	応－79
第 1 節 計画の方針	応－79
第 2 節 計画の内容	応－79
第 34 章 環境保全に関する計画	応－81
第 1 節 計画の方針	応－81
第 2 節 環境汚染の拡大防止及び応急措置	応－81
第 35 章 ボランティア受入計画	応－82
第 1 節 計画の方針	応－82
第 2 節 受入計画	応－82
第 36 章 文化財の応急対策	応－83
第 1 節 計画の方針	応－83
第 2 節 実施責任者	応－83
第 3 節 計画の内容	応－83
第 37 章 社会秩序の維持に関する計画	応－84
第 1 節 計画の方針	応－84
第 2 節 計画の内容	応－84

第 4 部 災害復旧計画

第 1 章 生活確保対策計画	復－ 1
第 1 節 計画の方針	復－ 1
第 2 節 職業あつ旋計画	復－ 1
第 3 節 租税等の徴収猶予、減免の措置等	復－ 1
第 4 節 融資計画	復－ 2
第 5 節 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画	復－ 3
第 6 節 被災者生活再建支援金支給計画	復－ 3
第 7 節 り災証明書の発行及び被災者証明書の発行	復－ 4
第 8 節 金融措置計画	復－ 5
第 9 節 郵政事業計画	復－ 5
第 2 章 公共土木施設復旧計画	復－ 7
第 1 節 計画の方針	復－ 7
第 2 節 計画の内容	復－ 7
第 3 章 農林水産業施設復旧計画	復－ 8
第 1 節 計画の方針	復－ 8
第 2 節 計画の内容	復－ 8
第 4 章 災害復旧上必要な資金の調達計画	復－10

第1節 計画の方針	復－10
第2節 国及び京都府の財政措置	復－10
第3節 農林漁業関係融資	復－10
第5章 住宅復興計画	復－11
第1節 計画の方針	復－11
第2節 計画の内容	復－11
第6章 中小企業復興計画	復－13
第1節 計画の方針	復－13
第2節 計画の内容	復－13
第7章 文教復旧計画	復－14
第1節 計画の方針	復－14
第2節 学校等の施設の復旧計画	復－14
第3節 教育活動の再開	復－14
第8章 文化財等の復旧計画	復－15
第9章 激甚災害の指定に関する計画	復－16
第1節 計画の方針	復－16
第2節 激甚災害に関する調査	復－16
第10章 被災市街地復興推進地域対策計画	復－17
第1節 計画の方針	復－17
第2節 計画の内容	復－17

目次構成に対応する主な役割分担一覧表

担当部 計画項目	市長公室				地域振興部					財務部				福祉保健部					市民総務部				
	経営戦略課	大学政策課	職員課	秘書広報課	まちづくり推進課	三和支所	夜久野支所	大江支所	文化・スポーツ振興課	人権推進室	契約監理課	財政課	資産活用課	税務課	社会福祉課	子ども政策室	健康医療課	障害者福祉課	高齢者福祉課	地域包括ケア推進課	危機管理室	総務課	デジタル政策推進課
第1部 総則																							
第1章 計画の目的																							
第2章 計画の理念(防災ビジョン)																							
第3章 計画の修正																							
第4章 計画の体系																							
第5章 計画の周知徹底																							
第6章 計画の運用																							
第7章 防災機関の処理すべき事務 又は業務の大綱																							
第8章 福知山市の概況と災害特性																							
第2部 災害予防計画																							
第1章 気象予警報等の伝達計画						○	○	○													○		
第2章 情報連絡通信網の整備計画						○	○	○													○		
第3章 河川災害防災計画																					○		
第4章 林地保全計画																							
第5章 砂防関係事業計画																					○		
第6章 農業用施設防災計画																							
第7章 内水対策計画																					○		
第8章 道路防災計画																							
第9章 建造物等防災計画																							
第10章 文化財災害予防計画									○														
第11章 危険物等保安計画																							
第12章 消防組織整備計画																							
第13章 鉄道施設防災計画																							
第14章 通信施設防災計画																							
第15章 電気・ガス・上水道・ 下水道施設防災計画																							
第16章 災害応急対策物資確保計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第17章 防災知識普及計画	○	○	○	○																	○		
第18章 防災訓練 調査計画																					○		
第19章 自主防災組織整備計画																					○		
第20章 社会福祉施設防災計画															○			○	○				
第21章 交通対策及び輸送計画																							
第22章 医療助産計画																	○						
第23章 災害時要配慮者対策計画					○										○	○	○	○	○	○			
第24章 廃棄物処理に係る防災 体制の整備																							
第25章 ボランティアの活動 環境整備計画															○			○					
第26章 広域応援体制整備計画	○																				○		
第27章 学校等の防災計画																							
第28章 避難対策計画															○	○	○	○	○	○	○		
第29章 行政機能維持対策計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第30章 観光客保護・帰宅困難者 対策計画																					○		
第31章 企業等防災対策推進計画																					○		

[illegible]

担当部 計画項目	市長公室			地域振興部					財務部				福祉保健部			市民総務部				
	経営戦略班	動員班	広報班	まちづくり推進班	三和支所班	夜久野支所班	大江支所	文化・スポーツ振興班	人権推進班	情報収集班	財政班	資産活用班	調査班	救助第1班	救助第2班	救護班	総合調整班	情報管理班	情報推進班	会計班
第3部 災害応急対策計画																				
第1章 災害対策本部等運用計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2章 動員計画	○	○																		
第3章 通信体制及び災害情報収集計画			○		○	○	○										○	○	○	
第4章 災害広報計画	○		○																	
第5章 災害救助法適用計画																	○			
第6章 消防活動計画																				
第7章 水防計画					○	○	○													
第8章 避難計画				○	○	○	○								○					
第9章 食糧供給計画														○	○					
第10章 生活必需品等供給計画														○	○					
第11章 給水計画																				
第12章 応急住宅対策計画														○						
第13章 医療助産計画																○				
第14章 防疫及び保健衛生及び遺体処理等活動計画																○				
第15章 被災者救出計画																				
第16章 障害物除去計画																	○			
第17章 廃棄物処理計画																				
第18章 文教応急対策計画																				
第19章 輸送計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第20章 交通規制に関する計画																				
第21章 災害警備計画																				
第22章 雪害対策計画					○	○	○										○			
第23章 危険物施設応急対策計画																				
第24章 鉄道施設応急対策計画																				
第25章 通信・放送施設応急対策計画																				
第26章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画																				
第27章 農林業施設応急対策計画																				
第28章 労務供給計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第29章 自衛隊派遣要請計画	○																			
第30章 職員派遣要請計画	○																			
第31章 義援金品受付配分計画															○					○
第32章 社会福祉施設応急対策計画														○	○					
第33章 災害時要配慮者対策計画														○	○	○				
第34章 環境保全に関する計画																				
第35章 ボランティア受入計画														○						
第36章 文化財等の応急対策								○												
第37章 社会秩序の維持に関する計画																				
第4部 災害復旧計画																				
第1章 生活確保対策計画													○	○						○
第2章 公共土木施設復旧計画																				
第3章 農林水産業施設復旧計画																				
第4章 災害復旧上必要な資金の調達計画										○										
第5章 住宅復興計画													○							
第6章 中小企業復興計画																				
第7章 文教復旧計画																				
第8章 文化財等の復旧計画								○												
第9章 激甚災害の指定に関する計画																	○			
第10章 被災市街地復興推進地域対策計画																				

[illegible]

第 1 部 総則

第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、福知山市防災会議が作成する計画であって、本市の地域に係る総合的な防災計画を策定し、本市の地域及び住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

そのため、次の事項について定めるものである。

- 1 本市の地域に係る本市その他防災関係機関及び防災上必要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに本市の概況と災害の記録
- 2 気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安、訓練、調査その他災害予防計画
- 3 災害対策本部の設置と運用、通信情報、広報、消防及び水防の対策、救助その他災害応急対策
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他必要な事項

第 2 章 計画の理念（防災ビジョン）

本市の地域特性や今後の開発動向、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等の大規模地震、鬼怒川での堤防決壊や近年の風水害、大事故の教訓を踏まえ、住民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、本市の安全性をより一層高める地域基盤の整備等により「市民とともにつくる災害に強いまちづくりの推進」を実現する。また、地域における生活者の多様な視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害のある人などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

第 1 節 基本理念

力強く「新時代 福知山」を目指し、まちづくりを進めていくうえで、住民が安心して快適に暮らせるよう、まちの安全性を確保することが何よりも重要である。このため、住民の生命、財産を守るための長期的な視点に立った災害に強い安全なまちづくりを進めることとし、具体的な防災に取り組む基本理念を次のとおり定める。

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努めるとともに、早期の復旧・復興に努める。

- 2 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備（ハード）と「福知山市避難のあり方検討会最終取りまとめ」を踏まえた情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
- 3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、住民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
- 4 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し、防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 5 災害発生時において、住民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築を目指す。

第2節 基本目標

基本理念に基づき、この計画で達成すべき目標を次に定める。

第1 防災型のまちづくりの推進

防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震、不燃化等により、災害に強い地域基盤を形成し、まちにおける防災機能の強化に努める。

- 1 耐震及び耐火性の高い建築物により構成されたまちへの転換
- 2 防災空間（公園と街路）の整備
- 3 災害に強いまちづくりを推進する総合的な防災拠点施設の整備
- 4 大規模火災に対応できる耐震性貯水槽の増設と多様な消防水利の充実
- 5 耐震性を持ったライフラインの整備（水道、下水道、ガス、橋梁、電気、電話等）
- 6 孤立地区の解消
- 7 安全な避難所の整備
- 8 台風に強い森林の育成

第2 行政と住民が一体となった防災対策の推進（自助・共助・公助の推進）

災害に対する日常の「構え」が重要であり、平常時から危機管理体制の整備に努める。また、「福知山市避難のあり方検討会最終とりまとめ」を踏まえた自主防災組織の育成強化、住民の防災思想及び防災知識の普及と啓発を図る。そのため、男女双方の視点に配慮した防災を進めることが必要であり、防災に関する政策と方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

- 1 中枢組織体制、職員配備体制、参集体制及び業務継続体制の整備と強化
- 2 防災教育と研修機能を合わせ持つ総合的な防災拠点施設の整備
- 3 住民と行政が一体となった食料、飲料水及び生活必需品の備蓄
- 4 行政、住民、さらに企業を含めた情報ネットワークの構築
- 5 想定最大規模降雨時の洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水継続時間の把握・周知、警戒避難体制の整備

一般計画編
第 1 部 総則

- 6 土砂災害警戒区域の把握と周知、警戒避難体制の整備
- 7 自主防災組織育成の積極的支援・援助
- 8 ボランティアの活動環境整備・常設ボランティアセンターの設置
- 9 企業の防災対策を推進
 - (1) 企業自身の防災体制の強化支援（特に中小企業）
 - (2) 災害支援における企業の参画
- 10 定期的な防災訓練の実施

第 3 情報収集伝達体制の整備

災害発生時における被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の連絡を円滑に行うとともに、住民への的確な広報活動ができるよう、平常時から通信施設等の整備と点検、情報収集伝達体制の確立に努める。

- 1 防災行政無線の整備充実
- 2 被害情報収集体制の整備と伝達窓口の明確化
- 3 広報と公聴体制の整備
- 4 震度情報ネットワークシステムの活用
- 5 防災アプリ、緊急速報メール等の活用
- 6 J-ALERT（全国瞬時警報システム）の活用
- 7 早期被害情報収集システムの活用
- 8 災害情報、避難情報等の収集と伝達機能を合わせ持つ総合的な防災拠点施設の整備

第 4 要配慮者の視点に立ったきめ細やかな防災対策の推進（福祉対策の充実）

高齢者、障害のある人、乳幼児等特に配慮を要する者、外国人等特別の配慮が必要な者（以下この一般計画編において「要配慮者」という。）は、災害時に被害を受けやすく、多くの支援を必要としており、特に災害情報の伝達や避難支援については、要配慮者及び外国人の視点でチェックしたきめ細やかな整備を推進する。

- 1 災害時に的確な情報提供を行える体制づくりの推進
- 2 地域住民と自主防災組織が連携した避難支援体制の確立
- 3 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練実施の推進
- 4 福祉用具等の調達、保健・介護等多様な職種の職員の確保

第 5 消火、救助及び救急体制の整備

災害時における被害を最小限に軽減するため、消防力の充実・強化とともに、出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。また、関係機関との連携を図り、消火、救助及び救急体制を一層充実する。

- 1 耐震性貯水槽の増設と多様な消防水利の確保
- 2 救助資器材の整備
- 3 患者等搬送体制の確立
- 4 自主防災組織等と連携した防災訓練の実施
- 5 緊急消防援助隊の集結及び活動拠点としての機能を合わせ持つ総合的な防災拠点の機能強化

第 6 緊急物資の確保と供給

一般計画編
第 1 部 総則

被災者に対して速やかに食糧等の供給ができるよう、被災後数日間の生命維持に必要な物資の備蓄、給水体制の整備、民間事業者との協定に基づく調達体制の整備を図る。

- 1 災害発生直後から必要となる食料や毛布等の生活必需品の備蓄と調達体制の整備（男女のニーズの違いに留意した備蓄体制の整備）
- 2 粉ミルク等要配慮者に対する物資の備蓄と調達体制の整備
- 3 住民による備蓄の啓発
- 4 緊急輸送路の確保
- 5 緊急物資の備蓄拠点としての機能を合わせ持つ総合的な防災拠点施設の整備

第 7 避難収容

災害時に住民が安全に避難できるよう、広域避難所、避難路を選定及び整備するとともに、感染症対策や要配慮者に配慮した避難収容体制の整備に努める。

- 1 広域避難所等の受入体制の整備
- 2 要配慮者への配慮
- 3 福祉避難所の整備及び運用
- 4 地域住民組織と連携した広域避難所の運営体制の整備
- 5 警戒レベルに応じた避難情報発令基準の整備
- 6 孤立地区対策
- 7 安全な広域避難所の確保
- 8 男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営管理等の避難所環境整備
- 9 避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた避難所環境整備

第 8 医療と保健体制の整備

災害時において迅速かつ適切に医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携して災害時の医療体制を整備する。

- 1 広域医療体制の整備
- 2 地域の救護所の設置
- 3 地域医療班の設定（福知山医師会との連携）
- 4 医薬品及び医療用資器材の備蓄機能を強化
- 5 京都府救急医療情報システムの活用（情報ネットワークの構築）
- 6 保健衛生機能の強化

第 9 関係機関との協力及び連携

大規模災害時には、関係機関、他市町村等と連携して災害応急対策にあたることが重要となる。そのため、円滑な応急活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等して広域的な応援体制の整備を図る。

- 1 由良川福知山タイムラインの整備と運用
- 2 他市町村との相互応援体制の整備
- 3 自衛隊との連携
- 4 緊急消防援助隊との連携
- 5 応援協定の締結と推進

- 6 緊急消防援助隊の集結及び活動拠点としての機能を合わせ持つ総合的な防災拠点の機能強化

第3節 基本方針

基本方針は、基本理念と基本目標を実現するために、次のようにまとめた。

第1 防災対策の強化

1 水害予防対策の強化

- (1) 災害危険区域の指定及び改修の促進
- (2) 災害発生時の通行規制情報連絡体制・連携強化
- (3) 想定最大規模の水害に対応した洪水ハザードマップの整備
- (4) 内水ハザードマップの整備
- (5) 予知システムの導入
- (6) 台風により被災した森林の改良復旧
- (7) 水防警報河川指定の拡大に伴う水防体制の強化
- (8) 洪水予報河川及び水位周知河川の指定拡大に伴う警戒避難体制の強化

2 土砂災害・老朽農業用ため池災害予防対策の強化

- (1) 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制及び土地利用規制の強化
- (2) 土砂災害ハザードマップの整備
- (3) 保安林や砂防指定地等による土地利用規制の強化
- (4) 防災パトロールの定期化
- (5) 危険箇所の防災措置計画の策定
- (6) 農業用ため池洪水ハザードマップの整備
- (7) 農業用ため池洪水危機予知システムの導入

3 市街地災害対策

- (1) 想定最大規模の水害に対応した安全な避難所の確保
- (2) 避難路の整備
- (3) 建築物の防火性能及び耐震性能の向上
- (4) 消防力等の強化

4 災害時における防災体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な防災体制の整備及び強化
- (2) 防災行政無線の充実及び強化
- (3) 必需物資供給の連絡網の整備
- (4) 警戒レベルに応じた避難情報発令基準の整備

第2 消防及び救急対策の強化

1 消防力の強化

- (1) 救急体制の整備、消防力の強化
- (2) 消防団員の確保と団員の資質の向上
- (3) 耐震性貯水槽の増設と消火栓の整備及び充実
- (4) 消防機器の充実及び強化

- 2 火災予防指導の強化
 - (1) 広報紙によるPRや広報車を利用した防火パトロールの強化
 - (2) 防火管理者講習会の開催
 - (3) 消防用設備の設置及び点検
 - (4) 予防思想の周知徹底
- 3 広域消防連絡体制の充実及び強化
 - (1) 京都府広域消防相互応援協定に基づく連絡体制の充実及び強化
 - (2) 緊急消防援助隊への応援要請、連絡体制の充実及び強化
- 4 救急体制の確立
 - (1) 救急搬送体制の整備
 - (2) 救急医療機関の増設及び受入体制の充実
 - (3) 救急知識の普及と災害発生時の救急体制の整備
- 第3 災害に強い人材の育成と組織の拡充
 - 1 自主防災組織の整備と育成
 - 2 ボランティア活動の支援と組織の育成
 - 3 児童生徒が自らの命を守り、防災に関して社会貢献できる力を育む防災教育の推進
 - 4 要配慮者への支援
- 第4 事故対策の強化
 - 1 石油類流出事故対策計画の整備
 - 2 航空事故対策計画の整備
 - 3 鉄道災害対策計画の整備
 - 4 道路災害対策計画整備
 - 5 危険物等災害対策計画の整備
 - 6 林野火災対策計画の整備
 - 7 広域停電事故対策計画の整備
- 第5 企業防災の促進
 - 1 企業自身の防災体制の強化支援（特に中小企業）
 - 2 災害支援における企業の参画

第3章 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認めたときは速やかに修正するものとする。

第 4 章 計画の体系

本計画は、次のように「一般計画編」、「震災対策計画編」、「原子力災害対策計画編」、「事故対策計画編」、「資料編」の 5 編で構成される。

各計画編では、次のような内容を定める。

1 「一般計画編」

風水害対策計画を中心に、災害対策で基本となる事項について定める。

2 「震災対策計画編」

南海トラフ地震対策を含む地震災害対策で必要となる事項について定める。

3 「原子力災害対策計画編」

原子力災害対策指針の改正（平成 24 年 10 月 31 日）により、市域の一部が関西電力（株）高浜発電所の緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に含まれるため、原子力災害の発生及び拡大の防止、原子力災害からの復興を図るために必要な事項について定める。

4 「事故対策計画編」

石油類流出事故対策計画、航空事故対策計画、鉄道災害対策計画、道路災害対策計画、危険物等災害対策計画、大規模火災対策計画、林野火災対策計画及び広域停電事故対策計画で構成し、次に示す危機分類 1 や危機分類 2 に含まれない危機分類 3 に含まれる危機管理の一部についても事故対策計画編で定める。

分 類	対 象
危機分類 1	災害対策基本法に基づく福知山市地域防災計画に規定する災害対策本部、事故対策本部又は災害警戒本部の設置が必要である災害 1 地震、風水害等の自然災害 2 大規模な事故等
危機分類 2	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民の保護に関する計画に規定する対策本部の設置が必要である事態 1 武力攻撃事態等 2 緊急処理事態（大規模なテロ等）
危機分類 3	危機のうち、危機分類 1 及び危機分類 2 に該当しない災害、事故その他の緊急の事態で危機対策本部の設置が必要である事態 1 暴動治安騒乱や要人への危害等 2 市庁舎の火災、爆発、その予告や個人情報等の管理システム障害、不審者の侵入等危機管理を行う本部組織に影響を与える、あるいは可能性がある事態 3 感染症の蔓延や医療事故等による住民の健康に影響を与える、あるいは可能性がある事態 4 廃棄物の不法投棄や環境汚染、水道の長期間断水等、住民生活に影響を与える、あるいは可能性がある事態 5 教育機関へ不審者が侵入した場合や行事中の事故、給食の食中毒等、教育活動に影響を与える、あるいは可能性がある事態 6 動物等による住民生活に影響を与える、あるいは可能性がある事態

5 「資料編」

計画の運営で必要となる、あるいは参考となる資料を記載する。

第 5 章 計画の周知徹底

この計画は、福知山市防災会議委員の属する機関をはじめ関係公共機関、その他防災関係機関において、平素から研究、訓練等の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画については、必要に応じ職員及び地域住民に周知徹底するものとする。

さらに、本市防災担当職員は、防災意識の高揚及び知識の普及を行うために、職員、学校教育機関、住民、防災上重要な施設管理者及び自主防災組織に対して指導に努めるものとする。

第 6 章 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、必要に応じて細部の活動計画等を別に作成し、この運用に万全を期するものとする。

第 7 章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

第 1 節 福知山市

- 1 福知山市防災会議及び福知山市災害対策本部に関する事務
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- 3 災害に関する予警報の伝達及び周知
- 4 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- 5 災害の防除と拡大の防止
- 6 救助、防疫等被災者の救助保護
- 7 災害応急対策、復旧資材等の確保
- 8 被災企業等に対する融資等の対策
- 9 被災市営施設の応急対策
- 10 災害時における文教対策
- 11 災害対策要員等の動員
- 12 災害時における交通及び輸送の確保

- 13 被災施設の復旧
- 14 市内関係機関及び団体が実施する災害応急対策等の連絡及び調整
- 15 前各号の目的を達するための他の地方公共団体との相互協力、地方公共団体の相互
応援に関する協定の締結

第2節 福知山市消防本部

- 1 消防に関する組織の整備
- 2 災害通信伝達体制の整備
- 3 消防に関する教育及び訓練
- 4 消防に関する物資及び資器材の整備
- 5 災害応急措置及び災害拡大の防止措置
- 6 災害予警報等の伝達
- 7 消防施設の災害復旧
- 8 その他本市の地域に係る災害の予防、災害応急対策に関し、福知山市防災会議が必要と認める事務又は業務の実施

第3節 京都府

- 第1 京都府中丹広域振興局（地域連携・振興部）
 - 1 京都府中丹災害対策支部に関する事務
 - 2 防災に関する組織の整備と訓練
 - 3 災害に関する予警報の連絡
 - 4 福知山市、自衛隊その他の関係機関等との連絡調整
 - 5 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
 - 6 被災者の救助保護
- 第2 京都府中丹広域振興局（農林商工部）
 - 1 治山施設及び農林業施設の被害状況調査並びに応急対策
 - 2 被災治山施設及び農林業施設の災害復旧
 - 3 被災企業等に対する融資等の対策
- 第3 京都府中丹西土木事務所（建設部）
 - 1 災害に関する予警報の連絡
 - 2 京都府水防警報河川における避難情報の対象地域、判断時期等についての助言
 - 3 河川、道路、橋梁等の被害状況調査及び応急対策
 - 4 災害時における水防活動の指導
 - 5 被災公共土木施設の災害復旧
 - 6 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知
- 第4 京都府中丹西保健所（健康福祉部）
 - 1 防疫用薬品の確保
 - 2 医療救護及び防疫対策
 - 3 医療機関の被害状況調査及び応急対策

第 5 京都府中丹家畜保健衛生所

- 1 家畜及び家きんの防疫指導

第 6 京都府福知山警察署

- 1 災害に関する情報収集及び広報
- 2 被災者の救出救助及び避難措置
- 3 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
- 4 被災地及びその周辺の交通規制
- 5 危険物の保安措置
- 6 災害警備用資機材の整備充実

第 7 京都府公営企業管理事務所

- 1 関係施設の被害状況調査及び応急復旧
- 2 災害時における工業用水の確保

第 4 節 指定地方行政機関

第 1 近畿地方整備局（福知山河川国道事務所）

- 1 公共土木施設の整備及び防災管理
- 2 由良川水防予警報等の発表伝達
- 3 由良川洪水予報又は水位到達情報の通知の市長への通知
- 4 由良川における避難情報の対象地域、判断時期等についての助言
- 5 被災施設の応急対策及び復旧
- 6 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知

第 2 大阪管区气象台（京都地方气象台）

- 1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援と助言
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

第 5 節 自衛隊（陸上自衛隊第 7 普通科連隊）

- 1 災害の予防及び災害応急対策の支援

第 6 節 指定公共機関

第 1 西日本電信電話株式会社（京都支店）

- 1 災害時における緊急通話の取扱い
- 2 被災電気通信施設の応急対策及び復旧

第 2 西日本旅客鉄道株式会社

- 1 列車事故の予防対策の確立
- 2 鉄道施設等の保全

- 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送
- 4 鉄道通信施設の確保と通信連絡の協力
- 第 3 関西電力株式会社
 - 1 ダム施設等の整備と防災管理
 - 2 災害時における電力供給
 - 3 被災施設の応急対策及び復旧
- 第 4 関西電力送配電株式会社
 - 1 電力供給施設等の整備と防災管理
 - 2 災害時における電力供給
 - 3 被災施設の応急対策及び復旧
- 第 5 日本通運株式会社（京都支店）
 - 1 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力
- 第 6 日本赤十字社（京都府支部）
 - 1 災害時における救護班の編成と医療、助産等の救護
 - 2 災害救助等のボランティアの連絡調整
 - 3 義援金品等の募集配分
- 第 7 日本放送協会（京都放送局）
 - 1 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
 - 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分
 - 4 住民に対する情報の提供
- 第 8 日本郵便株式会社
 - 1 災害時における郵便物の送達確保
 - 2 被災地あて救助用郵便物の料金の免除
 - 3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - 4 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - 5 郵便局の窓口業務の維持

第 7 節 指定地方公共機関

- 第 1 北近畿タンゴ鉄道株式会社及び WILLER TRAINS 株式会社
 - 1 鉄道施設等の保全
 - 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - 3 鉄道通信施設の確保と通信連絡の協力
- 第 2 株式会社京都放送
 - 1 防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - 2 災害応急対策等の周知徹底
 - 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 第 3 株式会社エフエム京都
 - 1 から 3 同上

第 4 一般社団法人京都府エルピーガス協会（福知山支部）

- 1 プロパンガスによる災害の防止及び保安の確保
- 2 災害時におけるプロパンガスの供給確保
- 3 協会所属のプロパン取扱機関との連絡調整

第 8 節 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

第 1 農業協同組合、森林組合及び由良川漁業協同組合

- 1 防災営農対策の指導及び助成
- 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧
- 3 関係地元地区への予警報の伝達協力並びに関係地区の災害情報及び被害状況について福知山市災害対策本部への報告
- 4 被災組合員に対する融資又はそのあっ旋
- 5 生産資材等の確保又はそのあっ旋

第 2 病院等経営者

- 1 避難施設の整備と避難の訓練
- 2 災害時における医療の確保と負傷者等の医療、助産及び救護

第 3 金融機関

- 1 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置

第 4 ガス類取扱機関

- 1 ガス類施設等の整備と防災管理
- 2 災害時におけるガス類の供給
- 3 被災施設の応急対策及び復旧

第 5 石油類取扱機関

- 1 石油類貯蔵施設等の整備と防火管理
- 2 災害時における石油類の供給
- 3 被災施設の応急対策及び復旧

第 6 自動車輸送機関

- 1 安全輸送の確保
- 2 災害時における救助物資、避難者等の輸送の協力

第 7 報道機関

- 1 住民に対する防災知識の普及と予警報等の広報活動
- 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分

第 8 学校法人

- 1 避難施設の整備と避難の訓練
- 2 被災時における応急教育対策
- 3 被災施設の復旧

第8章 福知山市の概況と災害特性

第1節 福知山市の概況

第1 福知山市の地勢

本市は、京都府の北西にあって、西及び南を兵庫県に、東を綾部市及び京丹波町に、北は舞鶴市、宮津市及び与謝野町に接している。

(平成18年1月1日合併時点) 資料：総務部総務課

面積	周囲	広ぼう		海拔		市役所の位置	
		東西	南北	最高	最低	東経	北緯
552.5 平方 km	174.2km	37.1km	34.3km	839.17m	7.11m	135 度 07 分	35 度 17 分

由良川が貫流する福知山盆地の中心を占め、その支流である牧川、土師川及び和久川が市内で合流している。

盆地の周辺には、主に洪積層からなる段丘が発達し、最も著しいものは、本市の南東部にある長田野で面積約4km²、平均標高約70mの段丘である。

福知山盆地は、かつて湖沼で周囲の山地から流出した土砂が堆積し、その後地殻の隆起によって湖沼が消滅し、由良川がこの堆積層を開析して盆地の周辺に段丘を形成したものと考えられている。

第2節 風水害の特性

第1 風水害の誘因

市史や既存の資料を用いて、本市において大規模な水害を生じさせる危険性のある気象条件をとりまとめると、次の(1)～(3)のようになるが、これらの条件に加え、豪雨の中心が由良川と土師川上流域にかかる場合は、市内でも排水不良による内水被害等が発生しやすくなると考えられる。

- (1) 台風が近畿地方を通過する場合
- (2) 近畿地方にかかる前線が発達する場合
- (3) その他、強い雨の降雨域が近畿地方にかかる場合

特に過去に甚大な被害を生じさせた既往台風の進路に沿って、台風が接近するような場合は注意を要する。

第2 風水害の危険性

風水害は、水害と土砂災害に大別され、水害は、河川水の越流や堤防破堤等による外水氾濫と河川水位の上昇に伴って堤内地で生じる内水氾濫に分けられる。

1 水害

本市における水害として、由良川と土師川等の破堤又は溢流による外水氾濫と由良川への内水排除ができない場合(由良川の水位が支流の水位より高く、かつ、揚排水が河川等の流量を下回る場合)に生じる内水氾濫がある。

本市が位置する福知山盆地は、非常に低く由良川と牧川の合流点付近では、標高12m

にすぎない。したがって、由良川等の堤防が決壊した場合には、本市全域にわたる広い範囲で外水による浸水被害が生じる危険性がある。このような破堤による外水氾濫では、水位が急激に上昇するため、人的被害、建物被害等が生じる危険性が高く、さらに水位が下がるまでに長時間を要し、破堤箇所が修復されるまで再度浸水する危険にさらされる等、被害は大きくなる。

台地・段丘面や山地部については、水害の発生する危険性は一般に低い、山地や台地・段丘間に形成される谷底平野では、周囲の雨水が集まりやすく、長時間にわたって少しずつ降る雨に対しては、比較的安全であるが、集中豪雨のように河道の流下能力を超えるような雨が短時間に降るような場合には、浸水被害が生じる危険性がある。ただし、長時間にわたって少しずつ降る雨に対しても、河道断面の狭小な区間や河床勾配が緩やかな区間では、浸水が生じる危険性があり注意が必要である。

一方、本市における内水氾濫の被害が起こり得るのは、河川の氾濫等でできた低地地形やまわりから水が集まりやすい凹地等である。すなわち低地の微地形でいうと、谷底平野、氾濫平野、後背湿地、旧河道等である。このような地形では雨水が集まりやすく、水害の危険性は最も高い。

2 土砂災害

土砂災害の発生する地域は、山地・丘陵斜面、山間の谷底平野のほか、台地・段丘周辺の段丘崖や造成地内における盛土部分等が挙げられる。

本市の南東部にある長田野は、平均標高約 70m の段丘である。斜面勾配が急峻で斜面崩壊等の土砂災害の発生しやすい条件下にあり、大雨等による滑動や河道閉塞による土石流の発生等の危険性がある。

第3 既往風水害

本市における気象災害の主なものは、資料編第9章一参2「福知山市気象災害・火災等災害履歴一覧表」に示すとおりである。また、近年の気象災害は次の表のとおりである。

近年の気象災害

西暦	年号	月 日	災害の種類	災害の原因	主な被害地域	主な観測値
2004	平成16年	9月30日	浸水害,強風害,土砂災害,洪水害	台風第21号	市内全域	期間降水量174.5mm(舞鶴9月25日~9月30日) 河川水位 由良川 4m28cm(9月30日2時)
2004	平成16年	10月20日	浸水害,強風害,土砂災害,洪水害	台風第23号	市内全域	期間降水量326.0mm(舞鶴10月18日~10月21日) 河川水位 由良川 7m55cm(10月20日22時)
2006	平成18年	7月17日	強雨害,土砂災害	豪 雨	市内全域	期間降水量183.0mm(舞鶴7月17日~7月19日) 河川水位 由良川 5m00cm(7月19日8時)
2009	平成21年	8月1,2日 8月8,9日	強雨害,土砂災害,浸水害	集中豪雨	市内全域	最大時間雨量62.5mm(1日5~6時) 51.0mm(10日2~3時) 河川水位 牧川 3m93cm(8月10日3時)
2011	平成23年	5月29~30日	強雨害,土砂災害,浸水害	台風第2号	主に市内北西部	総雨量164mm(福知山) 河川水位 由良川 5m14cm
2011	平成23年	9月20~22日	強雨害,土砂災害,浸水害	台風第15号	市内全域	総雨量243mm(福知山) 河川水位 由良川 5m73cm
2013	平成25年	9月15~16日	強雨害,土砂災害,浸水害	台風第18号	主に遷喬大江町	総雨量216mm(福知山) 河川水位 由良川 8m30cm(9月16日8時)
2014	平成26年	8月15~17日	強雨害,土砂災害,浸水害	集中豪雨	市街地	総雨量357.5mm(福知山) 河川水位 由良川 6m48cm(8月17日5時)
2017	平成29年	10月22~23日	強雨害,土砂災害,浸水害	台風第21号	市内全域	総雨量200mm(福知山) 河川水位 由良川 7m39cm(10月23日4時30分)
2018	平成30年	7月5日~8日	強雨害,土砂災害,浸水害	豪 雨	市内全域	総雨量439mm(福知山) 河川水位 由良川 6m52cm(7月7日11時00分)
2023	令和5年	8月14~15日	強雨害,土砂災害,浸水害	台風第7号	主に大江町	ピーク時の降水量 5時間で273mm(大雲橋) (14日21時~15日02時) 河川水位 由良川 1m96cm (8月15日18時00分)

第3節 福知山市の風水害想定

一般計画編で想定している災害は、水害、風害、雪害、霜、雹害、雷害等のさまざまな気象災害である。ここでの想定は、次のとおりとする。

水害： 本市の中核機能あるいは支所等の機能が著しく損なわれる可能性があり、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等において孤立地区が発生する可能性がある水害を想定水害とする。

風害： ダウンバースト、竜巻等で農作物、建物、交通機関等に著しく影響を与える可能性がある強風による災害を想定風害とする。

雪害： 孤立地区が発生する等、交通機関に著しい影響を与え、除雪を行わないと建物等の倒壊が生ずる可能性がある雪害を想定雪害とする。

霜・雹害・雷害： 農作物等への影響が著しく対策を行わないと市民生活に多大の影響を与える可能性がある災害を想定災害とする。

第 2 部 災害予防計画

第2部 災害予防計画

第1章 気象予警報等の伝達計画

＜市民総務部危機管理室、消防本部、各支所＞

第1節 計画の方針

気象等の観測及び予想した状況を迅速かつ的確に伝達するため、関係機関の一体的活動による通信の確保、伝達組織及び方法、警報等の発表基準等について定める。

第2節 計画の内容

第1 気象予報警報の伝達系統及び方法

1 一般の利用に適合する伝達系統図及び方法

京都府における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下この節において「一般」という。）予報及び警報（以下この節において「予報警報」という。）、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下この節において「気象情報」という。）」の発表については、地震及び津波に関するものを除き、京都地方気象台が京都府内の地域を分割して担当し、その区域、防災活動に利用する予報警報及び気象情報（以下この節において「予報警報等」という。）の種類、発表基準、その他について定める。

（1）予報区

本市は、京都地方気象台が担当する一次細分区域の「北部」に、市町村等をまとめた地域の「福知山」に属する。「京都府予報警報区域細分図」に示す。

〔京都府予報警報区域細分図〕



注1 「一次細分区域」は、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、気象台が天気予報を定期的に細分して行う区域。

注2 「市町村等をまとめた地域」は、放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域（福知山市は単独）とする。

一般計画編
第2部 災害予防計画

(2) 警報・注意報発表基準

〔警報・注意報基準表〕令和6年5月23日現在

発表官署			京都地方気象台		
府県予報区			京都府		
一次細分区域			北部		
市町村等をまとめた地域			福知山		
警 報	大 雨	浸水害	表面雨量指数基準	16	
		土砂災害	土壌雨量指数基準	124	
	洪 水	流域雨量指数基準	宮川流域＝11.9, 尾藤川流域＝6.8, 在田川流域＝6, 花倉川流域＝7.8, 大呂川流域＝6.2, 牧川流域＝24.1, 和久川流域＝11.1, 土師川流域＝23.7, 大谷川流域＝5.7, 相長川流域＝5.9, 雲原川流域＝10.9, 佐々木川流域＝10.4, 畑川流域＝9.6, 千原川流域＝6.8, 直見川流域＝8.5, 弘法川流域＝4.2, 竹田川流域＝26, 川合川流域＝13.2, 榎原川流域＝ 7.1, 田中川流域＝3.4		
		複合基準*1	由良川流域＝（7, 47.8）, 宮川流域＝（5, 11.8）, 尾藤川流域＝（5, 4.8）, 在田川流域＝（5, 4.7）, 大呂川流域＝（5, 5.5）, 牧川流域＝（7, 17.9）, 和久川流域＝（11, 9.1）, 土師川流域＝（11,20.6）, 大谷川流域＝（5, 4.6）, 相長川流域＝（5, 4.9）, 雲原川流域＝（5,9.8）, 弘法川流域＝（5, 3.7）, 榎原川流域＝（5, 6.7）, 田中川流域＝（5, 2.8）		
		指定河川洪水予報による基準	由良川下流[福知山], 由良川中流[綾部]		
	暴 風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大 雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 35cm	
			山地	12 時間降雪の深さ 45cm	
	注意報	大 雨	表面雨量指数基準	7	
土壌雨量指数基準			87		
洪 水		流域雨量指数基準	宮川流域＝9.5, 尾藤川流域＝5.4, 在田川流域＝4.8, 花倉川流域＝6.2, 大呂川流域＝4.9, 牧川流域＝19.2, 和久川流域＝8.8, 土師川流域＝18.9, 大谷川流域＝4.6, 相長川流域＝4.7, 雲原川流域＝8.7, 佐々木川流域＝8.3, 畑川流域＝7.6, 千原川流域＝5.4, 直見川流域＝6.8, 弘法川流域＝3.4, 竹田川流域＝20.8, 川合川流域＝10.5, 榎原川流域＝5.6, 田中川流域＝2.6		
		複合基準	由良川流域＝(6, 20.8), 宮川流域＝(5, 9.5), 尾藤川流域＝(5, 4.3), 在田川流域＝(5, 4.2), 大呂川流域＝(5, 3.9), 牧川流域＝(5, 16.1), 和久川流域＝(5, 8.2), 土師川流域＝(6, 15.1), 大谷川流域＝(5, 4.1), 相長川流域＝(5, 3.8), 雲原川流域＝(5, 8.7), 佐々木川流域＝(5, 8.3), 畑川流域＝(5, 7.6), 千原川流域＝(5, 5.4), 直見川流域＝(5, 6.8), 弘法川流域＝(5, 2.6), 川合川流域＝(5, 10.5), 榎原川流域＝(5, 5.6), 田中川流域＝(5, 2)		
		指定河川洪水予報による基準	由良川下流[福知山], 由良川中流[綾部]		
強 風		平均風速	12m/s		
風 雪		平均風速	12m/s 雪を伴う		
大 雪		降雪の深さ	平地	12 時間の降雪の深さ 15cm	
			山地	12 時間の降雪の深さ 20cm	
雷		落雷等により被害が予想される場合			
融 雪					
濃 霧		視程	100m		
乾 燥		最小湿度 40%で実効湿度 70%			
なだれ		①積雪の深さ 40cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 70cm 以上あり最高気温 7℃以上又はかなりの降雨 ※1			
低 温		最低気温・4℃以下 ※1			
霜		晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で 具体的には最低気温が 4℃以下になると予想される場合			
着 氷					
着 雪		24 時間降雪の深さ 30cm 以上 気温:0℃～3℃			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	90mm		

※ 1 気温は舞鶴特別地域気象観測所の値

一般計画編
第2部 災害予防計画

※基準表の見方

①複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

②土壌雨量指数値は、1km四方ごとに設定している。欄中、土壌雨量指数は、市内における基準値最低値を示す。

【参考】表面雨量指数：短時間の降雨による浸水の危険性を示す指標で地表面にたまる雨水の量を示す指標

土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で土壌中にたまっている雨水の量を示す指数

流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数

(3) 気象等に関する特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨、暴風、暴風雪、大雪が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、最大限の警戒を呼びかけるため発表される。(平成25年8月30日～運用開始) 特別警報が発表された場合には、本市は直ちに住民へ周知する措置を取らなければならない。

ア 発表単位

市町村単位

イ 発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

●福知山市の特別警報の発表基準値

○指数を用いた大雨特別警報(土砂災害、浸水害)の基準値

大雨特別警報(土砂災害)の基準値(令和2年7月30日現在)

指標の種類	数値
土壌雨量指数	294

大雨特別警報(浸水害)の基準値(令和5年6月8日現在)

指標の種類	数値
表面雨量指数	32
流域雨量指数	宮川流域=20.8、尾藤川流域=9、在田川流域=8、花倉川流域=10.3、大呂川流域=10.1、牧川流域=31.8、和久川流域=16.3、土師川流域=37.3、大谷川流域=9.1、相長川流域=8.9、雲原川流域=14.4、佐々木川流域=13.6、畑川流域=12.7、千原川流域=9、直見川流域=11.3、弘法川流域=8.5、竹田川流域=34.3、川合川流域=17.4、榎原川流域=9.4、田中川流域=4.7

(注) 大雨特別警報は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する各種雨量指数の値以上となる1km格子がまとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に発表される。

○台風等を要因とする指標：「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以

一般計画編
第2部 災害予防計画

上) の台風や同程度の温帯低気圧

(注1) 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)に発表されている暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

(注2) 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

○大雪特別警報の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深の値(令和5年11月1日現在)

地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
舞鶴	83	87
京都	19 (*)	41
峰山	125	110
美山	78	74

(注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

(注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

(注3) “*” が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

(4) 火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

(5) 予報警報の発表、継続、切替及び解除

ア 発表及び継続

予報警報は、雨量等が発表基準に達するおそれが生じた場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。

イ 切替

いずれかの予報警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな予報警報に切替えられる。

ウ 解除

予報警報の解除の通知は、これまで継続中の予報警報のすべてを解除する場合にのみ行う。

(6) 予報警報の伝達

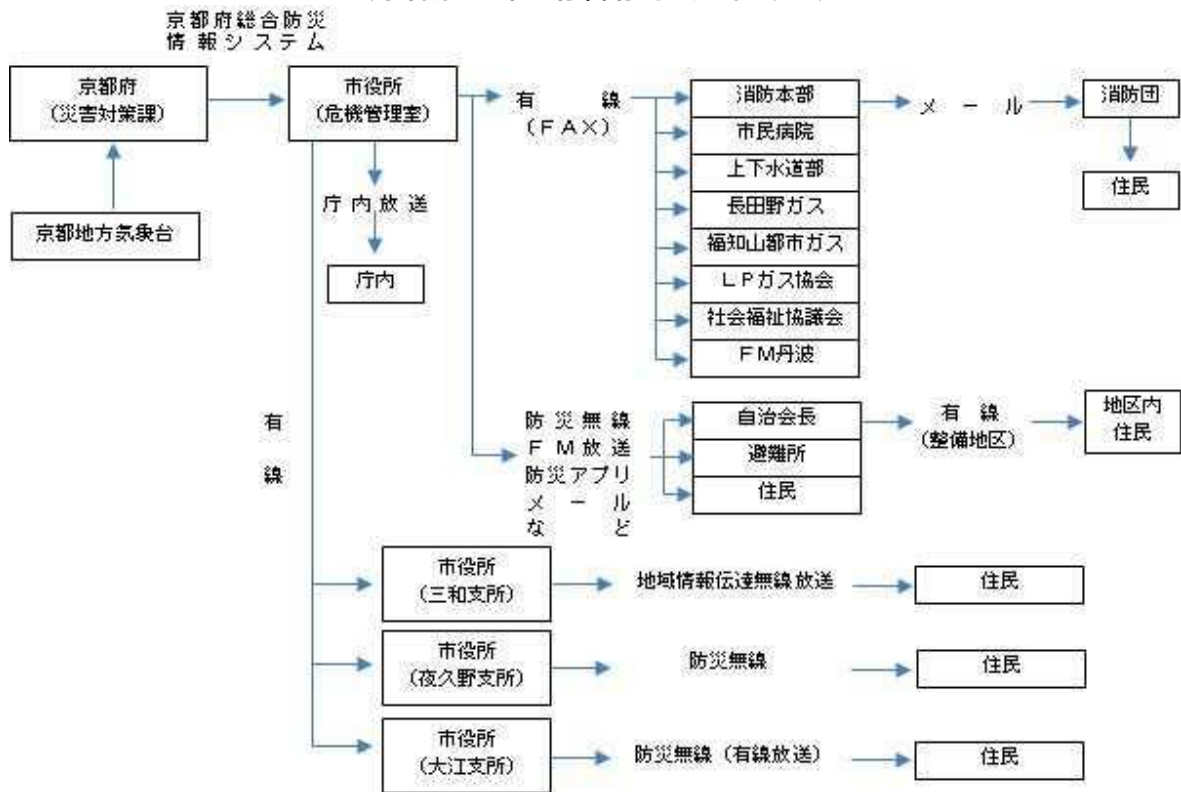
ア 伝達

予報警報は、気象台の〔注意報・警報伝達様式〕により伝達される。(例文1)

イ 経路

予報警報の伝達手段及び経路については、「京都府北部予報警報等伝達経路図」に示す。

〔京都府北部予報警報等伝達経路図〕



(7) 気象情報

ア 台風情報

(ア) 発表

「令和〇年台風第〇号に関する京都府気象情報」(以下この節において「台風情報」という。)は、京都地方気象台が発表する。

(イ) 内容

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況、これらについての予想、警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。

(ウ) 伝達

台風情報は「台風情報伝達様式」を用いて伝達される。(例文2)

イ 大雨(雪)情報

(ア) 発表

「大雨(雪)に関する京都府気象情報」(以下この節において「大雨(雪)情報」という。)は、京都地方気象台が発表する。

(イ) 内容

大雨(雪)情報は、大雨(雪)が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨(雪)の実況、予測、警戒事項等を報ずる。

(ウ) 台風情報との関係

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

(エ) 伝達

大雨(雪)情報は、「大雨(雪)伝達様式」を用いて伝達する。(例文3)

ウ 記録的短時間大雨情報

(ア) 発表

記録的短時間大雨情報は、気象庁が発表する。

(イ) 発表基準

一般計画編
第2部 災害予防計画

1 時間に 90mm 以上の猛烈な雨が観測又は解析され、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合にその事実を報ずる。

（ウ）意義

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

（エ）伝達

記録的短時間大雨情報は、「記録的短時間大雨情報伝達様式」を用いて伝達する。

（例文 4）

エ 土砂災害警戒情報

（ア）発表

「京都府土砂災害警戒情報」は、市町村ごとに京都府と京都地方気象台が共同で発表する。

（イ）内容

土砂災害警戒情報は、警戒対象地域、警戒文、補足情報を報ずる。

（ウ）意義

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

（エ）発表基準等

a 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として 60 分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、1 キロメッシュごとに複数の土砂災害が発生した過去（1988 年～2004 年）の事例を参考に基準値を定めた。

平成 30 年に検証対象災害事例（1988 年～2015 年）、令和 2 年に検証対象災害事例（1991 年～2018 年）を再整理したうえで、基準値の見直しを実施した。

b 過去の災害がない 1 キロメッシュについては、等 RBFN 出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同様の基準値を定めた。

c 気象庁の降水短時間予報を利用して基準値に到達する数時間前に土砂災害警戒情報を発表する。

（オ）伝達

土砂災害警戒情報は、「土砂災害警戒情報伝達様式」を用いて伝達する。（例文 5）

オ 竜巻注意情報

（ア）発表

竜巻注意情報は、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府北部など）で気象庁が発表する。

（イ）内容

雷注意報が発表されている時に、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表する。

（ウ）意義

本情報は、落雷、突風、ひょう等に注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その旨を速報する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。

（エ）伝達

竜巻注意情報は、「竜巻注意情報伝達様式」を用いて伝達する（例文 6）

一般計画編
第2部 災害予防計画

(オ) 有効期間

竜巻注意情報の有効期間は、発表から1時間である。

カ その他の気象情報

(ア) 標題

その他の気象情報には、対象区域名と現象名を明示して、例えば「京都府北部の長雨に関する気象情報」のような標題を付ける。

(イ) 種類

気象情報の対象とされる現象には、長雨、少雨、低温等がある。

(ウ) 構成

定形化されていない気象情報は、「a 標題 b 発表年月日時 c 発表機関名 d 見出し e 本文」により構成される。

(エ) 意義

これらの情報は、次の場合に発表する。

a 注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意を改めて喚起する必要がある場合

b 長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがるおそれがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合

(オ) 伝達

定形化の困難な各種の気象情報については、特定の受報用紙を定めないが、正確で迅速な伝達に努める。

一般計画編
第2部 災害予防計画

●注意報・警報発表例（例文1）

令和○年○月○日○時○分 京都地方気象台発表

（京都府では、○日夜のはじめ頃から○日夜遅くまで土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水、暴風に警戒してください。）

京都市〔警報〕大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風〔注意報〕雷
福知山市〔警報〕大雨（土砂災害、浸水害）〔注意報〕雷、強風、洪水
舞鶴市〔警報〕大雨（浸水害）〔注意報〕雷、強風、波浪、洪水
綾部市〔警報〕大雨（浸水害）〔注意報〕雷、強風、洪水
宇治市〔警報〕大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風〔注意報〕雷
宮津市〔警報〕大雨（浸水害）〔注意報〕雷、強風、波浪、洪水
亀岡市〔警報〕大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風〔注意報〕雷
城陽市〔警報〕大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風〔注意報〕雷
向日市〔警報〕大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風〔注意報〕雷
・
・
・
・
・
・

●台風情報発表例（例文2）

令和○年 台風第○号に関する京都府気象情報 第○号
令和○年○月○日○時○○分 京都地方気象台発表

（見出し）

京都府では、台風第○号の影響により○日は大雨となるおそれがあります。土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水に十分注意してください。

（本文）

強い台風第○号は、○日○時には足摺岬の南南東約 270 キロにあって、ゆっくりした速さで北東へ進んでいます。中心の気圧は 970 ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は 35 メートル、最大瞬間風速は 50 メートルで、中心の北側 220 キロ以内と南側 165 キロ以内では風速 25 メートル以上の暴風となっています。

台風は強い勢力を維持したまま、次第に進路を東に変えて○日朝から昼前にかけて京都府へ最も接近する見込みです。

台風の北上により前線の活動が活発となる見込みです。○日は、雨雲が予想より発達した場合は、警報級の大雨となる可能性があります。

〔雨の予想〕

○日○時から○日○時までに予想される 24 時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 ○○ミリ

南部 ○○ミリ

その後、○日○○時から○日○○時までに予想される 24 時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 およそ○○ミリ

南部 およそ○○ミリ

〔風の予想〕

○日にかけて、北部の海上では強い風が吹くでしょう。

○日から○日にかけて予想される最大風速（最大瞬間風速）

北部陸上 ○○メートル（○○メートル）

北部海上 ○○メートル（○○メートル）

南部陸上 ○○メートル（○○メートル）

〔波の予想〕

○日にかけて、北部の海上では波が高いでしょう。

○日から○日にかけて予想される波の高さ

北部 ○メートル

〔防災事項〕

土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水に十分注意してください。

強風、高波に注意してください。

〔補足事項〕

最新の台風情報や、今後発表する防災情報に留意してください。

次の「令和○年 台風第○号に関する京都府気象情報」は、○日○時頃に発表する予定です。

一般計画編
第2部 災害予防計画

●大雨（雪）に関する情報発表例（例文3）

大雨に関する京都府気象情報 第〇号
令和〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 京都地方気象台発表

（見出し）

北部では、〇日夕方にかけて土砂災害に、〇日昼前にかけて低い土地の浸水や河川の増水に十分注意してください。

（本文）

梅雨前線が西日本に停滞しており、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んで、京都府では大気的不安定な状態が続いています。前線が引き続き〇日も西日本に停滞するため、局地的に雷雲が発達するでしょう。

雨雲が予想以上に発達した場合には、北部では警報級の大雨となる可能性もあります。

〔雨の実況〕

降り始め（〇日〇〇時〇〇分）から〇日〇〇時〇〇分までの降水量（アメダスによる速報値）

福知山市坂浦 〇〇.〇ミリ

京丹波町本庄 〇〇.〇ミリ

南丹市美山 〇〇.〇ミリ

〔雨の予想〕

北部では〇日昼前にかけて、局地的に雷を伴った激しい雨が降るでしょう。

〇日に予想される1時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 〇〇ミリ

南部 〇〇ミリ

〇日〇〇時から〇日〇〇時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 〇〇ミリ

南部 〇〇ミリ

〔防災事項〕

土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水に十分注意してください。

落雷、突風に注意してください。

〔補足事項〕

今後発表する警報、注意報、気象情報に留意してください。

次の「大雨に関する京都府気象情報」は、〇日〇〇時頃に発表する予定です。

●記録的短時間大雨情報発表例（例文4）

京都府記録的短時間大雨情報 第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表

〇〇時〇〇分京都府で記録的短時間大雨

舞鶴市西部付近で120ミリ以上

福知山市坂浦で92ミリ

一般計画編
第2部 災害予防計画

●土砂災害警戒情報発表例（例文5）

京都府土砂災害警戒情報 第×号

令和△△年□□月□□日 □時□分

京都府 京都地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

京都市伏見区 京都市山科区 京都市西京区 福知山市旧福知山市域* 福知山市夜久野町*
宇治市 亀岡市 南丹市八木町

【警戒解除地域】

京都市北区 京都市左京区 京都市右京区 南丹市美山町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

＜概況＞

大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

＜とるべき措置＞

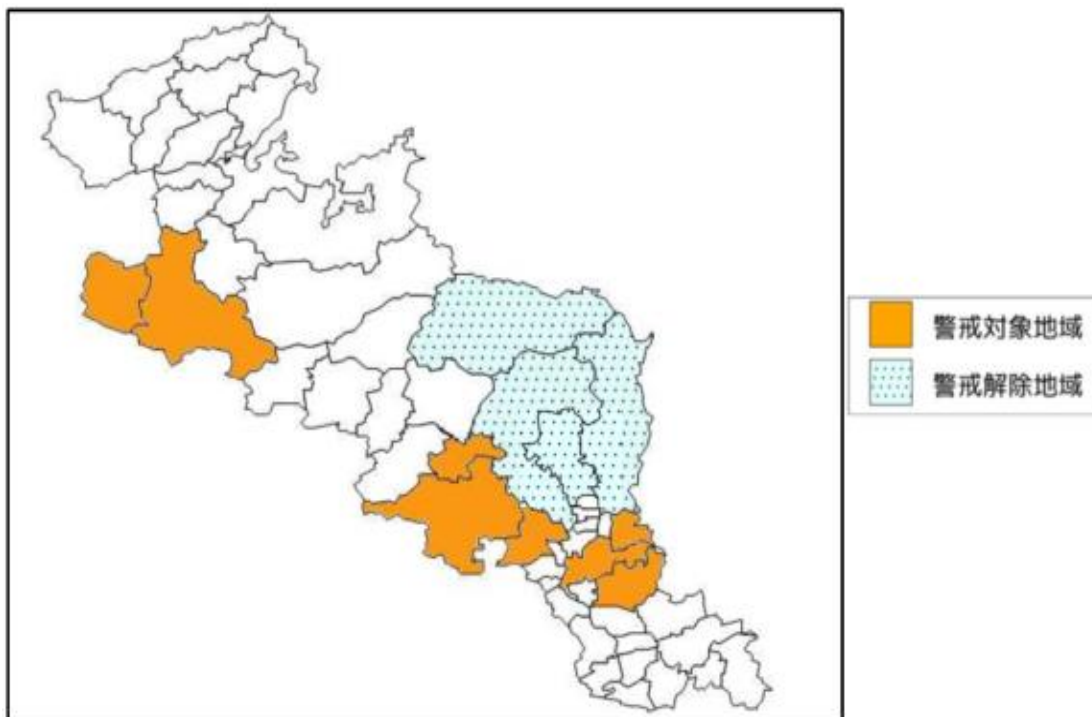
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市町村から発表される情報に注意してください。

【補足情報】

危険度が高まっている区域は、京都府や気象庁のホームページ等でも確認できます。

京都府「京都府土砂災害警戒情報システム」内の「土砂災害危険度情報」

気象庁「土砂キキクル（大雨警報）の危険度分布」



問い合わせ先

075-414-5318（京都府建設交通部砂防課）

075-841-3008（京都地方気象台）

●竜巻注意情報発表例（例文6）

京都府竜巻注意情報 第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表

京都府南部、北部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。

2 火災警報

(1) 発表基準

ア 市長は火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報（以下この節において「火災警報」という。）を発表することができる。ただし、火災警報を発表しない場合でも、必要と認めたときは、乾燥、強風等の気象の状況を住民等に伝達する。

イ 市長が単独に火災警報を発表する場合の基準は、次の各号の一つに掲げる気象状況で、かつ、市長が火災の予防上危険であると認める場合とする。

（ア）実効湿度が70%以下となり、かつ、最小湿度が40%以下となるとき。

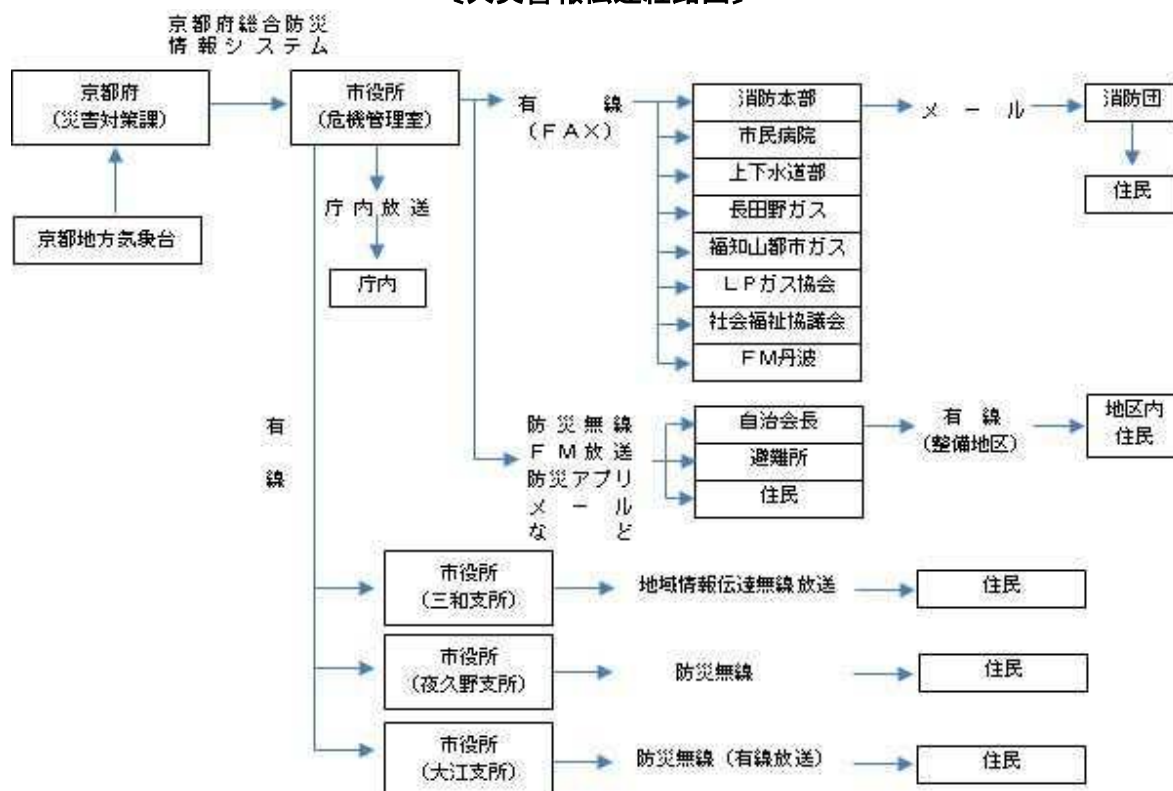
（イ）平均風速が毎秒12m以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき。

ウ 市長は火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置をとらなければならない。

(2) 伝達系統

火災警報を発表したときは、次の経路により伝達する。

〔火災警報傳達経路図〕



京都府の火災気象通報 (参考)

火災気象通報

消防法第 22 条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都地方気象台は京都府に対し、火災気象通報を行う。

(1) 通報区域

「一次細分区域」単位での通報とする。

(2) 通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

(3) 通報内容及び時刻

毎日５時頃に、翌日９時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予測される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時通報する。

(4) 市町村長が行う「火災警報」

ア 市町村長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発表することができる。

イ 市町村長が単独に火災警報を発表する場合の基準は、次による。

(ア) 実効湿度が南部では 60%以下、北部では 70%以下となり、かつ、最小湿度が 40%以下となるとき。

(イ) 平均風速が毎秒 12m 以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき。

ウ 市町村長は火災警報を公表したときは、火災予防上必要な措置を取らなければならない。

一般計画編
第2部 災害予防計画

3 指定河川に対する洪水予報及び水防警報

(1) 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報

洪水によって国民の経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について、気象庁の機関と国土交通省の機関が共同して洪水注意報及び警報を発表し、一般住民に周知する。

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により洪水予報を行う河川及び区域は、次のとおりである。

〔由良川洪水予報指定河川〕

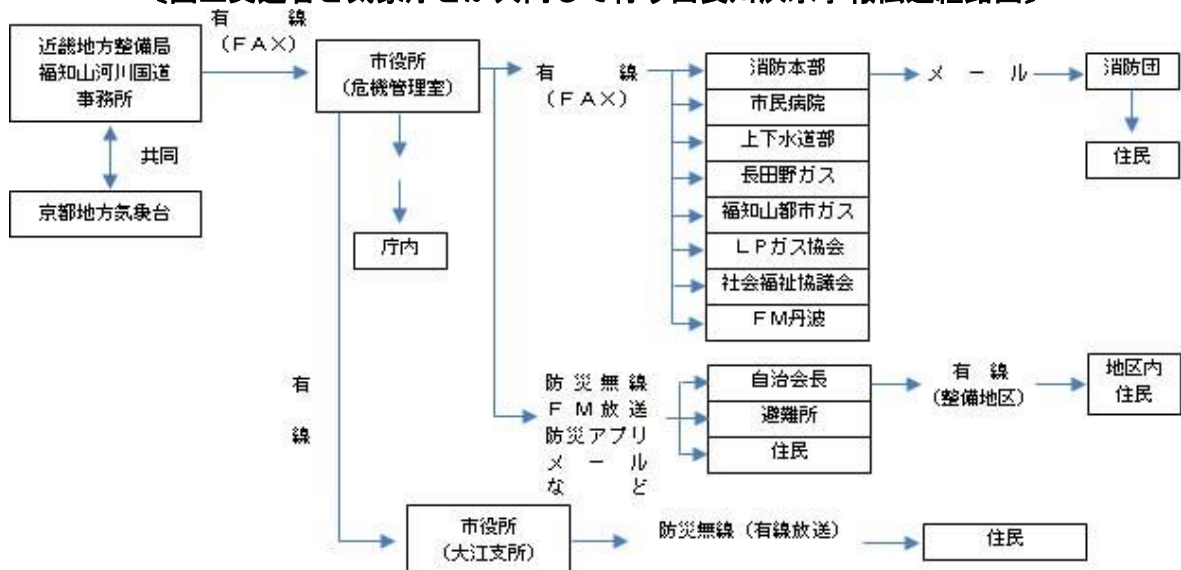
河川名	区 域	水 位 観測所	洪水予報発表者	氾濫注意 水 位	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位	計画高 水 位
由良川 下 流 由良川	左岸 福知山市字前田地先から海まで 右岸 福知山市字猪崎地先から海まで	福知山	近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長	4.00	5.00	5.90	7.74
由良川 下 流 土師川	左岸 福知山市字堀地先から由良川への合流地点 右岸 福知山市字土師地先から由良川への合流地点						
由良川 中 流	左岸 綾部市野田町西ノ谷百五番地先から福知山市字前田地先まで 右岸 綾部市味方町鷺谷六番地先から福知山市字猪崎地先まで	綾部	京都地方気象台長	3.50	5.00	6.00	8.12

※氾濫危険水位とは、基準点が受け持つ予報区域において、洪水が堤内地へ溢れる（無堤部は浸水被害が発生する）おそれのある水位

ア 洪水予報の通報連絡系統

由良川洪水予報は、次の経路により伝達する。

〔国土交通省と気象庁とが共同して行う由良川洪水予報伝達経路図〕



一般計画編
第2部 災害予防計画

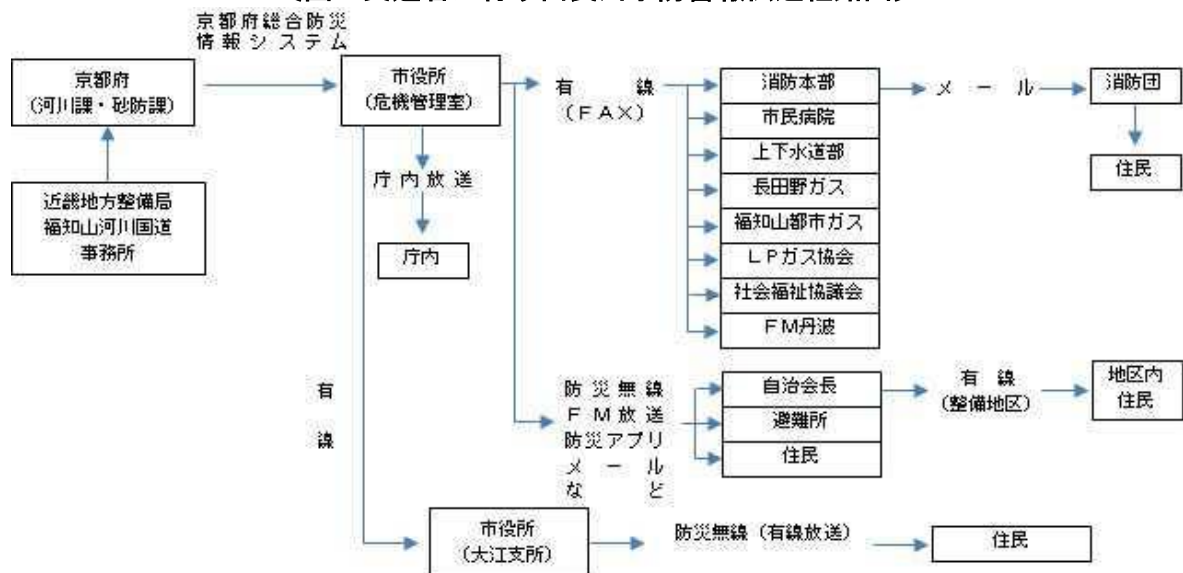
(2) 国土交通省が行う水防警報

水防法第16条第1項の規定により水防警報を行う河川及び区域、伝達経路は、次のとおりである。

〔由良川水防警報河川及び区域〕

河川名	区 域		名 称	対象水位観測所				水防警報発表者
				地 名	位 置	氾濫注意 水 位	計画高 水 位	
由良川 幹 川	左岸	綾部市野田町西ノ谷 105 番地先から海まで	福知山	福知山市寺町	河口より 36.60km	4.00	7.74	近畿地方整備局 福知山河川国道 事務所長
	右岸	綾部市味方町鷺谷 6 番地先から海まで	綾部	綾部市味方町	河口より 51.90km	3.50	8.12	
支 川 土師川	左岸	福知山市字堀地先から幹川合流点まで	福知山	福知山市寺町	河口より 36.60km	4.00	7.74	
	右岸	福知山市字土師地先から幹川合流点まで						

〔国土交通省が行う由良川水防警報伝達経路図〕



(3) 知事が行う水防警報、水位情報の通知・周知

ア 水防警報

水防法第16条の規定により指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたとき、水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。

(ア) 警報事項等

a 警報事項

- (a) 準備・・・水防資材及び器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
- (b) 出動・・・水防団員の出動の必要性を示すもの
- (c) 解除・・・水防活動の終了を通知するもの

b 流域の雨量、対象水位観測所の水位

イ 水防警報の発表時期

(ア) 水防警報(準備)

一般計画編
第2部 災害予防計画

- 水防団待機水位（指定水位）に達したとき
- (イ) 水防警報（出動）
氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- (ウ) 水防警報（解除）
氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要がなくなったとき
- ※ 水防団待機水位（指定水位）を下回り、以降において水位上昇の見込みのないとき
- ※ 気象予警報の解除により、京都府中丹西土木事務所の水防待機体制を解除するとき

ウ 避難判断水位に係る水位情報の通知・周知

水防法第13条第2項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、避難判断水位に達したとき京都府は関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により一般に周知する。また、河川防災カメラ画像についても、インターネット及び地上デジタル放送により一般に周知する。

なお、水位情報の通知・周知を行う河川については、順次、避難判断水位を設定し、浸水想定区域を指定する。

その浸水想定区域図は、京都府砂防課、関係土木事務所等で閲覧に供する。

〔水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等〕

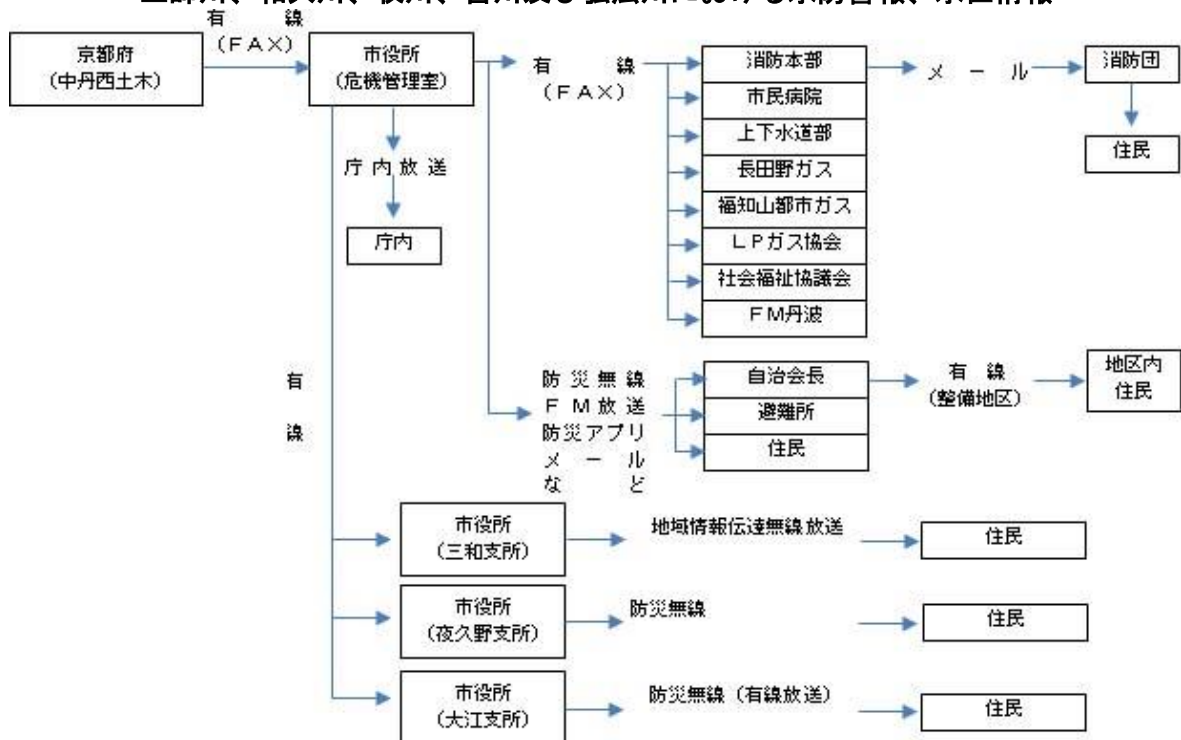
河川名	区域		対象水位観測所							発表者
			名称	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高	
和久川	起点	榎原川合流点	榎原	福知山市字 拝師小字岡 本地先	m	m	m	m	m	京都府 中丹西 土木事 務所長
	終点	由良川合流点			-0.40	0.70	0.70	1.10	2.69	
牧 川	起点	直見川合流点	上川口	福知山市字 下小田小字 荒砂	1.20	1.90	1.90	2.10	3.73	
	終点	由良川合流点								
土師川	起点	平石川合流点	三俣	福知山市字 三俣地先	1.50	2.50	2.50	2.80	5.20	
	終点	終点（直轄管理区域界）								
弘法川	起点	起点	下篠尾	福知山市 下篠尾	0.90	1.00	—	—	2.34	
	終点	由良川合流点								
宮 川	起点	北原川合流点	二俣	福知山市大 江町二俣地 先	1.10	2.00	2.00	2.80	5.10	
	終点	終点（直轄管理区域界）								

エ 伝達

水防法第16条に基づく水防警報、同法第13条に基づく水位情報の伝達手段及び伝達経路は、次のとおりである。

〔水防法第16条に基づく水防警報、同法第13条に基づく水位情報の伝達手段及び伝達経路図〕

土師川、和久川、牧川、宮川及び弘法川における水防警報、水位情報



(4) 洪水時に特化した水位観測

国土交通省及び京都府は、由良川及び京都府が管理する中小河川に、危機管理型水位計を設置し、住民の避難に役立つ水位情報を提供する。

4 水防活動の利用に適合する予報及び警報

気象業務法第14条の2に基づく「水防活動の利用に適合する（以下この節において「水防活動用」という。）予報・警報」は、水防管理団体等に迅速かつ適切な水防活動の指針を与えるとともに、住民（公私の団体を含む。以下この節において同じ。）への周知により相応の対策を促すために行う。

(1) 予報区

水防活動用予報警報の予報区については、一般予報警報の場合に準ずる。

(2) 種類

水防活動用予報警報は、次表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。

〔水防活動用予報警報の種類〕

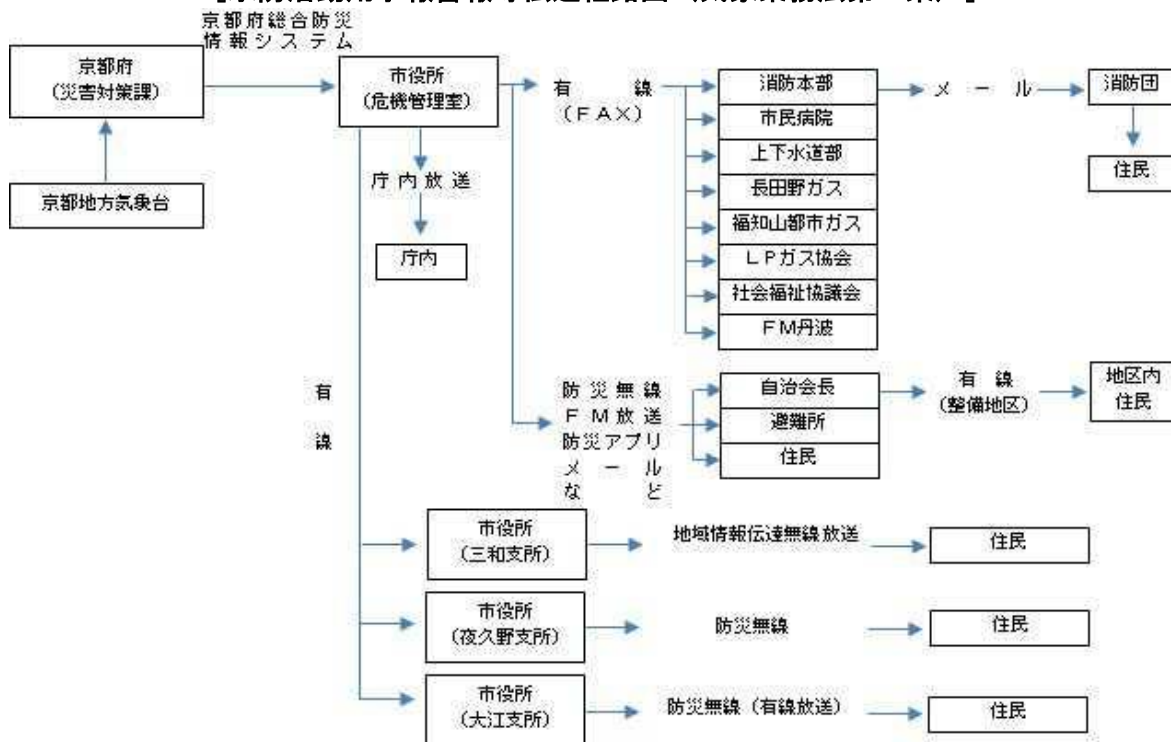
種 類	代替する一般予報警報の種類
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

一般計画編
第2部 災害予防計画

(3) 伝達

水防活動用予報警報等伝達経路は、次のとおりである。

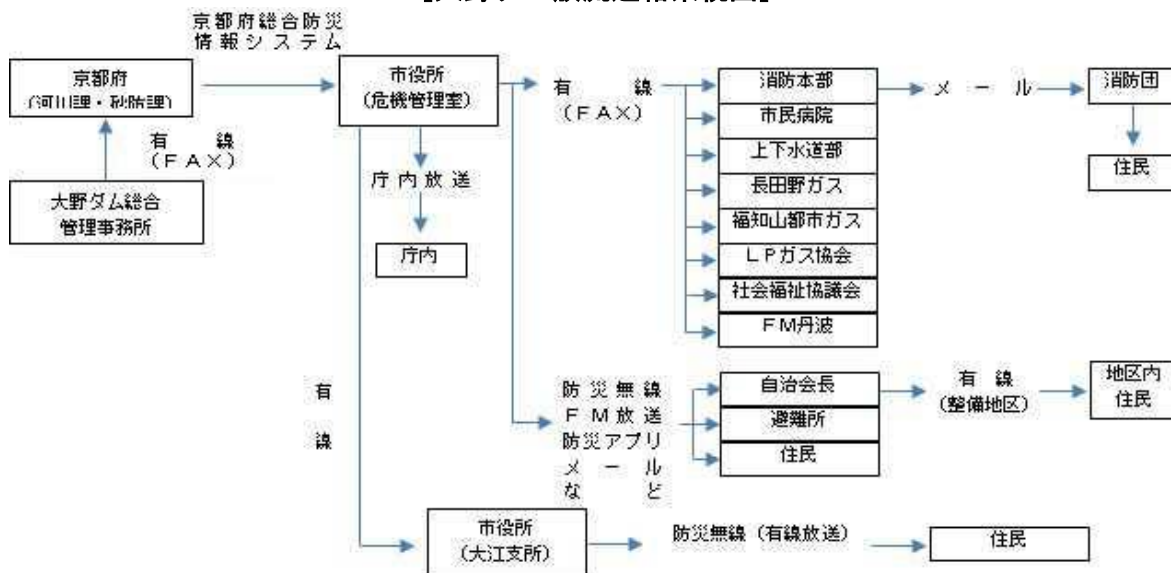
〔水防活動用予報警報等伝達経路図（気象業務法第15条）〕



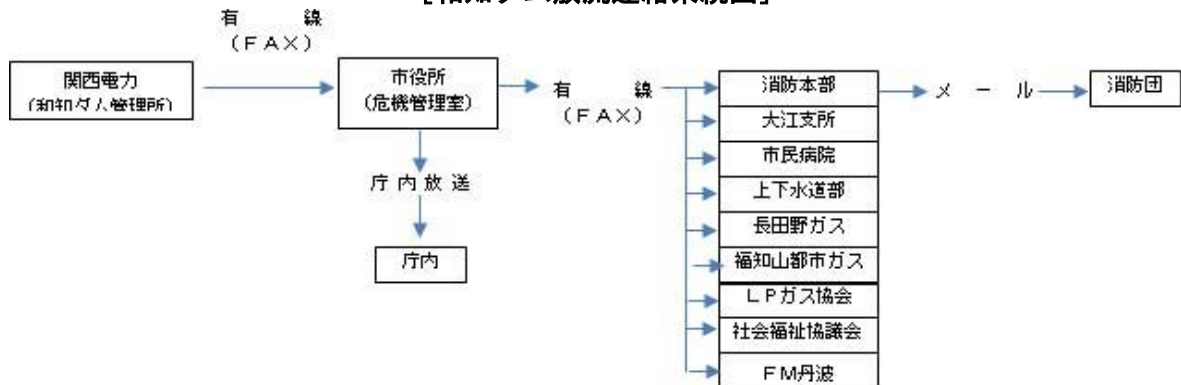
5 大野及び和知ダム放流連絡

大野及び和知ダム放流連絡は、大野ダム及び和知ダム放流通報連絡系統図により伝達する。

〔大野ダム放流連絡系統図〕



〔和知ダム放流連絡系統図〕



第2 予警報等の伝達及び周知

1 周知徹底の方法

予報・警報の通報を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により、関係者及び住民に対し、周知徹底を図るものとする。

- (1) 伝達組織を通じて徹底する方法
- (2) ラジオ放送及びテレビ放送による方法
- (3) 防災行政無線及び有線放送による方法
- (4) 広報車等を利用する方法
- (5) サイレン等による方法
- (6) 市ホームページ等インターネットによる方法
- (7) 防災アプリ

2 通報連絡内容の迅速化

予報・警報の通報連絡は、その迅速化を図るため、あらかじめモデル文例を定めて実施するよう努めるものとする。

3 通報連絡体制の確立

予報・警報の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、常に連絡体制の整備に努めるものとする。

第3 雨量の観測

- 1 気象台が設置する地域気象観測所（アメダス）は、次のとおりである。

〔地域気象観測所（京都地方気象台）〕

観測所名	所在地	種類
美山	南丹市美山町静原桧野	四・雪
須知	船井郡京丹波町富田蒲生野	雨
睦寄	綾部市睦寄町狸岩	雨
綾部山家	綾部市東山町山家	雨
本庄	船井郡京丹波町本庄西畑	雨
三和	福知山市三和町千束	雨
福知山	福知山市字荒河	四
坂浦	福知山市下野条	雨

（注意）種類・「四」は、有線ロボット気象計による降水量、気温、風向、風速、相対湿度の観測

・「雨」は、有線ロボット雨量計による降水量の観測

・「雪」は、有線ロボット積雪深計による積雪の深さの観測

一般計画編
第2部 災害予防計画

2 京都府が設置する雨量観測所は、次のとおりである。

〔福知山市内の雨量観測所（京都府）〕

観測所名	所在地	管理者	備考
綾部	綾部市川糸町丁畠	中丹東土木事務所長	由良川上流域
菟原	福知山市三和町菟原下中芝	中丹西土木事務所長	
田ノ谷	福知山市三和町田ノ谷藤迫		
台頭	福知山市三和町台頭地先		
三俣	福知山市字三俣地先		
福知山	福知山市篠尾新町1丁目中丹西土木事務所内		
上豊富	福知山市字畑中		
直見	福知山市夜久野町直見地先		
夜久野	福知山市夜久野町平野カタセ新田		
井田	福知山市夜久野町井田八代地先		
佐々木	福知山市字上佐々木小字登尾		
牧	福知山市字牧地先		
下野条	福知山市字下野条小字奴太ノ谷地先		
大江山	福知山市大江町仏性寺二瀬川		
大雲橋	福知山市大江町南有路城子		

3 国土交通省が設置する雨量観測所は、次のとおりである。

〔福知山市内及び上流の雨量観測所（近畿地方整備局）〕

観測所名	所在地	観測器種類
曾根	船井郡京丹波町字曾根	テレメータ、電子ロガー
下山	船井郡京丹波町字下山	テレメータ、自記
西河内	船井郡京丹波町字西河内	テレメータ、自記
味方（綾部）	綾部市味方町	テレメータ、電子ロガー
物部	綾部市物部町	テレメータ、自記
三和	福知山市三和町辻	テレメータ、電子ロガー
北岡本	丹波市市島町北岡本	テレメータ、自記
音無瀬（福知山）	福知山市寺町	テレメータ、電子ロガー
波美	福知山市大江町波美	テレメータ、電子ロガー

第4 水位の観測

1 京都府が設置する水位観測所は、次のとおりである。

〔福知山市内の水位観測所（京都府）〕

観測所名	河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高	所在地	管理者	洪水予報	水防警報	河川防災カメラ
三俣	土師川	1.50	2.50	2.50	2.80	5.20	福知山市字三俣地先	中丹西土木事務所長		○	○
上川口	牧川	1.20	1.90	1.90	2.10	3.73	福知山市字下小田小字荒砂			○	○
榎原	和久川	-0.40	0.70	0.70	1.10	2.69	福知山市字拝師小字岡本地先			○	○
下篠尾	弘法川	0.90	1.00	—	—	2.34	福知山市下篠尾			○	○
二俣	宮川	1.10	2.00	2.00	2.80	5.10	福知山市大江町二俣			○	○
堀	法川	—	—	—	—	—	福知山市字堀				○
額田	牧川	—	—	—	—	—	福知山市夜久野町額田				

注意 洪水予報、水防警報、水位情報周知

○：指定済み △：水防法改正によるみなし規定の適用

一般計画編
第2部 災害予防計画

〔危機管理型水位計設置場所（京都府）〕

水系名	河川名	所在地	管理
由良川	大呂川	福知山市字下天津天王橋付近	中丹西土木事務所長
	佐々木川	福知山市字一ノ宮三岳郵便局付近	
	竹田川	福知山市字田野庵戸橋付近	
	大谷川（新カケト橋）	福知山市字土かけと橋付近	
	相長川	福知山市大字報恩寺	
	谷河川	福知山市大江町公庄公庄交差点付近	
	蓼原川	福知山市大江町蓼原	
	雲原川	福知山市大江町天田内	
	枯木川	福知山市大江町南有路道路情報盤付近	
	尾藤川	福知山市大江町尾藤	
	在田川	福知山市大江町在田在田区公会堂付近	
	土師川（河川公園付近）	福知山市三和町芦刈	
	牧川	福知山市夜久野町平野精華橋付近	
	千原川	福知山市夜久野町千原千原川橋付近	
	畑川	福知山市夜久野町今西中	
	直見川	福知山市夜久野町直見	
	法川	福知山市字堀	
	田中川	福知山市大江町二箇	
	細見川	福知山市三和町中出	
	榎原川	福知山市字榎原	
	大谷川	福知山市石原一丁目	
	雲原川	福知山市字雲原	
	佐々木川	福知山市字野花	

2 国土交通省が設置する水位観測所は、次のとおりである。

〔福知山市内及び上流の水位観測所（近畿地方整備局）〕

観測所名	河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	所在地	管理者	左右岸の別
綾部	由良川	2.00	3.50	5.00	6.00	8.12	綾部市味方町	福知山河川国道事務所	右
戸田	由良川	2.00					福知山市字川北		右
長田	土師川						福知山市字長田小字市ヶ島		右
福知山	由良川	2.00	4.00	5.00	5.90	7.74	福知山市字寺町		左
天津上	由良川	3.00					福知山市字筈巻		右
波美	由良川	4.00					福知山市大江町波美		左
大雲橋	由良川	3.50	5.00				福知山市大江町南有路		右

注意 洪水予報、水防警報、水位情報周知

〔福知山市内の危機管理型水位計設置場所（近畿地方整備局）〕

河川名	所在地	管理
由良川	福知山市字川北(右岸 41.0k)	福知山河川国道事務所
	福知山市字猪崎(右岸 38.0k)	
	福知山市字漆端(左岸 33.8k)	
	福知山市字安井(右岸 32.5k)	
	福知山市字下天津(左岸 30.1k)	
	福知山市大江町公庄(左岸 28.4k)	
	福知山市大江町蓼原(左岸 25.8k)	
	福知山市大江町千原(右岸 24.2k)	
	福知山市大江町南有路森安(右岸 22.4k)	
	福知山市大江町南有路矢津(右岸 20.8k)	
	福知山市大江町北有路(左岸 19.6k)	
土師川	福知山市字水内(左岸 2.3k)	
	福知山市字東堀(左岸 0.4k)	

3 福知山市が設置する水位観測所及び CCTV カメラは、次のとおりである。

〔水位観測所（福知山市）〕

設置場所	河川名・下水道系統	所在地	管理
西本町貯留施設	中部系統	福知山市字天田 59 番地の 2	上下水道部
駅前町貯留施設	中部系統	福知山市字裏ノ 40 番地の 2	
内記貯留施設	中部系統	福知山市字内記 100 番地の 8	
中部 CSO 貯留施設	中部系統	福知山市字和久市 326 番地の 1	
地蔵ヶ端雨水貯留施設	弘法川第 3 排水区	福知山市厚中町 59 番地	
小谷ヶ丘雨水貯留施設	法川排水区	福知山市字堀 1691 番地	
高田雨水貯留施設	法川排水区	福知山市字堀 2160 番地	
大正東雨水貯留施設	法川排水区	福知山市字堀 2200 番地の 4 他	
土師新町雨水貯留施設	土師排水区	福知山市土師新町 2 丁目 82 番地	
土師宮町雨水貯留施設	土師排水区	福知山市土師宮町 2 丁目 55 番地	
沢雨水貯留施設	土師排水区	福知山市土師新町 3 丁目 92・94 番地	
梅原雨水貯留施設	土師排水区	福知山市土師新町 1 丁目 106 番地	
段畑雨水ポンプ場	土師排水区	福知山市字堀小字段畑 2900 番地	

〔CCTVカメラ設置場所（福知山市）〕

設置場所	河川名・下水道系統	所在地	管理
仲ノ坪雨水貯留施設	弘法川第 3 排水区	福知山市篠尾新町 3 丁目 85 番地	上下水道部
地蔵ヶ端雨水貯留施設	弘法川第 3 排水区	福知山市厚中町 59 番地	
市道堀 2 号線	法川排水区	福知山市字堀 2347 番地の 5	
市道土師宮町 1 号線	土師排水区	福知山市土師宮町 1 丁目 27 番地	
西川・天田川合流部	西川	福知山市字天田小字西川 170 番地の 7	危機管理室
福知山市学校給食センター	弘法川	福知山市問屋町 98 番地	
市道堀口岡ノ線	法川	福知山市堀口小字今岡 2623 番地の 1	
府道福知山綾部線土師交差点	土師川用水路	福知山市土師宮町 1 丁目 131 番地	
市道川北荒木線	大谷川	福知山市前田 1784 番地の 12	

一般計画編
第2部 災害予防計画

第5 土砂災害発生危険度の判定

1 土砂災害発生危険度の判定

京都府土砂災害警戒情報システムは、気象台による降水予測（解析雨量）と京都府の作成した1kmメッシュエリアごとの土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行う。

2 土砂災害発生危険度判定の通報

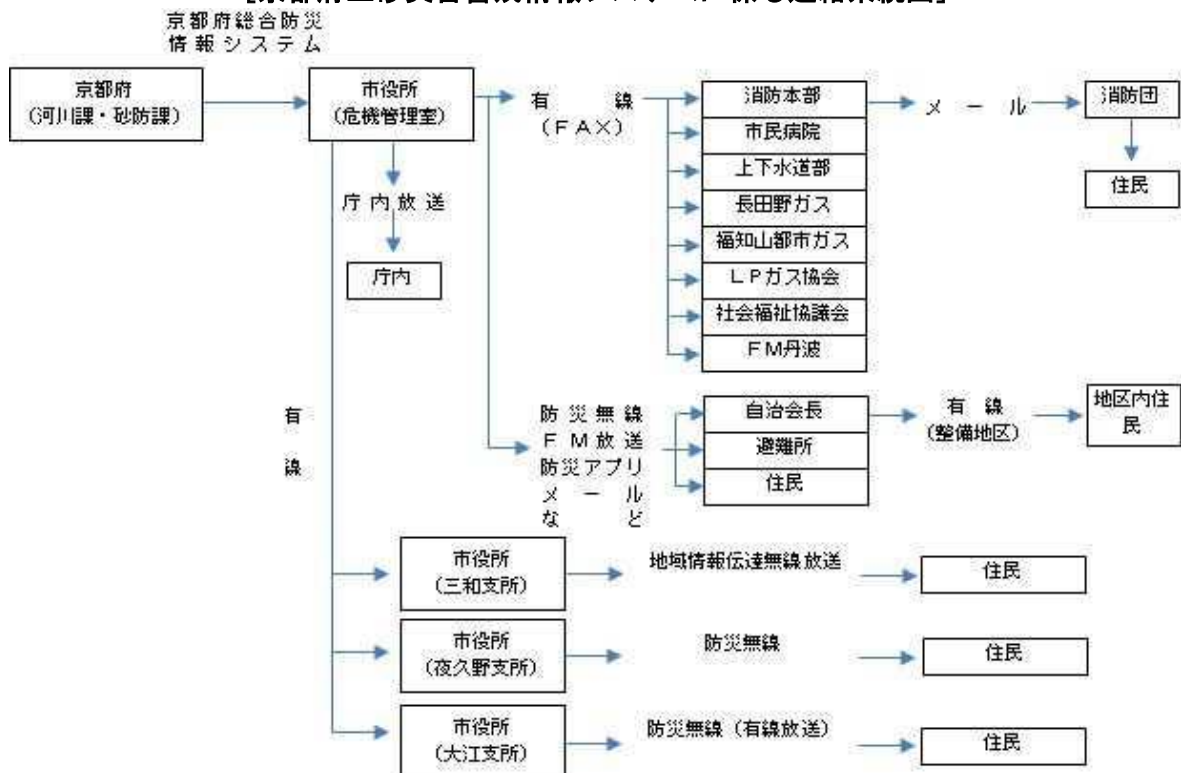
京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して伝達されるとともに、事前に登録されているPCメール及び携帯メールに対して危険度の通知が行われる。また、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）により、地図上で危険度レベルの確認できる情報が、イントラネット、インターネット及び携帯Webにより発信される。

3 異常気象時の監視強化等

異常気象時には、京都府中丹西土木事務所（監視局）は降雨状況等の監視を強化する。

4 連絡系統

〔京都府土砂災害警戒情報システムに係る連絡系統図〕



第6 地震及び津波に関する情報

1 情報聴取の責任者

（1）地震に関する情報

地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震及び津波に関する情報」は、気象庁又は大阪管区気象台から発表される。

ア 地震に関する情報の種類と内容

地震情報の種類と内容は、次のとおりである。

〔地震情報の種類、発表基準と内容〕

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名 ※2（188地域に区分）地震の揺れの検知時刻を速報

一般計画編
第2部 災害予防計画

震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・津波注意報発表時または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等(※) ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある)	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表(※) 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 (※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表)
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

※ 京都府の地域は「京都府北部」及び「京都府南部」

(2) 情報聴取責任者

収集された情報に基づき、市長は、危機管理監を中心に市長公室長、市民総務部長、建設交通部長及び消防長と協議して、災害警戒本部への移行を決定するが、市長不在の場合は副市長が代行する。

第7 地震速報の実施及び実施基準

- 1 緊急地震速報は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合、強い揺れが予測される地域に対し、気象庁が発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

(注) 緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

- 2 本市は、気象台と共同し、緊急地震速報の利用の心得等の周知広報に努める。

第8 積雪の観測・通報

- 1 各機関の積雪観測所

(1) 本市域における京都府の積雪観測所及び警戒積雪深は、次のとおりである。

一般計画編
第2部 災害予防計画

【本市域における積雪観測所、警戒積雪深】

土木事務所名	観測点名	所在地	警戒積雪深 (cm)
中丹西土木事務所	福知山市登尾	福知山市字上佐々木	80
	福知山市法用	福知山市字法用	50
	福知山市篠尾	福知山市篠尾新町	40
	福知山市雲原	福知山市字雲原	120
	大江町金屋	福知山市大江町金屋	50
	大江町仏性寺	福知山市大江町仏性寺	110
	三和町高橋	福知山市三和町台頭高橋	50
	三和町草山	福知山市三和町草山	40
	夜久野町千原	福知山市夜久野町千原	50
	夜久野町田谷	福知山市夜久野町板生	90
	夜久野町今里	福知山市夜久野町畑	90

第9 異常現象発見時における措置

1 異常現象発見者通報制度

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

(1) 発見者の通報

異常な現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は市長に、火災に関する場合は消防機関に、その他の現象の場合は市長又は警察官に通報するものとする。

(2) 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに市長及び上部機関に通報するものとする。

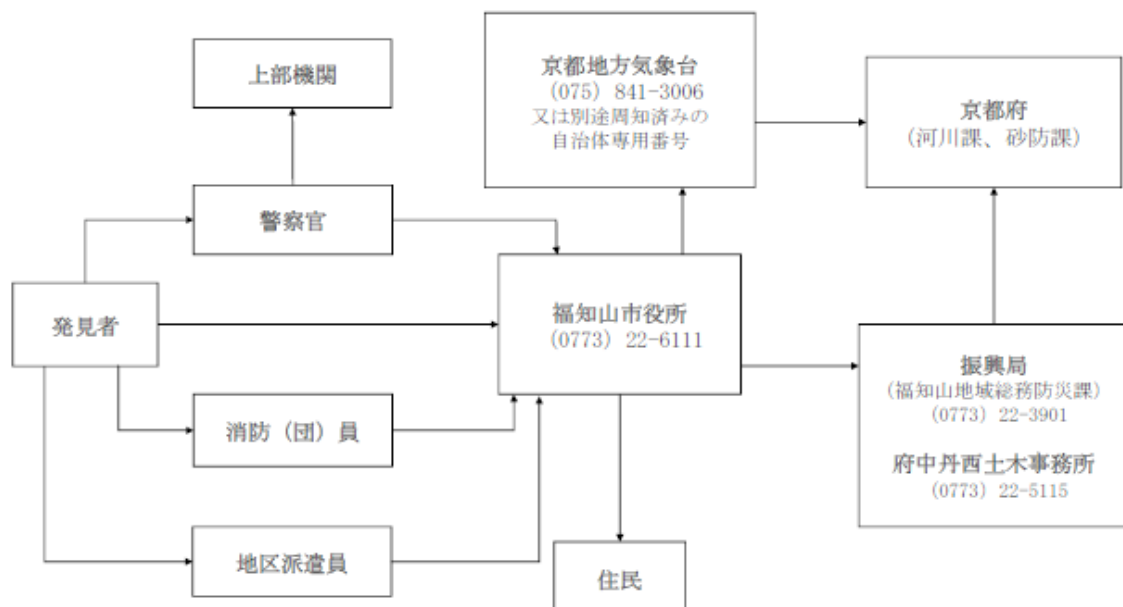
(3) 市長の通報

(1)、(2)によって通報を受けた市長は、直ちに京都地方気象台及び京都府中丹広域振興局（以下この一般計画編において「振興局」という。）福知山地域総務防災課に通報するとともに、住民に対し周知を図るものとする。

(4) 振興局（福知山地域総務防災課）の通報

(3)により通報を受けた振興局（福知山地域総務防災課）は、直ちに京都府（本庁関係課）に通報するものとする。

【異常現象通報系統図】



第2章 情報連絡通信網の整備計画

＜市民総務部危機管理室、消防本部、各支所、上下水道部＞

第1節 計画の方針

大規模災害時には、電話回線等の通信が途絶し、必要な情報不足から生じる情報の混乱、パニックの発生等が懸念され、多様な情報連絡網の整備が欠かせない。デジタル式防災行政無線設備、福知山市防災アプリ、携帯電話の事前登録によるメール、各種通信メディア等を経由した緊急速報メール等、多重化した情報通信手段を維持するとともに、情報取得手段の多様化への対応等、情報連絡通信システムの機能向上を図るものとする。また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IOT、クラウドコンピューティング技術、SNS等、ICTの防災施策への積極的な活用を検討する。

第2節 情報伝達手段の整備

災害予防及び災害応急対策に関する通信連絡の迅速かつ円滑化、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保を図るため、防災行政無線、消防無線及びその他の通信施設の整備に努める。また、有線通信手段が途絶した事態においても、災害情報の伝達、市域の被害状況を把握するための災害現場との連絡等、災害情報の収集・伝達体制を確立する。災害通信網は、一般加入電話による通信を原則とするが、優先通信施設が使用できなくなった場合は、防災行政無線、消防、警察等の無線施設を利用する。

第1 無線設備は、次のとおりである。

- 1 京都府衛星通信系防災情報システム
- 2 福知山市防災行政無線
- 3 福知山市消防無線
- 4 福知山市企業無線

第2 無線を整備している防災関係機関並びに「京都地区非常通信協議会」の構成機関は、本市及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。

- 1 人命救助に関すること。
- 2 被害状況等の通信に関すること。
- 3 応援又は支援要請に関すること。
- 4 その他、災害に関して緊急を要すること。

第3 特定電話通信の確保計画

災害が発生した場合、有線電話の通信回線がパニック状態となる可能性があることから、重要通信（災害救急・復旧活動等）を優先的に確保するため、防災関係の電話については、災害時優先電話回線が確保されている。

第3節 各機関の無線通信

非常災害時の無線通信設備は、現在、各防災機関のそれぞれの使用目的に応じて個々に設置されている。これらはいずれもそれぞれの機関内のみの通信連絡であるが、災害時には非常通信連絡システムに加わることができるものである。また、情報収集要員等の確保のため、アマチュア無線家による通信系の協力体制について整備する。

第3章 河川災害防災計画

＜市民総務部危機管理室、建設交通部道路河川課＞

第1節 計画の方針

本市の地理的条件からして、河川の水害予防については平素から万全の予防対策を必要とする。このため国の直轄河川にあっては、由良川治水促進同盟会とともに、完全改修の早期実現を促進するため、国と連携を密にし、改修に協力するものとする。同様に京都府の管理河川にあっては、京都府と連携を密にし、改修に協力するものとする。また、整備途上や目標を上回る洪水による被害を最小限に抑えるため、ハード整備に加え、ソフト対策を組み合わせることにより、近年、全国各地で頻発している異常とも言われる豪雨に対し、洪水による被害を最小限に抑え、より効果的な治水対策を図るものとする。

一方、あらゆる洪水に対して河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるため、治水施設整備によるハード対策に加え、危機管理型水位計や浸水センサーの設置などのさまざまなソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な治水対策を図るものとする。

第2節 河川整備の現況と課題

第1 本市域を流れる河川

本市域を流れる河川で、国、京都府及び本市が管理する河川（普通河川）は次のとおりである。

国が管轄するもの(1級河川)	2 河川	旧夜久野	78 河川
京都府が管轄するもの(1級河川)	49 河川	旧大江	64 河川
本市が管轄するもの(準用、普通河川)	379 河川	旧三和	91 河川
延	430 河川	旧福知山	146 河川
		延	379 河川

第2 治水事業の経緯

1 国直轄河川

由良川は、京都・滋賀・福井の府県境三国岳に源を発し、北桑田の山間部、本市を経て日本海に注ぐ河川である。途中高屋川、上林川及び土師川と合流するが、その流域面積は京都府と兵庫県にまたがり、面積は $1,880\text{km}^2$ に及ぶ。丹波と丹後地区における本水系の治水と利水についての意義はきわめて大きい。

由良川は、昭和 22 年に国の直轄事業として計画高水流量を $4,100\text{m}^3/\text{s}$ （福知山地点）とする本格的な改修事業に着手された。昭和 28 年 9 月の台風第 13 号洪水を踏まえた昭和 33 年策定の総体計画では基本高水のピーク流量を $6,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、大野ダムにより $900\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行い、計画高水流量を $5,600\text{m}^3/\text{s}$ とした。既定計画を踏襲する工事実施基本計画を昭和 41 年に策定、また、平成 11 年には河川整備の基本となる河川整備基本方針を策定、平成 15 年にはおおむね 30 年の河川整備計画を策定（整備計画目標流量 $3,600\text{m}^3/\text{s}$ （福知山地点））し、中流部については連続堤防、下流部については輪中堤や宅地嵩上げによる水防災対策が進められた。

その後、平成 16 年の台風第 23 号を受けて、甚大な被害が発生した下流部において緊急水防災対策に着手し、おおむね 10 年に期間を短縮して実施された。また、平成 25 年には新たに河川整備計画（整備計画目標流量 $4,900\text{m}^3/\text{s}$ （福知山地点））が策定されたが、その直後に平成 25 年台風第 18 号台風により中下流部において甚大な被害が発生したため、これを受けて平成 16 年洪水と平成 25 年洪水の 2 度浸水した区間を対象におおむね 10 年以内で緊急的な治水対策を実施し、このうち被害が甚大であった地区は優先的におおむね 5 年間で実施することとなった。中流部については、河道掘削や連続堤防の事業を進めている（連続堤

一般計画編
第2部 災害予防計画

防については完了)。また、下流部では輪中堤や宅地嵩上げ事業が完了した。

令和5年8月に気候変動に対応した基本方針の変更を行い、基本高水のピーク流量を $7,700 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、大野ダムにより $1,000 \text{ m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行い、計画高水流量を $6,700 \text{ m}^3/\text{s}$ とした。

2 京都府管理河川

京都府管理河川については、河川災害復旧事業や国の本川改修に合わせた河川改修事業が進められている。

由良川に流入する最大の支川である土師川は、昭和58年の洪水により激甚な被害を受けたため、京都府において災害復旧助成事業の改修に着手され、昭和63年3月に完成された。

和久川及び弘法川のほか、牧川、宮川等では、国の本川改修に合わせ、河川法施行令第2条第8号の規定により由良川合流点から一定区間は国が、その上流は京都府において河川改修事業が進められている。また、由良川下流圏域（新綾部大橋から上流約700m地点から下流域）にある京都府管理の一級河川の区間で、平成16年台風第23号洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目標とするおおむね30年間の整備計画が平成24年度に策定され、平成26年8月豪雨を受けて、本整備計画の変更が行われた。

その整備計画の中で緊急性や実現性を踏まえ、本市域は宮川、牧川、和久川、相長川、大谷川、大砂利川、弘法川、法川及び榎原川の9河川について重点的に整備が行われている。

3 福知山市管理河川

本市が管理する河川は、準用河川を対象に各種補助事業により改修を進めてきた。横笹川、天井川及び十三丘川は、それぞれ計画区間について改修を終えている。西川については、調整を図りながら改修を進めている。また、中心市街地においては、河川改修事業だけではなく、下水道事業において貯留管や貯留施設を整備し、市街地における浸水対策を進めている。

4 総合的な治水対策（国・府・市）

平成26年8月豪雨では、市街地を中心に集中的な豪雨となり甚大な浸水被害が発生した。これを受けて国・府・市が連携して、河川改修、下水道、排水機場等治水施設や雨水貯留浸透施設の整備等のハード対策と土地利用規制や警戒避難体制の強化等のソフト対策を組み合わせた総合的な治水対策を平成27年度からおおむね5年間で集中的に推進し、ハード対策については、令和2年度で効果発現がおおむね完了した。

第3 現状の課題と方針

近年の大規模な浸水被害が発生している状況をかんがみ、由良川圏域の河川の治水安全度を早急に高めることが求められているが、依然として圏域の河川の整備率は低く、改修を必要とする全区間について整備を行うことは、予算的及び時間的な制約もあり困難であるため、緊急性や実現性を踏まえ重点的かつ効率的に整備を進めていく必要がある。また、局部的な改良や護岸の補修、堆積土砂の除去、河道内樹木の伐採等の維持管理により現状の治水安全度を維持する必要がある。

さらには、大規模な浸水被害に備え、減災対策協議会を立上げ、国・府・市が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的に社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会の再構築への取組」を推進し、「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を図る。

第4 由良川福知山タイムライン

由良川の増水時における災害時の対応を適切に行うため、事態進行を想定した行動をあらかじめ定めた災害時の事前行動計画を防災関係機関で平常時から共有し、タイムラインに基づく訓練等をとおして災害時の相互連携に役立てるものとして、「由良川福知山タイムライン」の運用と強化を図る。

第3節 ダムの現状と洪水調節

○大野ダム

ダムの現状

目的	洪水調節、発電	堤高	61.4m
----	---------	----	-------

一般計画編
第2部 災害予防計画

管理者	京都府	総貯水容量	28,550,000m ³
位置	京都府南丹市美山町檜原	有効貯水容量	21,320,000m ³
河川名	由良川水系由良川	計画流入量	2,400m ³ /sec
型式	重力式コンクリート	調節量	1,000m ³ /sec

○洪水調節

洪水調節は、標高 155.0m から 175.0m までの容量最大 21,320,000m³を利用して、ダム地点の計画流入量 2,400m³/sec を 1,400m³/sec に調節する。洪水期（毎年 6 月 16 日から 10 月 15 日までの間）にあつては、水位を制限水位（157.0m）以下に制限するほか、予備放流により水位を低下させて行い、非洪水期にあつては、予備放流により水位を低下させて行うものとされている。

○基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、昭和 28 年 9 月洪水を主要な対象洪水として基準地点福知山において 6,500m³/sec とし、このうち大野ダムにより 900m³/sec を調節して河道への配分流量を 5,600m³/sec とされている。

○主要な地点における計画高水流量に関する事項

高水流量は綾部において 4,100m³/sec とし、八田川、犀川、土師川等の合流量を合わせ福知山において 5,600m³/sec とし、さらに牧川の合流量を合わせ牧川合流後は 5,800m³/sec とし、その下流では河口まで同流量とされている。

○和知ダム

大野ダムの下流には発電を目的とした関西電力管理の和知ダムがあり、和知ダムの諸元は、次のとおりである。

【和知ダム】

河川	由良川水系由良川
目的／型式	発電／重力式コンクリート
堤高／堤頂長／堤体積	25.2m/141m/23.5 千 m ³
流域面積／湛水面積	573Km ² /56ha
総貯水容量／有効貯水容量	5119 千 m ³ /1286 千 m ³
ダム事業者	関西電力（株）

第4節 洪水危険地域の把握と周知

本市では、国及び京都府より新たに公表された想定最大規模降雨時（おおむね1,000年に1度）による各管理河川の洪水浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等を反映したデータを基に、従来の「防災ハザードマップ」、「土砂災害ハザードマップ」、「地震ハザードマップ」、「内水ハザードマップ」、「市民のための防災の手引き」を一冊に集約した『総合防災ハザードマップ』を作成し、平成30年5月より市内全戸へ配布し、令和6年5月より更新版『総合防災ハザードマップ』を市内全戸へ配布することで、住民への周知徹底を図っている。

第5節 ダムの洪水調節機能と情報の充実

平成30年7月豪雨を踏まえた、国の提言「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて」を踏まえ、大野ダムについては、洪水調節容量を増大させるため、事前放流目標水位を引き下げ、余裕がある堆砂容量を有効活用した事前放流の充実化を図るとともに、放流連絡、放流警報、ダム情報ホームページ等により、分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報が提供されている。

なお、異常洪水時防災操作に関する情報については、住民の避難等につながる重要な情報であるため、関係機関への放流連絡と合わせて報道機関に情報提供を行い、速やかに住民に周知する。

第4章 林地保全計画

＜産業政策部農林業振興課・農業委員会事務局＞

第1節 官公林保全対策

第1 現況

本市の市有林、その他公有林は1,657haで、計画的な間伐等の施業に努めており、一部は保安林に指定されている。この保安林については、それぞれの保安機能の維持向上を図るため、保安林改良事業及び水源林造成のための造林事業を行い、おおむねその目的を果たしている。

第2 計画の方針

市内官公有林については、治山治水目的を兼ねた造林事業を施行し、また、民有林については、その造林意欲の向上を図るものとする。

第3 計画の内容

1 水害予防に関する計画

市内に散在する市有林及び保安林については、適切な森林整備を推進し、梅雨期及び台風期の集中豪雨に対処して、その効果の一層の向上を図る。

2 風害予防に関する計画

台風による被害の予防のためには、各林齢の撫育を十分に行い、健全な植林の育成に努める。

第2節 民有林保全対策

第1 治山事業

1 現況

市内森林面積42,053haのうち、9,417haは水源かん養、土砂流出防備、水害防備等の保安林に指定されているが、山地に起因する災害が依然絶えない現状にある。したがって、このための既設保安林の防災機能の維持強化を図るとともに、保安林以外の山地災害危険地区についても、保安林の指定を進め、森林整備の推進を図る必要がある。

2 計画の方針

保安林の整備状況を点検し、崩壊地の復旧、崩壊危険地の予防工事を促進し、山地災害の可及的減少を図り、森林の防災機能を高めるものとする。

3 計画の内容

森林に起因する災害の防止と森林の公共的機能の向上に重点をおき、市街地集落及び公共的施設に係る箇所を優先的に実施計画する。また、治山事業実施箇所は保安林に指定する。

第2 造林事業

1 現況

民有林の人工造林意欲は、山林労務の不足と賃金等の高騰、木材価格の低迷により年々後退の傾向にあるが、幸い本市にはせき悪林が少なく、積極的に人工林として推進する必要がある林地は少ない状況である。

2 計画の方針

森林組合や京都府認定林業事業体を中心となって森林経営計画の策定を進め、施業の集団化により、森林施業を組織的・計画的に推進するものとする。

3 計画内容

森林の果たす公益的機能の高度発揮を図るために、間伐や資源の有効活用のため作業道等の基盤整備に重点をおいた施業を推進する。

第3節 山地災害危険地区

第1 現状

山地災害危険地区は、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出により、人家や病院、学校、

一般計画編
第2部 災害予防計画

道路等の公共施設などに直接被害が及ぶおそれがある地区を京都府が調査し、基準値以上のものを山地災害危険地区として把握したもので、荒廃状況や災害の予想発生形態により「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分される。

第2 調査状況

京都府により調査された状況は、資料編第6章―山1「山腹崩壊危険地区一覧表」、山2「崩壊土砂流出危険地区一覧表」、山3「地すべり危険地区一覧表」に示すとおりである。

第4節 山地災害復旧計画

山地災害後の復旧体系は、次のとおりである。

区分	法指定	事業の種類	根拠法令
山地災害（山腹崩壊）（崩壊土砂流出）（地すべり）	保安林指定	治山施設災害復旧事業	森林法 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
		災害関連緊急治山事業	
		災害関連緊急地すべり防止事業	
		林地崩壊防止事業	
		治山等激甚災害対策特別緊急事業	
		山地治山総合対策事業	
		地すべり防止事業	

第5章 砂防関係事業計画

＜市民総務部危機管理室、建設交通部道路河川課＞

第1節 総則

土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって市内の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹災害危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所及び地すべり危険箇所に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体及び住民の活動について指針を示すものである。

第2節 土砂災害警戒区域の指定

京都府では、全国で定期的実施される「土砂災害危険箇所調査」により地形図データを基に急傾斜地の崩壊等のおそれがある箇所を調査し、土砂災害警戒区域等として1,224か所（土石流危険渓流723、急傾斜地崩壊危険箇所493、地すべり危険箇所8）を公表している。（福知山市防災ハザードマップ参照）また、京都府は「土砂災害防止法」に基づき、土石流及び急傾斜地崩壊の発生のおそれがある場所について、現地調査を含めた基礎調査を実施し、対象地域住民に説明会を行なったうえで、市長の意見を聴取し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

本市は、指定された区域において、警戒避難体制を整備するとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法として、指定された区域に対して、順次、防災行政無線等の受信設備を整備し、円滑な避難体制を確保する。

市内における指定区域は、**資料編第6章－土5「土砂災害警戒区域指定箇所一覧表」**のとおりである。

第3節 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知

本市では、京都府が作成した土砂災害警戒区域等の区域図を活用して『福知山市土砂災害ハザードマップ』を作成し、平成26年度で全ての対象区域の世帯に配布を終えた。また、平成29年度に新たに作成した『福知山市総合防災ハザードマップ』を平成30年5月より全戸配布しており、令和6年5月より更新版『福知山市総合防災ハザードマップ』を市内全戸へ配布している。これらのハザードマップを住民に有効に活用していただくとともに、地域が主体となって作成する地域版防災マップ（以下この一般計画編において「マイマップ」という。）の取組みを推進し、住民に土砂災害のおそれがある地域の周知徹底を図るものとする。

第4節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達

土砂災害に対する警戒避難体制を整備し、地域住民の防災に対する意識を高め非常時には自主的な避難を促すため、平常時から京都府防災担当課等と連携して土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達体制の強化を図る。

本市の地域に土砂災害の発生が確認された場合、若しくは土砂災害の前兆現象の発見等の通報及び相談が住民から寄せられたとき、又は京都府土砂災害警戒情報システムにおいて災害発生の危険性があると判断されたときは、京都府防災担当課等との情報伝達と共有を図り、土砂災害対策の初期対応の的確化を図る。

第5節 土砂災害における警戒避難体制

本市が土砂による被害を受けるおそれのある住民を、適切な避難方法により適切な避難場所へ誘導するために必要な内容は、次のとおりである。

第1 警戒又は避難を行うべき基準の設定

本市は、気象情報、雨量、警戒避難基準（**一般計画編第2部第28章第10節**）等を参考に、

一般計画編
第2部 災害予防計画

警戒レベルに応じた避難情報発令基準を作成し、災害時において避難情報を発令し、住民に避難を呼びかける。

さらに、避難情報を補完する情報として本市は、住民が切迫感を持ってそれぞれの地域の災害リスクに応じた自分事として捉えられる避難のスイッチとなる情報（以下この一般計画編において「ローカルエリアリスク情報」という。）を発信する。住民は、それぞれの地域において作成するマイマップ及び自主的に早めの避難行動を行うための避難のスイッチを設定し、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（以下この一般計画編において「マイタイムライン」という。）において、ローカルエリアリスク情報の考え方を共有し、避難時のスイッチとして設定を行う。また、住民は、ローカルエリアリスク情報をより有効に活用するために、本市からの情報を待つだけでなく、インターネット等で提供される土壌雨量指数等の情報を主体的に収集し、迅速・的確な避難行動に繋げるとともに、地域においてマイマップ及びマイタイムラインに基づく訓練を実施する。

なお、大雨には局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない場合でも他の危険な兆候が認められた場合には、自主的な判断によって避難するよう住民を指導することが大切である。

第2 適切な避難場所、避難路の設定及び周知

避難場所及び避難路の選定にあたっては、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等（以下この節において「急傾斜地の崩壊等」という。）の土砂災害を受けるおそれのない場所、洪水氾濫等の水害を受けるおそれのない場所を選定する。選定した避難場所や避難路は、住民に対し周知徹底を図る。

避難とは、難を避けることであり「避難所に行くことだけが避難ではない」ため、広域避難所及び地区避難所への避難だけでなく、安全な親戚及び知人宅、近隣の高台等への避難など各種避難場所の考え方を踏まえ、避難場所の多様な選択肢の中から災害リスクに応じた適切な避難場所を住民各自が選択することが必要である。

第3 情報収集及び伝達

日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば急傾斜地の崩壊等の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報及び特別警報、近隣の雨量観測値、関係機関からの災害情報、住民からの情報等を収集し、的確な判断ができるよう努める。

収集した情報を、防災行政無線、防災アプリ、メール、有線放送、広報車、サイレン等の方法により、迅速かつ正確に関係住民に伝達する。また、迅速かつ円滑な情報収集及び伝達を行うための体制の整備に努める。

第4 防災知識の普及及び防災活動の実施

本市は、市防災関係職員や住民に対して、土石流危険渓流等の危険箇所や避難方法等の防災知識の普及に努める。また、関係機関と協力して土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。

第5 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合には、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

この場合、要配慮者利用施設においては、避難にかかる計画（避難確保計画）を作成し、当該計画に基づく避難訓練を実施するものとする。

第6節 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

第1 緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき、国土交通省及び京都府が、次のとおり緊急調査を行うこととされている。

1 国土交通省が実施するもの

(1) 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流（次のア、イをともに満たす場合）

一般計画編
第2部 災害予防計画

- ア 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね 20m 以上ある場合
- イ おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合

2 京都府が実施するもの

- (1) 地すべり（次のア、イをともに満たす場合）

- ア 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合
- イ おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合

第2 土砂災害緊急情報

国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定されている土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第 31 条により関係市町に通知するとともに、一般に周知するものとされている。

第7節 土砂災害警戒情報システム

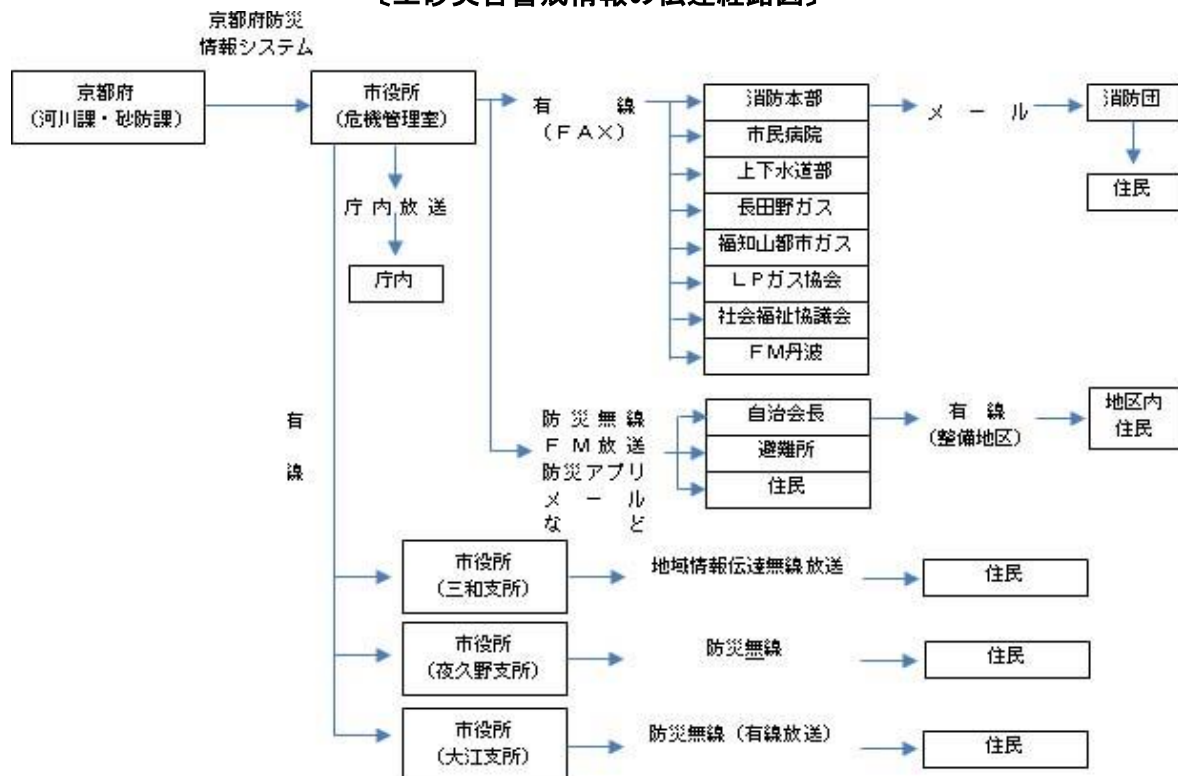
第1 目的

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、本市の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる地域を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報が、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。

土砂災害警戒情報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

本市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第 51 条、56 条、気象業務法第 15 条の 3）

〔土砂災害警戒情報の伝達経路図〕



第2 基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなる。

- 1 警戒基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。また、その他必要が認められる場合には、京都府と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。

- 2 警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予測されるときとする。

第3 留意点

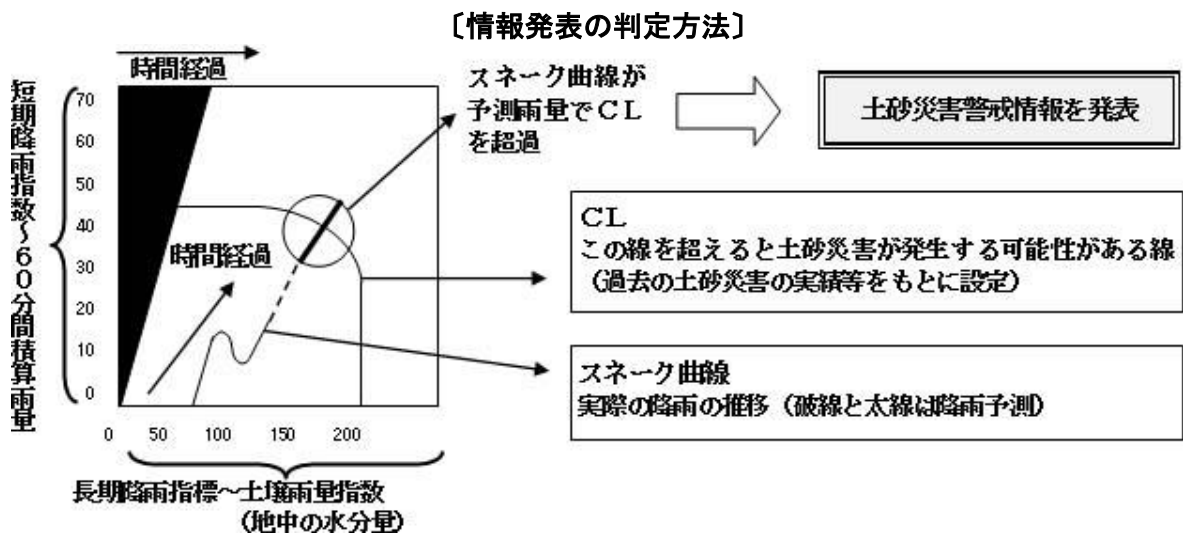
土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害を補足することはできない。

- 1 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については、対象としない。
- 2 個々の急傾斜地等における植生、地質、風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所、時刻、規模等を特定するものではない。

第4 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

1 システムの概要

京都府が整備した土砂災害警戒情報システムは、気象台による降水予測と、京都府の作成した1kmメッシュエリアごとの土砂災害発生基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。



2 福知山市への情報提供

土砂災害警戒情報システムにおいて災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムにより伝達されるとともに、事前に登録されているPCメール及び携帯メールに対して危険度の通知が行われる。また、土砂災害警戒情報システムにより地図上で危険度レベルの確認できる情報が、イントラネット、インターネット及び携帯ウェブで発信される。

3 用語解説

解析雨量：気象庁の地域気象観測所（アメダス）と京都府の雨量観測所及び国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコーから1キロメッシュごとの降水量を推定したもの。

土壌雨量指数：長期降雨の指数。積算雨量との違いは、24時間以上前の先行雨量も取り込んでいる。直近の雨ほど土壌中に多く残るといふ土壌の特性をモデルに組み込んでいる。

CL：この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線。過去の土砂災害の実績を基に設定しており、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行ったうえで必要に応じて見直すこととし、さらなる精度向上を図ることとする。

第8節 砂防対策計画

第1 現状

一般計画編
第 2 部 災害予防計画

市内の山や溪流は、戦前は木の乱伐、戦後は昭和 28 年、34 年、61 年等とたび重なる風水害によって著しく荒廃していたが、現在では京都府により山腹工、砂防堰堤等の土砂対策工事が実施されている。しかし、京都府内の山間地の地質は第三紀層、丹波層群中・古生層が比較的多く、ひとたび風水害、特に局地的大雨の風水害を受けると、山腹崩壊、溪岸の浸食等による土砂災害を受けやすい。砂防工事は、この土砂を上流でくい止め、また、調節するために、戦前は山腹工を中心に、戦後は砂防堰堤、流路工等の溪流工事を中心に施工された。

第 2 計画の方針と内容

京都府においては、土砂災害を未然に防止するため、社会資本整備重点計画に基づき水系一貫の治水効果を十分発揮することを考慮して、すでに荒廃しており、今後なお増大するところや将来そのおそれのあるところを重点に砂防事業が推進されている。

砂防は、河川工事の根源といわれるように、いくら下流の河川を改修しても、その上流の山地が荒れ、あるいは溪岸が浸食されては、洪水時に土砂を含んだ水が流れ出て堤防や護岸を破壊し、河道に異常な土砂の堆積を起し氾濫の原因になる。

京都府では、この土砂を土砂生産地帯でくい止めるため、治山事業とも調整し山腹斜面の安定と崩壊の拡大を防ぎ、新しい崩壊等を防止する。また、土砂れきの流下や溪床の浸食を防ぎ、対策工事が実施される溪床の勾配を緩やかにして安定させるために砂防堰堤や床固工を設ける。

第 9 節 土石流対策計画

第 1 現況

土石流災害は、一見安定した平穏な溪流において異常な集中豪雨により溪流に堆積している土砂が流水と一体となって兩岸を削り取りながら流下し、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させるため、大災害を起こす例が多い。

本市は、山岳地を抱えており多くの土石流危険溪流が存在する。土石流が発生した場合に、溪流の勾配が 15° 以上で保全人家が存在するか、住宅等の新規立地が可能と考えられる溪流が多数あり、京都府により調査された状況は、**資料編第 6 章—土 1「土石流危険溪流一覧表」**に示すとおりである。

第 2 計画の方針

京都府は、平成 3 年に京都府下全域にわたり行った危険溪流の調査を基にして土石流災害を防止するために砂防堰堤を計画推進している。

さらに、国、京都府、気象庁により降雨状況を速やかに把握するために雨量計が設置されており、本市においては、多量の降雨が認められた場合における通報・連絡体制を確立し、迅速な避難行動に移れるようにする。

第 10 節 地すべり対策計画

第 1 現況

一般に地すべりは、特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見しただけでは山崩れと判別しがたいが、最初は緩慢な滑動に始まって、最後は山崩れと同じ様な崩壊をするもので、主な原因が地下水に起因しているのが特徴である。

本市における地すべり危険箇所は、**資料編第 6 章—土 2「地すべり危険箇所一覧表」**に示すとおりであり、危険時には特に警戒にあたるものとする。

第 2 計画の方針

京都府においては、地すべり運動の把握を的確に行うために、各種の調査を広範囲に実施して、市内の地すべりに合致した対策工が図られる。

本市においては、住民からの通報及び連絡体制を確立し、迅速な避難行動に移れる体制を整備する。

第 11 節 急傾斜地崩壊対策計画

一般計画編
第2部 災害予防計画

第1 現況

本市において、傾斜度 30° 以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地（人工斜面も含む。）で、保全人家が存在するか、住宅等の新規立地が可能と考えられる箇所は、**資料編第6章－土3「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」**に示すとおりである。また、本市が独自に指定する自然斜面は、**「資料編第6章－土6」**に示すとおりである。

第2 計画の方針

急傾斜地崩壊危険箇所では、雨量等の情報の収集伝達を行い、急傾斜地の崩壊による災害を防止するための警戒避難体制の確立を図る。

第3 計画の内容

1 指定区域の警戒避難体制等

急傾斜地崩壊危険箇所の警戒避難体制等については、この地域防災計画の各章に定めるところによるほか、次のとおりとする。

(1) 予警報等の伝達

市長は、気象注意報・気象警報等が発表され、区域内に災害発生のおそれがあると認めるときは、直ちに市防災行政無線を活用するとともに、あらゆる通信手段、市広報車等により関係住民に周知する。

(2) 避難情報の伝達

市長は、災害により指定区域内に危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止のため必要と認めるときは、関係住民等に対し避難のための立退きを指示するものとする。避難場所及び伝達方法については、**一般計画編第3部第8章「避難計画」**による。

(3) 被災者の救出

一般計画編第3部第15章「被災者救出計画」による。

2 予防対策

これらの急傾斜地、本市が独自に指定する自然斜面については、十分な現地調査を行い、関係土地所有者等とも協議を重ね、危険度の高いものについては、危険区域台帳等を整備するとともに、国の補助制度等の適用を受け、計画的な安全対策を講じるものとする。

第12節 土砂災害復旧計画

土砂災害後の復旧体系は次のとおりである。

災害の種別	法指定	事業の種類	根拠法令
土石流	砂防指定地	・災害関連緊急砂防事業 ・砂防激甚災害対策特別緊急事業 ・特定緊急砂防事業 ・砂防設備災害復旧事業	・砂防法 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域	・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 ・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ・災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業(がけ特)	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
	区域等なし	・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	・地方財政法
地すべり	地すべり防止区域	・地すべり激甚災害対策特別緊急事業 ・災害関連緊急地すべり対策事業 ・地すべり防止施設災害復旧事業 ・特定緊急地すべり対策事業	・地すべり等防止法 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

第6章 農業用施設防災計画

＜産業政策部農政課＞

第1節 現況

現在、市内にある農業用ため池は183か所あり、洪水吐き、堤体、樋管等の諸施設が老朽化し、あるいはその規模、構造等が最近の気象条件に適合しない等、改修や浚渫あるいは監視が必要な農業用ため池があるため、補強対策等を講じる必要がある。

第2節 計画の方針

災害発生時を予想し、危険となるものを重点に順次補強事業を実施するとともに、管理及び保全指導の徹底を期し、災害防止の万全を図るものとする。

第3節 計画の内容

第1 補助事業

国庫補助事業、京都府単独補助事業等により、老朽農業用ため池その他の施設の補強整備に努める。

第2 福知山市における計画事項

1 豪雨及び洪水対策

(1) 農業用ため池

- ア 巡視による異常事態の早期発見と施設管理者への通報、施設管理者への連絡体制の充実に、草刈りの励行
- イ 斜樋及び底樋の機能の点検整備
- ウ 堤体の管理上の補強と通行規制
- エ 洪水吐き及び下流放水路の障害物の除去
- オ 能力超過貯水の排除及び事前放流

(2) 頭首工

取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲートの整備点検を行い、洪水流下を阻害しないこと、また、取水ゲートから川水が堤内地に流入しないよう処置すること。

(3) 用排水路

- ア 浚渫、除草、障害物の除去及び破損箇所の修理
- イ 水路中の各種ゲートの整備点検及び操作を確実にを行うこと。

(4) 揚排水用ポンプ施設

- ア 原動機ポンプ及び付帯設備の点検整備、試運転を行い、非常時に備える。
- イ 機関用燃料の確保、保管
- ウ 浸水するおそれがある揚水ポンプ用原動機の格納
- エ 揚水機場内に浸水のおそれがある場合の場内排水の準備と整備

(5) 農道

路面の補修、側溝、暗渠、溜ます、排水管等排水施設の浚渫及び清掃

(6) 工事中の施設

手戻りを防止するための措置及び仮締切りの点検、現場資材の搬出体制の確保及び整理

2 雪害対策

(1) 融雪による洪水に対しては、豪雨及び洪水の対策と同様に行うこと。

(2) 降雪、積雪、なだれ等により災害発生のおそれのある施設は、事前に十分点検管理、補強を行い、災害を未然に防止する処置をとること。

(3) 工事中の施設

土地改良事業の施工にあたっては、工期が厳寒及び豪雪期に重ならないよう計画し、やむを得ず厳寒期に施工しなければならないときは、次の事項について十分考慮すること。

- ア コンクリートの凍結害防止
- イ 農業用ため池の刃金工の施工中止
- 3 人身事故等防止対策

人身事故等を防止するために施設管理者に指導を行い、事故が発生するおそれのある危険箇所については、速やかに事故防止の適切な措置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にして積極的な協力を求める。

第4節 大規模農業用ため池災害予防計画

第1 現況

本市南部に位置する豊富用水は、昭和27年に築造された京都府内でも最大規模の農業用水施設である。貯水量は945,000m³を有し、火災時には消防用水として利用可能である。

築造後、堤体からの漏水を契機として、昭和43年から豊富池補強事業に着手し昭和45年に完了したが、築造年数が経つにつれて老朽化し、さらに昭和61年に改修及び管理施設の機能拡充が行われた。

豊富用水の位置する上豊富地区は、丘陵地並びに和久川及び榎原川流域の低地で構成され「豊富谷」と呼ばれている地域である。

豊富用水は、丘陵地の標高約150mの高所に位置し、堤体が決壊した場合は榎原川流域の谷沿いに水が流下するおそれがあるため、下流の集落への被害が懸念されている。

第2 計画の方針

豊富用水の定期的な堤体検査を行うとともに、破堤した場合の危険予想地域、避難方法等を住民にあらかじめ周知徹底する。

第3 計画の内容

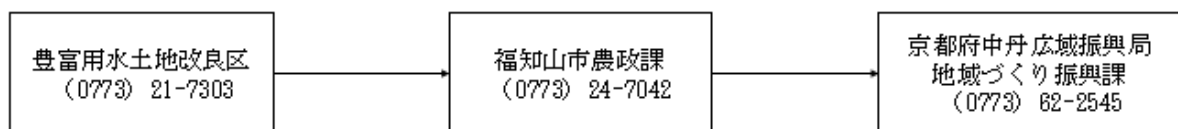
1 予防対策

豊富用水には貯水位等のテレメータが設置されているが、予防対策として堤体の定期検査を行い、異常箇所を発見した場合は、早急に補強・改修等を行うものとする。また、平成29年度には京都府により豊富用水監視カメラの更新が行われ、福知山市ホームページ（防災情報ライブカメラ）により一般公開を開始、令和4年度には京都府土地改良事業団体連合会により京都府ため池監視システムの設置が行われ、流域住民の適切な避難行動に繋げている。

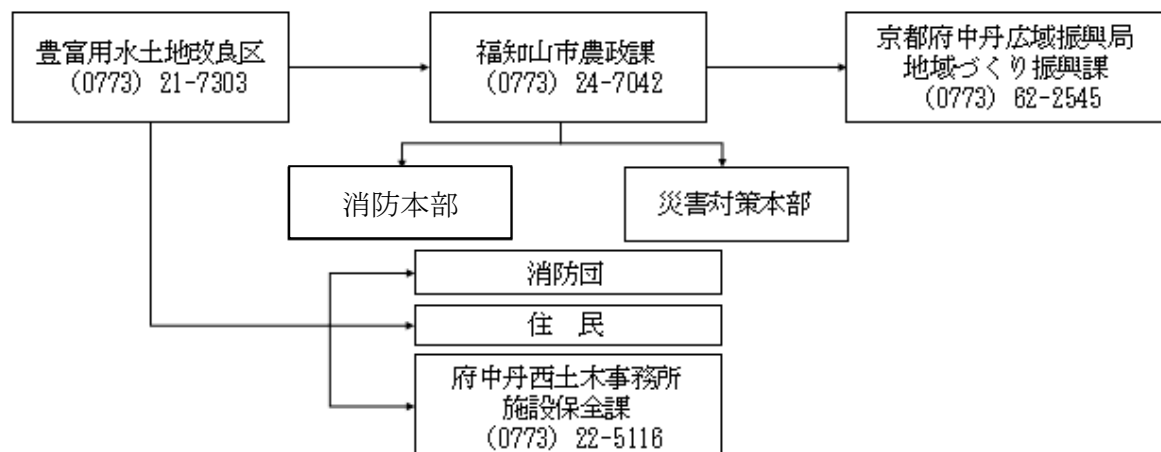
2 危険予想地域の周知徹底

豊富用水が破堤した場合の危険予想地域をあらかじめ周知し、防災意識の向上を図るとともに、関係住民に対しては、雨量状況による避難基準、避難方法等を徹底するものとする。

豊富用水連絡系統図



豊富用水連絡系統図（災害時）



第7章 内水対策計画

＜市民総務部危機管理室、建設交通部道路河川課、上下水道部経営総務課、下水道課＞

第1節 内水対策の現況

低地と地形勾配に乏しい地理条件にある本市では、由良川の河川整備の進捗に伴い、由良川本川が氾濫する洪水被害（外水被害）は低減されるものの、支川からの自然排水が困難となる場合には、内水氾濫による被害の発生が懸念される。特に市街地では、内水排除について多年苦慮してきた。また、同様に大江地域においても内水氾濫による甚大な浸水被害が多発している。

これまで市街地等において、国は、平成6年度に荒河排水機場（ $13\text{m}^3/\text{s}$ ）、平成12年度に法川排水機場（ $12\text{m}^3/\text{s}$ ）をそれぞれ完成させるとともに、平成13年度には弘法川緊急排水ポンプ設備（ $1.25\text{m}^3/\text{s}$ を4台）を整備し、令和2年度には新荒河排水機場に $5.5\text{m}^3/\text{s} \times 2$ 台のポンプと20万 m^3 の荒河調節池を新設し、内水排除対策を実施してきた。また、本市は、下水道事業において昭和38年に中部排水区（合流区域）の雨水排水ポンプ（ $8.4\text{m}^3/\text{s}$ ）を完成させ、さらに平成13年度から中部排水区及び弘法川第3排水区において貯留管並びに貯留施設（12,300 m^3 ）を整備し、平成25年度から法川排水区及び土師排水区において貯留施設、雨水ポンプ場等の整備による浸水対策事業を実施している。

しかし、平成30年7月豪雨等、近年相次ぐ内水氾濫による大規模な浸水被害が発生していることを踏まえ、由良川減災対策協議会大規模内水対策部会において、国・府・市が連携して対策に取り組んでいる。

第2節 計画の方針

平成26年8月豪雨では、市街地を中心に集中的な降雨があり、福知山観測所において観測以来最大の降雨を記録した。これに伴い、京都府管理河川からの溢水による外水氾濫の発生や、由良川本川の水位上昇に伴う樋門ゲート閉鎖による内水氾濫の発生、また、下水道の排水能力超過による内水氾濫の発生により大規模な浸水被害が発生した。

また、由良川下流部における輪中堤が完成したが、平成29年台風第21号、平成30年7月豪雨では、大江地域で大規模な内水被害が発生した。

これを踏まえて、国・府・市が連携し、河川改修、下水道、排水機場等治水施設や雨水貯留及び浸透施設の整備等のハード対策と土地利用規制や警戒避難体制の強化等のソフト対策とを組み合わせた総合的な治水対策を推進していくことにより、多方面から住民の安全・安心を確保するための措置を講ずる。

下水道事業では、上記の総合的な治水対策に加え、平成25年度から法川排水区及び土師排水区において実施している浸水対策事業の実施期間や目標設定の変更を行い、下水道浸水被害軽減総合計画を策定した。また、由良川減災対策協議会大規模内水対策部会において、国・府・市が連携し、河道内樹木の伐採や河道掘削による本川水位の低下、水位情報把握のための危機管理型水位計設置、貯留・排水機能の向上、排水ポンプ車の活用等、内水対策を推進する。

第3節 整備目標

平成26年8月豪雨が、局地的、集中的、かつ、激甚であったことに加え、由良川流域（本市域）の地形的な特徴等を踏まえ、弘法川及び法川流域並びに土師排水区における整備目標を設定する。また、平成30年7月豪雨を受け、大江町河守から公庄地域をモデル地区として内水発生のメカニズムを解析し、整備目標を設定する。なお、公共下水道区域における浸水、冠水対策などの雨水処理に関する事業についても推進する。

第1 短期（おおむね5か年程度）

1 弘法川、法川流域及び土師排水区

平成26年8月豪雨と同程度の降雨が発生した場合での床上浸水のおおむね解消を目指し、

一般計画編
第2部 災害予防計画

由良川本川の整備状況を踏まえつつ、総合的な内水対策を実施する。

2 大江町河守から公庄地域

内水発生メカニズムの解析結果から、平成29年台風第21号災害と同程度の降雨が発生した場合での床上浸水のおおむね解消を目指し、内水被害軽減対策に係る必要な施設配置の最適化計画を策定し、国・府・市での役割分担について調整し、令和5年度末に短期対策の機能を確保した。

第2 中・長期

1 弘法川及び法川流域並びに土師排水区

中・長期の対策は由良川本川の整備状況や、由良川流域全体の対策の進捗を踏まえ検討していく。

2 大江町河守から公庄地域

施設配置の最適化計画に基づき、国・府・市の役割分担により整備及び改修を推進する。

第3 対策の役割分担

1 国土交通省

(1) 弘法川及び法川流域並びに土師排水区

由良川本川の出水時に、本川の樋門が閉鎖することにより生じる内水被害の軽減を図るため、排水ポンプ等の整備を行った。

(2) 大江町河守から公庄地域

由良川本川の河道掘削及び樹木伐採並びに京都府及び本市への内水対策への財政支援

2 京都府

(1) 弘法川及び法川流域並びに土師排水区

弘法川及び法川の外水氾濫の被害軽減を図るための河川改修と由良川本川の樋門が閉鎖することにより生じる内水被害の軽減を図るため、貯留施設と排水ポンプ等を整備する。

(2) 大江町河守から公庄地域

1級河川蓼原川のポンプ車ピット及び排水ポンプ整備への連携協力

水位情報把握のための危機管理型水位計設置、貯留・排水機能の向上、排水ポンプ車の活用等、内水対策を推進する。

3 福知山市

(1) 弘法川及び法川流域並びに土師排水区

下水道や市管理河川の排水能力を超えて発生する内水氾濫の被害軽減を図るため、排水ポンプの増強、流域全体における貯留施設等を整備する。また、各戸及び事業所の耐水化や各戸貯留を促進する等、ソフト対策を中心的に実施する。

(2) 大江町河守から公庄地域

準用河川公手川河川改修（止水壁）、調節池、排水ポンプ等の施設整備並びにマイマップ及びマイタイムラインでの避難誘導

第4節 総合的な内水対策（短期対策）

短期対策を実施した場合、平成26年8月豪雨における浸水被害エリアが大幅に解消され、床上浸水被害がおおむね解消する。

第1 短期の目標を達成するための対策と実施主体については、次のとおりとする。

第2 実施にあたっては、詳細な検討を行ったうえで必要な施設能力や規模を決定し、実施するものとする。

第3 本対策は、市街地流域での局所的な集中豪雨に対し、床上浸水被害のおおむね解消を目指すものであり、流域全体に長時間、大きな雨が降る等、雨の降り方によっては由良川本川の水位の上昇による堤防の決壊を回避するため排水ポンプが運転できない場合がある。

一般計画編
第2部 災害予防計画

区分		現況	新たに実施する対策、または実施済みの対策	実施主体
ハード対策	排水ポンプ等	排水機場：27m ³ /s (常設 22、緊急 5) 和久市ポンプ場：8.4m ³ /s	排水機場整備（常設ポンプ、緊急排水ポンプ）：27m ³ /s 排水機場整備（緊急排水ポンプ）：11m ³ /s 排水ポンプ車ピット新設：11m ³ /s 相当 排水機場機能高度化（耐水化他） 和久市ポンプ場増強（耐水化等含む）：1m ³ /s	国土交通省 京都府 国土交通省 国土交通省 福知山市
	河川改修	弘法川 L=1.9km 法川 L=0.2km	弘法川 L=3.0km 法川 L=1.4km	京都府 京都府
	貯留施設等	貯留管 1.8 万 m ³ 調整池等 8 万 m ³	・貯留施設新設：1 万 m ³ ・調節池：31 万 m ³ ・調整池及びため池改良等：21 万 m ³ ・既設下水道管増強	福知山市 京都府 福知山市 福知山市
ソフト対策	開発に伴う調整池設置等の促進 各戸における貯留浸透施設等の促進 水位計及び CCTV カメラ等の設置による監視体制の強化 内水ハザードマップ作成等による避難警戒意識の啓発			開発者・京都府・福知山市 地元・福知山市 京都府・福知山市 福知山市
	各戸、事業所等の耐水化 保水力の回復・増進 ・ため池の保全			地元・福知山市 地元・福知山市

第5節 内水災害における警戒避難体制

本市は、気象情報、雨量、警戒避難基準「一般計画編第2部第28章第10節」等を参考に、警戒レベルに応じた避難情報発令基準を作成し、災害時において避難情報を発令し、住民に避難を呼びかける。

さらに、避難情報を補完する情報として本市は、ローカルエリアリスク情報を発信する。住民は、それぞれの地域において作成するマイマップ及びマイタイムラインにおいて、ローカルエリアリスク情報の考え方を共有し、避難時のスイッチとして設定を行う。また、住民がローカルエリアリスク情報をより有効に活用するために、本市からの情報を待つだけでなく、インターネット等で提供される土壌雨量指数等の情報を主体的に収集し、迅速・的確な避難行動に繋げるとともに、地域においてマイマップ及びマイタイムラインに基づく訓練を実施する。

なお、大雨には局地性があるので、河川水位等が基準に達しない場合でも他の危険な兆候が認められた場合には、自主的な判断によって避難するよう住民を指導することが大切である。

第6節 内水被害警戒対策

〔内水被害軽減対策のメニュー〕

		対策内容	実施主体	実施する目標検閲		
				R1.5 まで	R1.6 から	
ハード対策	河川整備の着実な実施	河川整備計画（国）に基づく整備（築堤、掘削）、維持管理（堆砂・流木除去）	国	→		
		指定区間及び支川の河川整備計画、特別緊急事業等に基づく整備	国	→		
		大江地区での内水対策の実施	府	→		
	河川の水位情報の共有・提供	由良川のきめ細やかな水位情報の公表（観測所、危機管理型水位計）	国	→		
		指定区間及び支川のきめ細やかな水位情報の公表（観測所、危機管理型水位計）	府	→		
内水発生状況の共有・提供	水位計設置	市	→			
ソフト対策	内水発生状況の共有・提供	情報共有方法検討	府	→		
		通行規制情報提供システムの構築	府		→	
	樋門・排水機操作状況の共有・提供	操作状況共有・提供	市		→	
		市管理樋門の回転灯の整備	市	→		
	大野ダムの操作状況の共有・提供	連絡体制強化（ホットライン構築）	府	→		
	内水ハザードマップ・地域のタイムラインの作成	内水ハザードマップ・地域のタイムラインの作成	市	→		
	排水ポンプ車の適正配置	排水ポンプ車の輪中堤地区への前進配置	国	→		
	排水ポンプ車のアクセス性の向上	必要に応じたアクセス路の恒久整備（堤防天端の舗装）	国	→		
	樋門の操作環境整備	樋門操作員の待機場所、備蓄食料等の環境整備	国・市	→		
		応援等の支援体制の確保、遠隔監視体制の強化	国	→		
	大野ダムの運用マニュアル策定	事前放流水位の引き下げ、防災操作タイムライン構築	府	→		
	総合的な内水対策の検討	内水対策の検討	市	→		
	内水被害の危険性の啓発	「洪水警戒の危険度分布」の表示方法の改善、住民・自治体への周知拡充	気象台	→		

第8章 道路防災計画

＜建設交通部道路河川課＞

第1節 現況

本市における道路の状況は次のとおりであり、昭和63年に高規格幹線道路（近畿自動車道舞鶴線）の完成に伴い、本市を縦貫する主幹線道路国道9号は交通量が激増し、今後もこの傾向は続くものと予想される。主要地方道や一般府道も隣接市町村と連絡する道路として地域経済の進展に伴い、整備が進められている。また、住民生活に密着している市道は、市内道路の約8割を占め、市街地道路は、都市計画道路整備事業や区画整理事業で整備され改修が進められているが、山間地や急傾斜地道路は、山や耕地を切り開いて作られた道路が多く、落石や地すべり等災害を受けやすい状況にある。

さらに、本市の北部及び西部方面については、積雪が多く、対策として道路拡幅や融雪事業等施設整備を必要とするが、当面の対策として除雪機械の配備や地域住民の協力によって積極的に道路除雪を進めている。

〔京都府管理道路延長〕

道路種別	実延長（m）	橋梁数
一般国道	59,772	46
主要地方道	99,554	92
一般府道	115,554	126
合計	274,880	264

〔福知山市管理道路延長〕

区分	路線数	実延長（m）
1級市道	63	105,523.55
2級市道	101	135,188.93
その他市道	3,628	1,172,252.65
計	3,792	1,412,965.13

第2節 計画の方針

国土交通省「道路防災総点検」を軸とし、市内災害発生における主要行政機関や公共施設等の連絡道路網の確立を行う。また、危険箇所の点検や調査等安全確認を遂行するものとする。

さらに、被災常襲道路の早期改良や橋梁整備等の実施、除雪対策として除雪用建設機械の配備等道路災害を予防する対策について定める。また、災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）を指定し、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指した道路整備を進める。

第3節 計画の内容

第1 道路改良事業

主要幹線の整備（国道及び府道）が急がれているが、この施工とあいまって市道の改良事業を促進する。

1 舗装改良事業

令和5年度末における市道舗装率は68.2%となっているが、さらに舗装改良に努める。

2 橋梁長寿命化事業

橋梁については、点検を実施し、老朽化が進行している橋から順次修繕を行い、長寿命化を図る。

一般計画編
第2部 災害予防計画

第2 道路危険箇所の調査点検及び復旧方法

国土交通省道路防災点検の継承と地元自治会の協力における連絡により、現場の状況と即座に調査点検に努め、早急に安全対策を講ずる。また、災害発生時の迂回路の設置や災害復旧事業に取組み、道路維持に努めるものとする。

第3 道路改良、橋梁防護施設の改築

未改修及び未整備施設の早期改修を主要幹線道路整備や他の公共事業と整合を取りながら促進を図る。また、通行に支障がある橋梁や施設については補強工事等の施工に努める。

第4 道路雪害予防

1 道路除雪計画

道路の雪害予防及び対策としては早期に除雪を行うものとし、具体的な計画は毎年企画調整をして作成する道路除雪計画の定めるところによる。

2 関係機関の相互協力体制

市長は豪雪に対処するため相互協力体制を強化し、除雪の円滑化を図るとともに、必要に応じて警察署、消防団、道路管理者等と道路除雪等について次の事項を協議する。

(1) 除雪機械の配備とオペレーターの確保

- ア 除雪路線及びルート
- イ 除雪実施時の交通規制
- ウ 雪捨て場の確保

第9章 建造物等防災計画

＜建設交通部道路河川課・建築住宅課・都市・交通課＞

第1節 建築物防災計画

第1 現況

本市の住宅総数は、約 62,000 棟で木造建築物が多く、今後は防災上の指導を強化し、住民の理解を得つつ建築物等の耐久性能や耐火性能を改善する必要がある。

第2 計画の方針

建築物等の耐久性能や耐火性能の向上を図ることにより、風水害時や火災時における被害を最小限度に食い止めることは可能である。そのため、災害時の避難所や救急活動の拠点となる公共建築物の安全性の向上に努める。

第3 計画の内容

1 公共建築物等の安全性の向上

災害時において、防災活動の拠点となる庁舎、広域避難所として使用する学校、公民館等の公共建築物、ブロック塀等が安全であるように、計画的に耐震診断、防災診断や点検を行い、必要に応じ適切な改修に努めるものとする。また、消火器をはじめとした法令上必要な消防用設備等を完備し、非常の場合に備える。

さらに、病院、救護施設、その他不特定多数が利用する施設についても計画的に耐震診断及び防災診断を行い、必要に応じ改修指導を行うことにより、耐震性能及び防災性能の向上に努める。

2 一般建築物の安全性の向上

一般建築物についても財産保全と居住者等の生命の安全を図るため、建築防災に係る普及・啓発を進め防災改修の促進を図るとともに、道路、公園等の都市基盤と一体的な面的整備を図る。

新築建物については、現行の建築基準法に適合させることは当然として、建築物の用途に合わせ必要な耐震性能及び防災性能を有するよう啓発並びに指導に努めるとともに、密集市街地の住宅においては、防災対策の啓発を行い、延焼防止を図るとともに、防災対策に努めるものとする。

第2節 宅地の防災対策

第1 宅地防災の対応

宅地に対するがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するために、宅地造成等規制法による宅地防災マニュアルを活用し、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。

第2 被災宅地危険度判定制度の整備

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の受入体制を整備するとともに、京都府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会並びに全国の都道府県で組織する被災宅地危険度判定協議会と連携し、早急に実施体制等の整備や判定計画の作成を進める。

第10章 文化財災害予防計画

＜地域振興部文化・スポーツ振興課＞

第1節 現況

市内における指定文化財の件数は、国指定（重文）6、国登録12、国設定1、京都府指定35、京都府登録13（市指定と重複）、京都府暫定61（一部市指定と重複）、京都府決定5、京都府選定2、市指定145、市重要資料32である。その内訳は、美術工芸品が144、建造物が87、天然記念物及び史跡が31、環境保全地区5、無形文化財1、無形民俗13、有形民俗4、記念物1、文化的景観2、ふるさと文化財の森1である。

これらの文化財は、博物館等に寄託したものを除き収蔵庫及び消火施設も十分でないが、管理者の自主防災に多く依存しているのが現状である。

なお、市内にある文化財、又は市内外の博物館等に寄託された文化財は、**資料編第7章一文1「福知山市の指定文化財一覧表」**に示すとおりである。

第2節 計画の方針

文化財が貴重な国民的財産であることにかんがみ、これらを公共のために保存することが特に必要であるので、文化財に関する防災業務の実施にあたっては、特に災害の予防に重点をおくものとする。

第3節 計画の内容

第1 文化財保護対策

- 1 所有者及び地区住民の協力を得て防災組織の整備に努め、災害時における防災措置の指導を強化する。
- 2 収蔵施設の建設を促進するとともに、消火器、火災警報器、その他の消防用設備等の充実を図る。
- 3 消防職員その他関係者による随時査察及び消防訓練を実施し、官民一体の防災体制を確立する。

第2 補助金及び融資の活用

文化財の防災事業に関する補助制度及び融資制度を活用し、施設及び設備の整備並びに充実に努める。

第11章 危険物等保安計画

＜消防署＞

第1節 現況

消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下この一般計画編において「危険物製造所等」という。）は、産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり危険物規制事務も困難を極めている。

第2節 計画の方針

危険物、その他特殊物品による災害を未然に防止するための対策について定める。

第3節 計画の内容

第1 危険物製造所等の整備改善及び保安

- 1 危険物製造所等が、消防法第10条第4項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準に適合して維持管理されるよう指導監督する。
- 2 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵及び取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って行うよう指導する。
- 3 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、危険物保安監督者又は危険物取扱者を選任させ、施設の自主検査の励行を指導し、消防法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合するよう維持管理させる。
- 4 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、従業員の危険物の取扱い等に関する保安教育を実施するよう指導する。
- 5 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、自衛消防隊の設置を指導するとともに、訓練等の実施により自主的な保安体制の確立を図るよう指導する。
- 6 災害時における通報体制の整備を図るよう指導する。
- 7 応急資器材の備蓄（中和剤、油吸着剤、消火剤、油吸入ポンプ、土のう、ひしゃく、空ドラム缶等）を指導する。

第2 危険物等の屋外タンクの不等沈下対策

危険物類の屋外タンクの著しい不等沈下（特定屋外タンク貯蔵所においてタンク直径の100分の1以上、又はそれ以外の屋外タンクにおいて直径の50分の1以上のもの）によるタンクの破損防止をするとともに、万一の油流出に備え、次の事項について指導する。

- 1 屋外タンクの地盤沈下状況、タンク本体、タンク付属設備、防油堤、消火設備等について定期点検の実施
- 2 異常事態発生時における応急体制と緊急通報体制の確立
- 3 従業員に対する保安教育、防災訓練等の実施

第12章 消防組織整備計画

＜消防本部・消防署（消防団）＞

第1節 計画の方針

火災の発生を未然に防止し、また、一旦火災が発生した場合における被害の軽減を図るため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

第2節 計画の内容

第1 出火の防止

- 1 火災予防運動をはじめとする各種行事等において、広報紙等を通じて火災予防に関する知識と技術の普及を図る。
- 2 消防団、自主防災組織等の協力を得て、一般家庭における住宅用火災警報器、消火器具等の普及と取扱方法の指導を行う。
- 3 木造住宅密集地域等、火災時において類焼又は延焼のおそれの大きい地域については、特に出火防止、出火時における初期消火等の知識と技術の普及に努める。
- 4 火災警報を発令した場合、広報車、防災行政無線、災害情報配信システム等を通じて火災予防を周知徹底させる。

第2 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、防火訓練、防災知識の習得と研修、消防用設備の維持管理が十分行えるように指導する。

第3 消防団の活性化及び施設と設備の充実

消防団は、地域の自主的な防災活動の核となる組織であるため、消防団員の確保対策や女性消防団員（ふくちやまファイヤーエンジェルス）の加入促進等の活性化を図るとともに、消防ポンプ等の消防施設と設備の充実に努める。

第13章 鉄道施設防災計画

＜西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社、WILLER TRAINS株式会社＞

第1節 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社及び WILLER TRAINS 株式会社は、列車の運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って社会的使命を発揮する。また、災害の発生するおそれがある場合は、警戒体制をあらかじめ策定しておく。

第2節 計画の内容

第1 防災施設の維持及び改良は、おおむね次の事項について計画する。

- 1 高架橋並びに橋梁の維持、補修及び耐震強化
- 2 河川改修に伴う橋梁改良
- 3 法面並びに土留の維持、補修及び改良強化
- 4 トンネルの維持、補修及び改良強化
- 5 鉄道林（防備林）の造成、落石防止設備の強化
- 6 建物等の維持及び修繕
- 7 通信設備の維持及び補修
- 8 空頭不足による橋桁衝撃事故防止、自動車転落事故防止の推進
- 9 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- 10 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- 11 車庫内で仮置中の車体の転落防止
- 12 危険及び不良箇所 の点検整備
- 13 落石及び倒木警報装置の点検整備
- 14 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- 15 その他防災上必要なもの

第2 西日本旅客鉄道株式会社の計画

1 降雨に対する対策

降雨により災害の発生するおそれがある場合は、的確な情報と連絡等の徹底を図るとともに、状況により列車の運転速度を制限するか、又は列車の運転を一時見合わせ線路点検等を行うほか、状況により対策本部を設置して輸送体制に万全を期すものとする。

2 強風に対する対策

強風のおそれのある場合又は強風を感知した場合は、状況により列車の運転を一時見合わせる手配を行うとともに、風の状態を確認し、風の落ち着きを待って運転を再開する。

3 降雪に対する対策

降積雪の全般的な状況を迅速に把握し、的確な除雪手配、情報と連絡等の徹底を図るとともに、状況により雪害対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。

第3 北近畿タンゴ鉄道株式会社、WILLER TRAINS 株式会社の計画

平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、国や沿線自治体からの支援を受け、緊急性や実現性等を踏まえ、路線の防災対策を推進する。

1 降雨に対する対策

降雨により災害の発生するおそれがある場合は、的確な情報と連絡等の徹底を図るとともに、状況により列車の運転速度を制限するか、又は列車の運転を一時見合わせ線路点検等を行うほか、状況により輸送対策本部を設置して輸送体制に万全を期すものとする。

2 強風に対する対策

強風のおそれのある場合又は強風を感知した場合は、状況により列車の運転を一時見合わせる手配を行うとともに、風の状態を確認し、風の落ち着きを待って運転を再開する。

一般計画編
第2部 災害予防計画

3 降雪に対する対策

降積雪の全般的な状況を迅速に把握し、的確な除雪手配、情報と連絡等の徹底を図るとともに、状況により輸送対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。

第14章 通信施設防災計画

＜西日本電信電話株式会社京都支店＞

第1節 計画の方針

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、又は災害による故障が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、遠隔地市町村の通信途絶防止化等通信サービス確保を図るため、西日本電信電話株式会社の実施する防災業務計画「災害用伝言ダイヤル171」等の運用計画に基づき対策を講じる。

第2節 計画の内容

第1 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って万全を期す。

- 1 大雨、洪水又は高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- 2 暴風又は大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- 3 主要な電気通信設備が設置されている営業所等建物について、耐震及び耐火構造化を行う。
- 4 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

第2 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- 1 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- 2 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

第3 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期す。

- 1 回線の切替措置方法
- 2 可搬無線機、工事用車両無線機等、予備電源車の運用方法

第4 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板（web171）」の運用

災害時における有効な情報連絡手段である「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板（web171）」を次のとおり運用する。

- 1 地震等の災害により著しく通信の輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル171」等を速やかに提供する。
- 2 運用開始は震度6弱以上の地震が発生した場合、又は災害（震度5以下の地震を含む）により輻輳が発生し、安否連絡が多発すると想定される場合に運用する。
- 3 災害等の状況に応じて必要と判断した場合に運用する。

第5 特設公衆電話の設置・利用

「特設公衆電話の設置・利用」に関する協定（平成28年8月10日締結）に基づき、本市が指定する指定避難所等に事前に特設公衆電話を設置し、避難所開設時には避難者等の通信手段の確保を図る。

第15章 電気・ガス・上水道・下水道施設防災計画

第1節 電気施設防災計画

＜京都府、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社＞

第1 現況

電気施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理及び維持改良を行い、合わせて計画的に巡視点検、測定等を実施している。

発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合には、気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置する。台風、暴風雨等により災害が予想される場合は、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社防災計画に基づき非常災害対策本部を設置し、担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時に応急復旧に必要な態勢を整える。

第2 計画の方針

設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保を図るため「台風21号検証委員会最終報告（2018年12月13日）」も踏まえて、台風、洪水、雷、雪害別に災害予防計画をたて実施する。

第3 計画の内容

設備ごとに、次の施設整備に基づき万全の措置を講ずる。

1 水害対策

（1）水力発電設備

過去に発生した災害、被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器の嵩上げ、ダム通信確保のための設備の設置、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクト閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について点検と整備を実施する。

- a ダム及び取水口の諸設備、調整池及び貯水池の上流並びに下流護岸
- b 導水路と溪流との交差点、その周辺地形との関係
- c 護岸、水制工及び山留壁
- d 土捨場
- e 水位計

（2）変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器嵩上げを実施する。また、屋外機器は、基本的に嵩上げを行うが、嵩上げが困難なものについては、防水・耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

（3）送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

2 風害対策

各設備とも、計画と設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

3 雷害対策

（1）変電設備

耐雷遮へい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

（2）送電設備

架空地線、避雷装置、アークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知

一般計画編
第2部 災害予防計画

した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

(3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

4 雪害対策

雪害の著しい地域には、次のような諸対策を実施する。

(1) 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

(2) 変電設備

機器架台の嵩上げ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(3) 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

(4) 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

第4 京都府の対策内容

京都府は、広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設（災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、京都府が指定した施設）が電力を確保できるよう平常時から体制を整備するとともに、重要施設の一覧表を作成し、関係機関と共有する。また、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、事前対策の検討や、関西電力送配電株式会社との連携強化を図る。

なお、重要施設の管理者は、非常用電源を整備したうえで、燃料調達が困難な場合に備えて、自衛的な燃料備蓄の確保や自力での燃料調達ができるように努める。

第2節 ガス施設防災計画

＜市内ガス事業者＞

第1 計画の方針

本市は、市内ガス事業者と連携し、製造及び貯蔵施設の保安体制の確立はもちろん、災害が発生したときは被害の拡大を防止し、ガスの製造供給に支障をきたさないよう予防対策について定める。

第2 福知山市内ガス事業者

1 都市ガス事業者

事業者名	設置場所	最大原料貯蔵量	ガス種	TEL
福知山都市ガス（株）	奥野部	LNG 300Kl プロパン 20t	13A	24-1500 (22-4645)
（株）長田野ガスセンター	長田野町	LNG 1200Kl プロパン 210t	13A	27-0689

2 簡易ガス事業者

事業者名	設置場所	最大原料貯蔵量 (kg)	ガス種	TEL
伊丹産業 KK 福知山（営）	前田団地	LPG 10,500	プロパン	22-9388
福知山合同ガス KK	日吉ヶ丘団地	LPG 4,300	プロパン	23-6562
KK くさか	聖佳団地	LPG 2,500	プロパン	27-1319
広瀬・小谷 KK	駒場地区	LPG 8,700	プロパン	23-2354
伊丹産業 KK 福知山（営）	茅ノ台第1住宅団地	LPG 5,000	プロパン	22-9388

第3 計画の内容

1 災害予防体制の強化

(1) 災害予防処置

ア 耐震配管施工

イ 遮断バルブの設置

(2) 事故発生時の処置

ア 情報の早期収集と中部近畿産業保安監督部近畿支部保安課、ガス協会等への連絡及び通報体制

イ 指令の迅速的確化

ウ 緊急出動体制の習熟

緊急出動人員は、出動方法の習熟に努め、出動体制の迅速化を図る。

2 防護保全対策

平常、現場状況に応じて防護、修理、取替え等により保全業務を行っているが、非常の際には、次のとおり地域及び場所別に重点巡視並びに警戒を行う。

(1) 見廻り及び巡回の重点実施

(2) 情報連絡による場所別状況の調査

(3) 水害及び冠水地域のガス施設機能監視

(4) 河川の増水状況の調査

(5) 河川増水時の架管工法の機能点検及び流失防止処置

(6) 工事現場の特別見廻りと防護強化の打合せ

(7) がけ崩れ及び地盤沈下地域の調査並びに警戒

(8) 防護及び応急機材の点検整備

3 危険防止対策

危険防止については防護保全対策によって行い、特に危険現場は、危険防止の巡視員により、次のとおり応急実施にあたらせる。

(1) ガス供給施設周囲の支障物件除去

(2) ガス導管の折損等危険が予想される箇所の供給遮断

(3) ガス管内の流水の流入による二次災害防止のためのガス供給遮断

(4) 他工事関係の危険個所の防護及び供給遮断

(5) 災害による事故発生の場合は、火災の発生や爆発の危険等を考慮して、付近住民に対し避難の要請を行う。

(6) その他現場の状況に応じ適切な処置を行う。

4 LP ガス対策

LP ガス販売事業者等は、高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等を遵守するとともに、安全器具の普及、LP ガスの消費・供給設備等の保安の推進、緊急時に対応できる体制整備に努める。

第3節 上水道施設防災計画

<上下水道部水道課>

第1 現況

本市の飲料水は、上水道事業により供給しており、25の浄水場を設置している。

第2 計画の方針

水道事業者は、水道施設の常時監視及び点検を強化して保全に努め、災害による被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強の計画的推進に努めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。

第3 計画の内容

1 水道施設の耐震化

老朽化した送配水管の敷設替え、継手の防護等を推進するとともに、管路のループ化等災

害に強い構造の整備に努める。

2 緊急時対応の向上

- (1) 断水等に備え、水バック製造機の活用充実を図る。
- (2) 資材等の確保及び関係水道事業者との応援体制を強化する。

第4節 下水道施設防災計画

＜上下水道部下水道課＞

第1 現況

本市においては、平成21年度に公共下水道（3処理区）及び農業集落排水施設（21地区）が、計画に基づく污水管の整備を完了している。

平成26年8月豪雨では、雨水ポンプ場（1か所）及び汚水中継ポンプ場（4か所）が浸水により被災したため、耐水化工事による再度災害防止対策を行っている。

第2 計画の方針

現在事業中である公共下水道区域における浸水対策事業等の雨水処理対策に関する事業を推進し、災害発生時において排水処理機能を確保できるよう、防災機能の強化を図る。また、下水道事業は重要なライフラインであり、安心・安全で快適な住民生活を持続していくため、老朽化する施設の計画的な更新を進めるとともに、耐震化など防災・減災対策を強化し、強靱で安定した施設を構築するための取組みを進める。

第3 計画の内容

整備推進にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）」に準じる等、適切な工法を採用し耐震性の向上に努める。

さらに、老朽管等の調査を実施し、長寿命化計画に基づき計画的に改築と更新工事を進め、下水道施設の安全化と適切な維持管理に取り組む。

第16章 災害応急対策物資確保計画

＜各部＞

第1節 計画の方針

災害時における応急対策を円滑に実施するため「公的備蓄等に係る基本的な考え方」（平成26年京都府）に基づき、本市において必要な資機材を備蓄物資整備計画により整備している。各資機材は、原則5年ごとに更新を行うとともに、各資機材の機能を有効に発揮できるよう取扱要領及び損傷状況について定期的な確認を行う。また、生活必需品等については、市内業者等との協定により物資の確保を推進する。

なお、備蓄内容については、広域的な関西広域連合の議論を踏まえ、本市と京都府の役割分担及び連携に基づき検討を進めるとともに、民間流通事業者のノウハウを活用した体制の構築を検討する。

第2節 計画の内容

第1 災害対策本部活動に必要な備蓄資機材

災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資機材については、災害時にその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備するものとする。

第2 飲料水等

- 1 配水池の耐震化を進め、配水池における飲料水の備蓄を図る。
- 2 各家庭における飲料水等の備蓄を促進する。
- 3 災害時における飲料の提供に関する協定

第3 食糧、生活必需品等

備蓄は、次の方針に従い充実させる。

- 1 衣服、寝具等については、災害対策本部において一定の備蓄を推進する。備蓄場所については孤立する地域を考慮した備蓄場所を確保する。
- 2 食糧、生活必需品等については、協定締結事業者、京都農業協同組合、京都丹の国農業協同組合、市内業者等の協力を得て供給する。
- 3 要配慮者が避難しやすい環境を整えるため、新たにアレルギー対応のライスクッキーや段ボールベッドを重点備蓄品目に追加し、避難所環境の整備を図る。また、停電対策として広域避難所に配備する懐中電灯やランタンが長時間使用できるよう乾電池の備蓄を図る。
- 4 各家庭における食糧等の備蓄を促進する。
- 5 災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定

第4 防疫、衛生用資機材

消毒用、ねずみ族昆虫駆除用の薬剤等の防疫用資機材は、市民総務部市民課が保管し、災害の状況に応じ即時調達できるよう計画しておくものとする。

第5 その他の資機材

各防災関係機関の責任者は、その保管する資材、器材等について常に点検整備に努めるとともに、災害の状況に応じ即時調達が可能になるよう、あらかじめ計画を確立しておくものとする。

第6 救援物資受入拠点

救援物資の保管、受入れ及び配送の拠点は次のとおりとし、防災倉庫等の整備を図る。

- 1 三段池体育館（メインアリーナ）
- 2 三段池体育館（サブアリーナ）
- 3 市民体育館

第17章 防災知識普及計画

＜市長公室、市民総務部危機管理室、消防本部・消防署（消防団）、教育委員会事務局＞

第1節 計画の方針

本市の防災関係の各機関は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連絡を保ち単独又は共同して住民に対し防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。また、被害の防止及び軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることや早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るとともに、消防団や自主防災組織と連携し、マイマップ及びマイタイムラインに基づく避難行動を地域内で呼びかける等の共助の体制づくりに努める。

さらに、被災時の要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努めるものとする。

第2節 学校等における防災教育

本市は京都府と連携し、学校及びその他教育機関（以下この一般計画編において「学校等」という。）における体系的な防災学習の充実、防災に関する教材の充実を図る。

学校等においては、地震、風水害等の防災に関する指導を教育課程の中に位置づけ、児童・生徒の発達段階に応じた学習計画（カリキュラム）を策定し、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な安全教育や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神をつちかうなど、自らの命を守るため、また、防災に関わり社会貢献できる力を育むための教育を推進する。

特に、すべての小・中学校等においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合わせて実践的な防災教育の実施に努める。また、福知山公立大学は、積極的に防災知識の展示等の防災活動を行う学生等を支援するよう努める。

第1 児童生徒等に対する教育

災害時、又は災害の発生が予想されるときにおける幼児、児童、生徒等（以下この一般計画編において「児童生徒等」という。）の安全の確保、災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急処置等の指導を行うとともに、ボランティア精神をつちかうための教育を推進する。

第2 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、校区内の災害リスクや危険箇所、避難経路等を把握するとともに、研修会やフィールドワーク等を通じ、災害防災に関する専門的知識のかん養及び応急手当等の技能の向上を図る。

第3節 市職員等に対する研修

福知山市地域防災計画が適確有効に活用されるよう、年1回、各課において災害対策本部設置時における各部各班の「活動計画打合せ会」を開催し、既往の災害における災害予防、応急対策等を検討する中で防災に関する知識の体得を図る。

第4節 住民に対する防災知識等の普及

本市は、ハザードマップ、広報紙、ホームページ、防災アプリ、メール等各種メディア等を積極的に活用し、機会あるごとに防災に関する知識の普及啓発に努める。

第1 普及内容

- 1 災害に関する一般的知識
- 2 日常普段の心がけ
 - (1) 住宅の耐震補強、屋内外の整理点検、家具及びブロック塀等の転倒防止
 - (2) 火災の防止

一般計画編
第2部 災害予防計画

- (3) 非常食糧及び非常持出品の準備
 - (4) 避難地、避難場所、避難路等の確認
 - (5) 応急救護
 - (6) 浸水想定区域と土砂災害警戒区域等の周知
 - (7) 適切に避難行動をするためのタイムライン（避難行動計画）の作成
 - 3 災害発生時の心得
 - (1) 場所別及び状況別
 - (2) 出火防止及び初期消火
 - (3) 避難の心得
 - (4) 「NTT 災害用伝言ダイヤル 171」等安否情報伝達手段の確保
 - (5) 帰宅困難者支援ステーションの活用
 - (6) 災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること
 - 4 緊急地震速報の普及と啓発
 - 5 郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談、避難行動の成功事例等
- 第2 普及方法
- 1 講習会による普及
 - 各関係機関は、単独又は他機関と共同して講習会等の催しを行い、職員及び住民の知識普及に努める。
 - 2 印刷物による普及
 - 各関係機関は、広報紙、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板等を利用し、機会あるごとに防災に関する記事を掲載して普及広報に努める。
 - 各関係機関は、防災パンフレット等を住民に配布し、定期的に内容の見直しを行い、見直した場合はその都度配布する。
 - 各関係機関は、総合防災ハザードマップ等を活用し、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、避難所等の周知徹底を図る。
 - 本市は、広報紙「広報ふくちやま」により、各災害シーズン前に避難行動や各家庭における食糧等の備蓄等について広報するとともに、季節やイベント等に合わせた適切なタイミングで情報を発信し、防災知識の普及を図る。また、過去の災害の記憶を風化させないよう、記事に災害実績の写真や資料を盛り込むとともに、本市の先進的な取組みを実施する地域の取組みを紹介することで、他の地域への取組みの拡散を図る。
 - 3 映画等による普及
 - 気象、防火、災害時の救助活動等の映画を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。
 - 4 報道機関による普及
 - 防災に関する催し、関係機関が発表する防災関係資料については、新聞及び放送機関に報道を依頼して普及広報を行うよう努める。
 - 5 記念事業による普及
 - 防災とボランティアの日（防災とボランティア週間）、水防月間、土砂災害防止月間、防災の日（防災週間）、防火の日、火災予防運動等、各種防災強調運動を活用して防災の知識普及に努める。
 - 6 その他
 - ホームページに福知山市地域防災計画を掲載するなど、住民が防災計画を閲覧できる環境を整備するとともに、その計画の周知徹底を図る。
 - 7 コミュニティにおける防災教育の普及推進
 - 8 社会教育等を通じての普及
 - (1) 社会教育施設における学級、講座等を通じての普及
 - (2) PTA、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会、集会等を通じての普及
 - (3) その他の関係団体の諸活動を通じての普及

第5節 企業等の地域防災活動への参加促進

企業内での防災教育と普及も含め、地域防災活動への参加促進を通じて災害に強い企業育成に努める。

第18章 防災訓練・調査計画

＜市民総務部危機管理室、消防本部・消防署（消防団）、教育委員会事務局＞

第1節 防災訓練計画

第1 計画の方針

防災関係業務に従事する職員に対し、災害応急対策の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携の強化を図るとともに、防災訓練への参加を通じて住民、自主防災組織、民間企業及びNPO・ボランティアの防災意識の向上を図る。また、防災訓練を実施する場合は、被災時の要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努めるものとする。

第2 計画の形態

1 総合防災訓練

- (1) 防災関係機関が協議して、年1回実施するものとする。
- (2) 現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。
- (3) 訓練の円滑化を図るため、参加機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに、気象、雨量状況等を設定する。
- (4) 訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- (5) 福知山市地域防災計画、「福知山市避難のあり方検討会最終とりまとめ」、ハザードマップ、由良川福知山タイムライン等を災害時に活用できるよう、国、京都府及びその他関係機関と協議して訓練実施要領を定める。
- (6) その他、細部については協議のうえ決定する。

2 地区別訓練

市内各地区の災害の状況を想定し、それぞれ消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を随時実施するものとする。

3 図上訓練

市内各地区の実情に合致した予測被災状況に基づき、水防、救助等災害対策の活動について参加者に意思決定を行わせる図上訓練を必要に応じて実施するものとする。

4 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員防災事務の習熟訓練及び参集訓練を計画し、少なくとも年1回実施するものとする。

5 学校等における防災訓練

学校等の防災に関する計画に基づき、家庭、地域及び関係機関との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

6 災害対策要員の研修・訓練の充実

福知山市地域防災計画が的確有効に活用できるよう、年1回、各課において災害対策本部設置時における各部、各班の「活動計画打合せ会」を開催し、既往の災害における災害予防、応急対策等を検討する中で、防災に関する知識の体得を図る。

第3 訓練の項目

訓練の形態に応じて実施項目を参考にしつつ、実施の行動及び判断を伴う実践的な次の訓練を実施する。

- 1 災害対策本部を迅速に設置するための参集訓練、災害対策本部設置運営訓練
- 2 被災情報及び安否情報に係る情報収集訓練、警報及び避難の指示等の通知並びに伝達訓練
- 3 避難誘導訓練及び救援訓練

第4 複合災害を想定した訓練

地震、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

第2節 防災調査計画

第1 計画の方針

市内における河川、農業用ため池、急傾斜地、宅地造成地等で災害発生時に危険が予想される箇所の事前調査、あるいは災害の被害想定等の調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

第2 計画の内容

1 防災パトロール

本市の実施計画により、防災関係機関の防災対策関係者が一同に会して災害時に危険が予想される箇所の調査を行い、それぞれの箇所で発生しうる問題への対策を共同で検討することにより、危険箇所の関係者に対して必要な指示及び指導を行うものとする。

2 被害想定規模の調査

風水害等の被災要因を検討し、被害を想定することを通じて、被害想定に対する予防、応急及び復旧の諸対策の意見をまとめ関係機関に周知する。

第19章 自主防災組織整備計画

＜市民総務部危機管理室、消防本部・消防署（消防団）＞

第1節 計画の方針

住民の自助・共助の精神に基づく自主防災組織の整備充実は、防災意識の高揚や災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであり、自主防災組織の育成及び強化について必要な事項を定める。

なお、自主防災組織の整備にあたっては、女性の参加の促進を図るとともに、地域の消防団員や民生児童委員、地域の事業所等が組織している自衛消防組織等と連携した協力体制を整えるよう努めるものとする。

第1 自主防災組織の具体的活動

平常時の自主防災組織は、あらゆる災害の予防活動をはじめ、防災知識や防災情報の入手方法の普及と啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と点検等の活動を実施する。この場合、参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、住民が災害を「我がこと」として捉えられるよう努める。

大地震や風水害時の自主防災組織は、出火防止、初期消火、被害者の救出及び安否確認、行方不明者の捜索、身元確認、避難立退きの受入れ、炊き出し、生活必需物資の配給、医療あつ旋、応急復旧作業等について、災害対策本部等と協力して応急救助活動を実施するものとする。

第2 住民組織の必要性の啓発と指導

自主防災組織の設置を促進するため、福知山市地域防災計画に必要事項を明示するとともに、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図るものとする。

なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災組織のリーダー等について多用な人材を確保するよう努めるものとする。

第3 地域防災拠点とコミュニティ防災拠点の整備

災害時には災害対応拠点となり、通常時には自主防災組織等の災害に対する教育、普及及び訓練の拠点となる、地域防災拠点とコミュニティ防災拠点を整備する。

第2節 地域における取組み

第1 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、パンフレット及びポスターの作成、座談会、講演会等の開催に積極的に取り組むものとする。

第2 自主防災組織の育成

1 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、本市の実情に応じた次のような適正な規模の地域を単位とするが、基本的には自治会を単位とした組織の設置を図る。

- (1) 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域
- (2) 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

2 既存組織の活用

現在、住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう本市は積極的に指導するものとする。

3 福知山市の指導及び助言

本市は、住民が自主防災組織を作り実際に活動していくため、主に次の指導及び助言を行うものとする。

一般計画編
第2部 災害予防計画

- (1) 市役所・・・自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材の整備等
- (2) 消防本部・・・自主防災組織の育成、防災訓練の実施等

4 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、防災計画には、次の事項を記載しておくものとする。

- (1) 地域住民は、防災ハザードマップ等を活用し、地域及びその周辺で危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに、対策を講じておくこと。
- (2) 地域住民は、自主防災リーダーや災害時に避難を呼びかける者など、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。また、多様な意見を反映させるため、情報共有できる場を設けること。
- (3) 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。(特に、土砂災害警戒区域がある地域や浸水想定区域で浸水深が深い地域等)
- (4) 訓練ができるよう、その時期や内容等についてあらかじめ計画を立てるとともに、本市が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (5) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。
- (6) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底及び点検整備を行うこと。
- (7) 避難場所(指定緊急避難所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む。)、避難路及び避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
- (8) 負傷者の救出及び搬送方法並びに救護所の開設を検討しておくこと。
- (9) その他自主的な防災に関すること。

第3節 地区防災計画の作成

第1 計画の内容

災害対策基本法第42条第3項及び第42条の2の規定に基づき、本市の指定する地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この節において「地区居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動に関する計画(以下この節において「地区防災計画」という。)を作成し、これを地区防災計画の素案として福知山市防災会議に提案するなど、本市と連携して防災活動を行う。

第2 計画の提案

1 計画案の提出

地区居住者等を代表する者は、単独又は共同で、事前に地区防災計画の計画案の提出を行う。提出先は市民総務部危機管理室とし、提出の際は、当該地区の地区居住者等であることを証明するため、住民票又は法人の登記事項証明書等を提出する。

2 計画案の検討

地区防災計画の提出を受けた本市は、福知山市地域防災計画に抵触するものかどうか審査を行い、策定について問題がないと認められる場合には、福知山市防災会議において当該地区防災計画を提案しなければならない。ただし、当該地区防災計画の内容が、極めて対象範囲が限定されているもの、事実と異なる記述のあるもの、危険を伴う行動等の含まれるもの、又は福知山市地域防災計画に抵触するもの等については、福知山市防災会議に提案することができない。

第3 計画の策定

福知山市防災会議において地区防災計画の提案があったときは、遅滞なく当該地区防災計画を市地域防災計画に定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認められるときは、福知山市地域防災計画に当該地区防災計画を定める。また、定める必要がないと決定したときは、遅滞なくその旨及び理由を当該地区居住者等に通知する。

第4 防災訓練等の実施

地区防災計画を策定した地区居住者等は、災害時に実際に計画に規定された適切な活動ができるように、定期的に防災訓練等を実施するとともに、課題等の検証及び改善に努めなければならない。

第5 計画の修正及び廃止

地区防災計画を策定した地区居住者等は、地域防災力を高め地域コミュニティを維持及び活性化するため、活動の対象範囲や活動体制の見直しに努めるとともに、計画内容の変更、形骸化した計画等については、修正及び廃止を行う。また、本市は、修正及び廃止の提案を受けた場合は、当該地区防災計画の修正及び廃止を行う。

第4節 マイマップ及びマイタイムラインの作成

第1 計画の作成

本市は、地域住民の防災意識の高揚と住民自らの適切な避難行動に繋げることを目的とし、全ての自主防災組織を対象としたマイマップ及びマイタイムラインの作成促進を図るとともに、作成支援を行う。

マイマップ及びマイタイムラインの作成は、自主防災組織が主体となって作成するものとする。

本市は、マイマップ及びマイタイムラインの作成過程において、地域防災計画への整合性、避難計画としての有効性、妥当性等について計画内容を評価し、必要な助言・指導を行う。

第2 計画の内容

マイマップには、水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、土砂災害防止法第7条に規定する土砂災害警戒区域等、本市が所有する情報、避難場所（次善の避難場所を含む）の位置、避難経路のほか、地域住民が独自に把握している危険箇所、災害履歴、要配慮者の避難体制、災害時の地域の決め事等、地域ごとに異なる災害リスクに応じた情報を記載するものとする。

また、自主的に早めの避難行動を行うための避難のスイッチを設定し、取るべき避難行動を時系列で整理したマイタイムラインを作成し、地域住民に周知を行う。

第3 ローカルエリアリスク情報の設定

それぞれの地域において作成するマイマップ及びマイタイムラインにおいて、ローカルエリアリスク情報の考え方を共有し、避難時のスイッチとして設定する。

ローカルエリアリスク情報をより有効に活用するために、マイマップ及びマイタイムラインの作成を通じ、各種防災情報の考え方を共有したうえで、本市からの情報を待つだけでなく、地域が主体的にインターネット等で提供される水位情報や土壌雨量指数等の情報を主体的に収集し、迅速・的確な避難行動に繋げる。

第4 防災訓練の実施

自主防災組織は、災害時の迅速・的確な避難行動に繋げるため、地域においてマイマップ及びマイタイムラインに基づく訓練を実施する。

第5 計画の周知及び見直し

自主防災組織は、作成したマイマップ及びマイタイムラインについて、地域住民に対して周知に努めるものとする。

また、地域環境の変化や防災訓練を通じて把握した課題等を踏まえて、必要に応じてマイマップ及びマイタイムラインの見直しを行う。

本市は、マイマップ及びマイタイムラインの見直しにあたって、地域防災計画への整合性や避難計画としての有効性等について計画内容を評価し、必要な助言・指導を行う。

第20章 社会福祉施設防災計画

＜福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課・高齢者福祉課＞

第1節 現状

市内の社会福祉施設は、非常災害時において入所者の安全を確保するために非常災害対策計画を策定し、防火管理者を設け各所轄消防署の指導のもとに防火管理を行い、施設入所者の火災等予防指導にあたりるとともに、消防計画を策定し、所轄消防署に届出を行っている。また、水防法や土砂災害防止法に基づき、本市の防災計画に記載された社会福祉施設等では、水害や土砂災害に対応した避難に係る計画（以下この章において「避難確保計画」という。）の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

本市は、京都府等と連携して避難確保計画作成を支援するため、国土交通省「講習会プロジェクト」を活用した講習会を実施する。また、社会福祉施設が避難確保計画を作成する際には、作成例を示して助言を行うとともに、訓練等を通じて避難確保計画の実効化を図る。

第2節 予防対策

第1 老朽程度が著しい社会福祉施設については、建築物の耐火性能が向上するよう施設の整備を行うものとする。

第2 消防法等により整備を必要とする消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図るものとする。

第3 各施設は、災害時の避難確保計画を策定するとともに、職員及び入所者に対して避難経路を周知徹底し、定期的に計画に基づく避難訓練を実施する等自主防災管理体制の整備を行うものとする。

本市は、避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第4 各施設は、有事の際における入所者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換及び連絡協議を行うものとする。

第3節 補助金及び融資

第1 補助金

社会福祉施設等施設整備費補助金

第2 融資

独立行政法人福祉医療機構が行う融資

社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第21章 交通対策及び輸送計画

＜警察署、建設交通部＞

第1節 交通規制対策

第1 災害時の交通管理体制の整備

警察本部においては、災害による交通の混乱の防止及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定するなどにより、災害時の交通管理体制を整備しておく。

第2 緊急交通路指定予定路線の指定

災害が発生した場合に、緊急交通路として指定すべき道路（以下この節において「緊急交通路指定予定路線」という。）は、別表のとおりとする。

第3 緊急交通路指定予定路線の整備

1 警察本部の対策

緊急交通路指定予定路線について、平素から非常用電源付加装置付信号機、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。

2 道路管理者の対策

道路改良や橋、トンネル等の危険箇所の補修を実施する。

第4 運転者のとるべき措置の周知

災害時において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下この節において同じ。）における一般車両（同法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は、禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

1 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

（1）道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

（2）区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

2 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下この章において「緊急通行車両」という。）の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

3 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第2節 緊急通行車両

第1 緊急通行車両

緊急通行車両として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。（災害対策基本法第50条第1項）

1 警報の発令及び伝達並びに避難情報に関する事項

2 消防、水防、その他の応急措置に関する事項

3 被害者の救難、救助、その他保護に関する事項

4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

6 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

7 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

8 緊急輸送の確保に関する事項

9 その他災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下、「自衛隊車両等」

一般計画編
第2部 災害予防計画

という。)であって特別の自動車番号標(ナンバープレート)を有しているものについては、緊急通行路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため規制除外車両として整理する。

第2 緊急通行車両の事前届出制度

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して確認手続きの省力化と効率化を図るため、第1に規定する車両を対象にした事前届出制度を導入し、その事務手続等については、警察本部において定める。

- 1 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- 2 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関や団体等から調達する車両
- 3 使用の本拠の位置が京都府内にある車両

第3 緊急車両の移動経路の確保

冠水等により道路が寸断され孤立状態になることを想定し、幹線道路が通行不可となった場合の堤防天端など代替ルートを設定し、緊急車両(排水ポンプ車、救急車、救援物資輸送車両等)の移動経路の確保を行う。また、緊急車両をこれまで被害の大きかった地域に前進配備を行い、孤立地域での応急体制を確保する。

一般計画編
第2部 災害予防計画

緊急交通路指定予定路線一覧表

区分	道路名	区間
有料道路 (高速道路) (自動車専用道路)	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立 IC～大山崎 JCT
	山陰近畿自動車道	京丹後大宮 IC～宮津天橋立 IC
	名神高速道路	滋賀県境～大阪府境
	京滋バイパス	滋賀県境～大山崎 JCT
	第二京阪道路	巨椋池 IC～大阪府境
	京奈和自動車道	城陽 IC～木津 IC
	阪神高速京都線	山科出入口～巨椋池 IC
	新名神高速道路	城陽 JCT～八幡京田辺 IC
一般国道	国道 1 号	滋賀県境～大阪府境
	国道 9 号	兵庫県境～五条通烏丸
	国道 24 号	河原町通九条～奈良県境
	国道 27 号	福井県境～国道 9 号
	国道 162 号	福井県境～国道 9 号
	国道 163 号	三重県境～奈良県境
	国道 171 号	大阪府境～京阪国道口
	国道 173 号	兵庫県境～国道 27 号
	国道 175 号	兵庫県境～国道 27 号
	国道 176 号	国道 175 号～国道 178 号線
	国道 178 号	兵庫県境～国道 312 号
		国道 175 号～国道 176 号線
	国道 307 号	滋賀県境～大阪府境
	国道 312 号	国道 178 号～国道 176 号
	国道 367 号	滋賀県境～白川跨線端北詰
	国道 372 号	兵庫県境～国道 9 号
	国道 423 号	大阪府境～国道 9 号
	国道 426 号	兵庫県境～国道 9 号
京都市道	白川通	白川跨線端北詰～北大路通
	東大路通	五条通～九条通
	川端通	北大路通～五条通
	堀川通	北大路通～五条通
	西大路通	北大路通～九条通
	北大路通	白川通～西大路通
	丸太町通	川端通～国道 162 号
	九条通	東大路通～国道 1 号
	外環状線	国道 1 号（東野交差点）～府道京都守口線
	油小路通・洛南道路	九条通～巨椋池 IC
	御池通	川端通～堀川通

第22章 医療助産計画

＜福祉保健部健康医療課、市民総務部保険年金課、市民病院事務部総務課・医事課、京都府中丹西保健所＞

第1節 計画の方針

災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、救急医療体制の充実等を図るとともに、福知山医師会の協力を得て救護所開設等の体制づくりを進める。

第2節 救急医療体制の整備

- 第1 災害時の救急医療のための施設と設備、体制等の整備を図る。
- 第2 救急医療に関する総合的なシステムの整備を、消防本部等と一体となって推進する。
- 第3 災害時における医薬品等の需要に対応できるよう、医薬品等の備蓄を充実する。

第3節 災害時における情報ネットワークの構築

災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、京都府の整備する広域災害・救急医療情報システム(EMIS:Emergency Medical Information System)を活用し、関係機関との連携を図るものとする。

なお、平常時より京都府中丹災害医療連絡会による入力操作等の研修や訓練に定期的に参加し、連絡体制の構築に努める。

第4節 災害医療センター

第1 基幹災害医療センター

京都府は、災害時に拠点となる医療施設及び地域災害医療センターとの連携のもとに、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に確保するため、日本赤十字社京都府支部の協力を得て、京都第一赤十字病院に基幹災害医療センターを設置する。

基幹災害医療センターでは、医薬品等資機材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を行うとともに、災害時に救護班の編成、重症患者の受入れが行われる。

第2 地域災害医療センター

災害時に拠点となる医療施設及び基幹災害医療センターとの連携のもとに、2次医療圏に地域災害医療センターを設置する。

地域災害医療センターは、医薬品等資機材の備蓄を行い、基幹災害医療センターにおける研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の編成、重症患者の受入れを行う。

	2次医療圏	病院名	電話番号	衛星通信系防災情報システム電話番号	緊急災害医療チーム
基幹災害医療センター		京都第一赤十字病院	075-561-1121	7(8)-767-8109	
地域災害医療センター	中丹医療圏	市立福知山市民病院	0773-22-2101	8-838-8101	○

第5節 災害時の救護活動に対する協力体制の確立

災害時の医療助産活動を担う医師会とは災害時の救護活動に関する協定締結に努め、防災訓練等を通じて、災害時において協定に沿った体制・活動ができるようにし、医薬品等の確保についても、市内の薬局等と協定を結ぶことを推進する。また、平常時より京都府中丹西保健所、本市、医師会、災害拠点病院等の医療関係者、医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連携協議会）に参加し、協力体制の確立に努める。

第23章 要配慮者対策計画

＜地域振興部まちづくり推進課、福祉保健部＞

第1節 計画の方針

災害発生時に要配慮者は、災害の影響を受けやすいことに加え、避難所等における災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に要配慮者に対し、迅速かつ適切に避難等の防災活動ができるように、支援と救助体制を整備する。

本市は、自治会等や民生児童委員の協力、必要に応じて福知山市社会福祉協議会、地区福祉推進協議会等の協力により、可能な限り要配慮者の所在情報（氏名、所在地、要配慮者の区分等）を把握するとともに、関係機関と情報の共有化を行うものとする。

なお、所在情報の収集と情報の共有化にあたっては、プライバシー等に配慮し、本人と家族の十分な理解を求めながら行う。

第2節 計画の内容

第1 社会福祉施設における予防対策

災害時において利用者の安全を確保するため、予防対策として次の事項を行うものとする。

- 1 消防法等により整備を必要とする消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図るものとする。
- 2 各施設は、災害時の避難確保計画を策定するとともに、職員及び利用者に対して避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等自主防災管理体制の整備を行うものとする。
本市は、避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- 3 各施設は、災害時における利用者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換及び連絡協議を行うものとする。
- 4 要配慮者の避難が円滑に実施できるよう、避難所のユニバーサルデザイン化や介助に必要な人員の確保に努める。また、福祉避難所の確保について、**資料編第1章－協16「災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」、資料編第1章－協17「災害時における福祉避難所（二次避難所）の開設等に関する覚書」**により、**資料編第5章－避4「指定福祉避難所一覧」**に示す施設に協力を要請する。運用については、福祉避難所開設・運営マニュアル及び福祉避難所（二次避難所）開設・運営ガイドラインを活用する。

第2 避難行動要支援者名簿の作成

本市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、要配慮者のうち災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、「自分の身の危険を察知できない」、「危険を知らせる情報を受け取ることができない」、「避難行動に時間を要し、早めの避難行動や支援が必要となる」等、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」とし、名簿を作成する。

名簿の作成にあたっては、ハザードマップ等を用いて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を優先的に避難支援することとし、その情報を防災担当部局と福祉担当部局等の部局間で共有するとともに、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察署、民生児童委員、福知山市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会長その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下この節において「避難支援等関係者」という。）へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについて、本人に理解を求めるよう努める。

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲、要支援者が円滑に避難のために立退きを行なうことができるための通知又は警告の配慮、避難支援等関係者の安全確保については、災害対策基本法により地域防災計画に定めることとする。

- 1 名簿作成に必要な情報の入手

一般計画編
第2部 災害予防計画

避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、本市の関係部署で把握している情報等の集約に努める。また、本市で把握していない情報の取得が名簿作成のため必要があると認められるときは、知事、その他の者に対して、情報提供を求める。

なお、情報提供の依頼に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを書面をもって明確にする。

2 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲と名簿の更新

避難行動要支援者名簿に記載する者は、生活の基盤が自宅にある方のうち、次の要件に該当する者とし、避難行動要支援者の状況を把握し、定期的に名簿の更新を行う。

- (1) 要介護認定3から5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳の第1種を所持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持する者
- (4) 療育手帳Aを所持する者
- (5) 難病患者のうち自力避難が困難な者
- (6) その他支援を希望する者

3 名簿の記載事項

区分	記載事項
災害対策基本法で定める事項（同法第49条の10第2項第1号から第6号）	避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由

4 名簿情報の提供

(1) 事前の名簿情報の提供

本市は、災害の発生に備え名簿の情報について本人の同意が得られた場合には、必要に応じて避難支援等関係者に対して事前に名簿情報を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別計画の作成や実効性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(2) 災害発生時、緊急時等における名簿情報の提供

本市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要があると認めるときには、避難支援等関係者及びその他の者に対し、本人の同意を得ずに名簿情報を提供することができる。

5 名簿情報の適正な管理

名簿情報を提供する際には、情報の漏洩を防止するために適正な情報管理に努める。

- (1) 名簿を民生児童委員、自主防災組織及び自治会長に提供する場合は、当該地域の自治会単位に提供する。
- (2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (3) 名簿情報の提供を受けた者に対し、施錠可能な場所など適切な場所へ保管を行うよう指導する。
- (4) 名簿情報の提供を受けた者に対し、必要以上の複製及び目的外使用を禁じるほか、名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

第3 避難行動要支援者名簿による情報の共有化並びに避難行動要支援者マップ、マイマップ及びマイタイムラインの作成

避難行動要支援者名簿により、避難支援等関係者が避難行動要支援者の情報を共有化するとともに、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の所在情報を記載したマップを作成し、災害時の救助活動等に活用する。また、自主防災組織等が名簿に基づき策定する要配慮者の個別避難支援計画については、マイマップ及びマイタイムラインに位置づけ、各地域の実態に応

じて作成するとともに、計画に基づく避難訓練を実施する。

なお、作成にあたっては「介護者の有無」、「手話通訳、要約筆記が必要」、「ガイドヘルパーが必要」等必要な情報を付記するなど、可能な限り実践的に活用できるよう工夫する。

第4 災害時ケアプラン（個別避難計画）の取組みの推進

1 公助による計画作成の取組み

災害リスクや心身の機能レベル等を考慮し、共助の支援では避難が困難な優先度の高い要支援者を対象とし、市が中心となり、ケアマネジャー等の福祉専門職や自治会長、民生児童委員等の地域の支援者と連携して災害時ケアプランの作成を進め、避難時の移送手段や避難先での支援体制の充実、また、業務の迅速化・効率化のため、プラン作成や災害時の運用等にデジタル技術を活用するよう検討し、令和7年度の完了を目指す。

2 共助による計画作成の取組み

心身の状態が比較的軽度の人については、避難行動要支援者名簿を活用し、自治会長、民生児童委員が中心となり、未作成の人の計画作成、作成済みの人は必要に応じて計画の見直しを行い、地域の共助による避難支援体制の構築を図る。

第5 NPO・ボランティア等の育成

要配慮者の支援活動の中心となるのは、ヘルパー等の福祉活動の従事者、近隣の地域住民、災害時にNPO・ボランティアで組織する災害ボランティアセンター（福知山市社会福祉協議会が常時設置）、自治会等地域組織である。NPO・ボランティアの育成や組織化に努めるとともに、地域コミュニティの育成や醸成に努める。

第6 外国人、観光客等への配慮

1 外国語、絵文字等による誘導標識

避難所等への誘導標識については、外国語の併記、絵文字の活用等により、誰にでも分かるものを作成する。

2 防災マップの掲示

公共施設等においては、外国語を併記した防災マップの掲示を促進する。

3 防災パンフレットの配布

外国人居住者に対して外国語や「やさしい日本語」による防災パンフレットの作成及び配布を検討する。

第7 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

浸水想定区域内にある防災上の配慮を要する者が利用する施設、**資料編第6章一要1「浸水想定区域内要配慮者施設名簿」**について、当該施設管理者と協議して洪水予報等の情報伝達方法をあらかじめ定め、利用者が洪水時に円滑かつ迅速に避難できるよう避難確保計画を定めるとともに、計画に基づく訓練に取り組む。

第8 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域にある要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内にある防災上の配慮を要する者が利用する施設、**資料編第6章一要1「浸水想定区域内要配慮者施設名簿」**、**資料編第6章一要2「土砂災害警戒区域内要配慮者施設名簿」**について、当該施設管理者と協議して土砂災害警戒情報等の情報伝達方法をあらかじめ定め、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう避難確保計画を定めるとともに、計画に基づく訓練に取り組む。

第9 避難所生活における支援体制

長期の避難所生活における健康管理について、高齢者のフレイル防止をはじめ、避難者の健康管理やストレス等に対する指導及びカウンセリングを行うため、京都府と連携しながら本市の専門職員による多職種連携ケアチームを編成し、避難者等の支援体制を構築する。また、福祉避難スペースを有する避難所をはじめとする広域避難所において、段ボールベッド等の資機材の整備と充実を図り、避難所環境の改善を計画的に進める。

第10 情報伝達体制の強化

本市は、災害時における要配慮者の早期の避難行動に繋げることを目的とし、由良川流域等の自治会に在住する高齢者及び障害のある人、並びに浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者施設を対象に、災害時に本市が発信する情報を受信できる受信機器等の配備を行い、情報伝達体制の強化を図る。

第24章 廃棄物処理に係る防災体制の整備

＜市民総務部生活環境課＞

第1節 計画の方針

一般廃棄物処理施設の災害時応急体制を整備すること等により、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

なお、この防災体制の確立にあたっては、災害廃棄物の広域処理及び関係者の連携協力に留意するものとする。

本市で稼動している廃棄物処理施設は、次のとおりである。

施設名	運転 開始	規模 (t/日)	処理方 式	炉方 式	炉数	余熱 利用	所在地
福知山市ごみ焼却施設	H12.3	150	ストーカ	全連	2	温	福知山市字牧小字神谷 285

施設名	使用開始	埋立場所	埋立面積 (m^2)	全体容積 (m^3)	所在地
不燃物埋立処分場	S63	山間	100,000	1,285,000	福知山市字牧小字神谷

第2節 廃棄物処理に係る防災計画

第1 福知山市の施策

- 1 本市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置を行うよう努める。
 - (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。
 - (2) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保すること。
 - (3) 生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保すること。

第2 京都府の施策

京都府は、京都府災害廃棄物処理計画に基づき市町村を支援するとともに、本市が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第25章 NPO・ボランティアの活動環境整備計画

＜福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課＞

第1節 計画の方針

大規模な災害の発生時には、国内、国外から多くの支援申し入れが予想され、災害時のNPO・ボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定等、幅広い分野での協力を必要とする。そのため、本市は、京都府、京都府社会福祉協議会、福知山市社会福祉協議会及びその他NPO・ボランティア活動推進機関と連携し、ボランティア活動分野の需要の把握、受入れ及び連携を図る体制整備を推進し、ボランティア活動環境の整備に努めるものとする。

第2節 基本的な考え

ボランティアは、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、本市（災害対策本部）の連携・支援が必要となることから、本市との関係を明確にする必要がある。

第1 本市は、NPO・ボランティアの自主性を尊重しつつ連携に努める。

第2 福知山市社会福祉協議会は、福知山市災害ボランティアセンター（以下この章において「災害ボランティアセンター」という。）を福知山市総合福祉会館に常設運営し、平常時は、本市と連携して防災・災害に関する啓発活動や訓練、現地災害ボランティアセンター運営をともに行う「市民サポーター」の養成、ネットワークづくりなどに取組み、災害発生時には、非常時体制に移行する。

第3 NPO・ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等については、災害ボランティアセンターの自主性を尊重するものとする。

第4 本市は、災害ボランティアセンターと要員の相互派遣等の連携を図るとともに、その活動に対し、協定に従って支援と協力を行うものとする。

第3節 計画の内容

第1 平常時の活動等

1 福知山市社会福祉協議会との連携

本市は、福知山市社会福祉協議会と連携し、防災・災害に関する啓発活動や訓練、「市民サポーター」の養成等、災害ボランティア活動が活発に行われるよう支援する。

2 市民サポーター登録制度

福知山市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動を円滑・効果的に推進するため、災害ボランティアセンターにおいて「市民サポーター」を事前に登録し、その育成に努める。

3 研修及び訓練

(1) 災害ボランティアセンターは、住民に対して防災意識を高めるための研修を行う。

(2) 災害ボランティアセンターは、災害発生時に円滑な活動となるよう、災害ボランティア活動に関する知識等について事前登録された「市民サポーター」を対象に必要な研修を行う。

(3) 災害ボランティアセンターは、本市が行う地域防災訓練への参加について配慮する。

第2 災害ボランティア（特に資格、技術を必要としない業務に従事する災害ボランティア）の受入体制等

1 受入体制及び活動支援体制の整備

(1) 災害発生時の災害ボランティアについては、事前登録された「市民サポーター」とともに、災害ボランティアセンターが受入・派遣の受給調整、活動支援を行うものとする。

一般計画編
第2部 災害予防計画

- (2) 本市は、災害時に災害ボランティアセンターの拠点及び現地センターを置く場合は、その活動に必要な場所として市内の公共施設等をあつ旋若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。

2 災害ボランティアの活動環境整備

災害ボランティアセンターは、災害時にボランティア活動が円滑に進められるよう、平常時から災害ボランティアセンター運営に係る「市民サポーター」の養成及び登録、災害ボランティアのネットワーク化、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティアの活動用訓練等、必要な施策を実施するものとする。

第3 災害ボランティアに関する啓発

本市は、住民に対し防災知識の普及にあたりとともに、福知山市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア活動の啓発を行う。

第26章 広域応援体制整備計画

＜市長公室経営戦略課、市民総務部危機管理室、消防本部、上下水道部＞

第1節 計画の方針

本市は、大規模災害発生時に、円滑な応援活動を行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結し、広域的な応援体制を確立しておくものとする。

第2節 計画の内容

第1 広域応援体制の整備

- 1 本市は、京都府、近隣及び遠隔（又は関連）市町、その他の行政機関、公共機関、自衛隊、市内民間団体等との相互応援協定に基づいた広域的な応援体制と対策の強化に努めることとする。
- 2 京都府は、「京都府災害時応急対応業務マニュアル」、「京都府版市町村災害時応急対応業務マニュアル」により、市町村及び京都府の役割分担を明確にし、速やかな状況把握及び協働を可能とすることによって、京都府による市町村への応援及び市町村の相互応援を円滑に行う応援体制を整備する。

第2 応援の要請

本市は、大規模災害の発生により、災害の程度が甚大となるおそれが生じたときには、現場状況に応じて応援協定に基づき応援を要請する。

締結されている協定は、**資料編第1章－協5～協定7**に示すとおりである。

第27章 学校等の防災計画

＜教育委員会事務局＞

第1節 計画の方針

学校等においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

第2節 計画の内容

第1 防災体制の整備

学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。その際、学校等が広域避難所となった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、本市の災害対策関係部局やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校等での保護方策等、児童生徒等の安全確保が適切に行われるための対応マニュアル等を作成するとともに、その内容の徹底を図る。

1 学校等における防災体制

学校等の防災に関する計画において、教職員等の安全意識を高め、適切な安全指導、施設や設備等の管理を行うための体制を定める。災害時における体制については、学校等が避難場所に指定されている場合も含め、地域の実情に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び広域避難所の運営に係る体制について考慮する。また、災害時における情報収集連絡を的確かつ円滑に行うため、市教育委員会、本市の災害対策関係部局との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校等と保護者、児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。

なお、保護者へは学校等の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法並びに学校等での保護方策を周知しておく。

2 児童生徒等の安全確保のための教職員対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情を考慮し、次の事項について定める。

(1) 発災時の教職員の対応方策

ア 在校時

イ 学校外の諸活動

ウ 登下校時

登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校等のいずれか近い方に向かうことを基本に指導する。

エ 夜間、休日等

(2) 保護者との連絡、引渡し方法及び学校等での保護方策

(3) 施設及び設備の被災状況の点検等

3 広域避難所としての運営方法

本市の災害対策関係職員が配置されるまでの間、広域避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で広域避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

広域避難所としての施設の使用については、主として避難収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の可否・順位を定めておく。また、避難所に対する支援や避難所における備蓄、避難者のプライバシーの確保、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努めるものとする。

第2 施設、設備等の災害予防対策

一般計画編
第2部 災害予防計画

1 施設の点検、補修等の実施

電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設及び設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

2 防災機能の整備

(1) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消火、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯、誘導標識の避難設備をはじめとした必要な施設及び設備の整備を促進する。

(2) 広域避難所としての機能整備

災害時には、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備及び充実を促進する。

3 設備及び備品の安全対策

災害時における設備及び備品の転倒、破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定及び転倒防止対策を実施するとともに、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を行う。

第3 防災訓練の実施

学校等は、防災に関する計画に基づき、家庭、地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第4 学校等における避難計画

保育所、学校等における児童生徒等の集団避難については、その管理者が、市長及び教育長と協議してそれぞれ定めるものとする。

(例) ○○小学校避難計画

1 実施責任者

2 避難の順位

3 避難誘導責任者及び補助者

4 避難誘導の要領及び措置

第28章 避難対策計画

＜市民総務部危機管理室、福祉保健部、産業政策部農政課、建設交通部道路河川課・建築住宅課、

教育委員会＞

第1節 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。避難とは、難を避けることであり「避難所に行くことだけが避難ではない」ため、広域避難所及び地区避難所への避難だけでなく、安全な親戚及び知人宅、近隣の高台等への避難など各種避難場所の考え方を踏まえ、避難場所の多様な選択肢の中から災害リスクに応じた適切な避難場所を住民各自が選択することが必要である。

本市は、災害時における住民の生命、身体の保護を図り、住民等が迅速・安全・的確に避難行動を行えるよう、避難所をあらかじめ指定するなど必要な体制を整備する。また、広域避難所の運営に際しては、女性の参画を推進し、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するとともに、京都府の「ペットの同行避難ガイドライン」に基づいたペットとの同行避難や喫煙、各種感染症等の感染防止対策を踏まえた「避難所開設・運営マニュアル」を作成し、運営方法確立する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室及び授乳室の設置、生理用品及び女性用の下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

さらに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど発災時の具体的な避難と受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第2節 避難の周知徹底

第1 事前措置

市長、水防管理者等関係機関は、避難所等に移動する立退き避難や屋内にとどまる屋内安全確保に万全を期するため、火災、河川、地すべり、なだれ等の危険の予想される地域内の住民に対し、避難情報の意味、避難するべきことを知らせる伝達手段、適切な避難行動のあり方や、避難場所、避難経路等についてあらかじめ周知徹底する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」としてハザードマップ等に明示し、迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。

なお、避難行動については、平常時から「ハザードマップ」やマイマップ及びマイタイムラインの作成により、警戒レベル3「高齢者等避難」発令後の高齢者や障害のある人の危険な場所からの避難、警戒レベル4「避難指示」発令後の危険な場所からの全員避難についての理解の促進に努めるものとする。また、本市は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「警戒レベルに応じた避難情報発令基準」を作成する。

なお、本市は、京都府と連携して自主防災組織等に対し、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成を支援する。その際、避難指示等の発令対象を災害リスクのある区域等に絞り込んでおく。

第2 避難情報の周知

本市は、災害により危険区域内の居住者等に避難するべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。また、ハザードマップ等で住民自身が、自宅、施設等の浸水想定等を確認し、居住者等が自らの判断により、上階への避難や高層階にとどまること等により、計画的に自身の安全を確保する屋内安全確保についても留意するものとする。

本市は、避難情報を発令する際には、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、

一般計画編
第2部 災害予防計画

防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動が分かるように周知する。

特に、「警戒レベル3 高齢者等避難」や「警戒レベル4 避難指示」が発令されたタイミングで、避難する必要があることを強調する必要があるものの、災害が既に発生、又は切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から自身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する「警戒レベル5 緊急安全確保」についても指示することができるものとする。

第3節 避難所の指定

災害の発生に備え、一次及び二次広域避難所、地区避難所、指定福祉避難所を次のとおり指定する。

なお、避難所の指定については、災害発生時の検証や地域の実情に応じ適宜見直しを行うものとする。

本市における名称		災害対策基本法による分類	
		指定緊急避難場所 (切迫した災害から緊急的に避難する場所)	指定避難所 (一定期間避難生活を送る場所)
広域避難所	1次開設	本市の判断で開設し、市職員等により運営する避難所（小学校、中学校、高等学校、地域公民館等）のうち、旧市町に各1か所ずつ福祉避難スペースを設置 ※福祉避難スペースは、一般避難スペースにおいて集団での滞在が困難な人の滞り場所であり、保健師を配置	広域避難所のうち、おおむね中学校区に1か所を指定
	2次開設	1次広域避難所で避難者を収容できないときなどに本市が開設・運営する避難所（小学校、中学校、地域公民館等）	
地区避難所		地域の判断で開設し、運営する避難所（地域の公民館、集会所、上記以外の公共施設）	
指定福祉避難所		民間福祉施設所管の介護が必要な高齢者や障害のある人など、一般の避難所では生活に支障がある人を受入れる避難所（協定締結に基づく民間社会福祉施設等） ※一般の避難所での避難生活に支障があると判断された場合に移送するもの。	

第4節 指定避難所等の選定、確保及び周知

第1 指定避難所の指定

災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるため、安全性等の一定の基準を満たす施設（第3節に示す、一次及び二次広域避難所を対象とする。）を指定避難所として指定する。

指定避難所は、**資料編第5章一避1「指定避難所一覧表」**に示すとおりである。

第2 指定緊急避難場所の指定

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための緊急時の避難場所として、洪水、内水氾濫、土砂災害、地震、大規模な火災等本市に想定される異常な現象ごとに、安全性等の一定の基準を満たす施設（第3節に示す、一次及び二次広域避難所、地区避難所を対象とする。）を指定緊急避難場所として指定する。

なお、指定緊急避難場所は、指定避難所と相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所は、**資料編第5章一避2「指定緊急避難場所一覧表」**に示すとおりである。

第3 指定手続き

指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に際しては、施設管理者の同意を得るものとし、指

定又は取消しを行った場合は、知事に通知するとともに、住民に公示する。また、施設管理者は、当該施設を廃止、改築等により重要な変更を加えるときは、市長へ届出る。

第5節 避難所及び避難経路の整備

第1 避難所の整備

本市は、本市の施設である避難所について、災害時の避難所として機能できるように停電対策として、主に指定避難所となる施設への蓄電池や電気自動車等から給電できる装置を整備するとともに、自動車メーカーとの災害連携協定による避難所への電気自動車等を活用した給電体制の整備を図り、また、安全面で耐震点検、診断等に努め、必要に応じて施設の補強、改修等を図り、地域で所有する公民館等の民間施設の施設管理者に対しても可能な範囲において協力を求めるとともに避難所には、市災害対策本部からの情報を受信する通信設備の整備を図る。

第2 避難路の整備

避難行動を迅速かつ安全に行えるよう、避難路を指定するとともに、その整備を図る。また、避難路が被災した場合に備えて、代替ルートの確保を図る。

なお、代替ルートの確保が困難な路線のうち、土砂災害の発生等により通行できなくなるおそれがある路線は、**資料編第6章－土7「通行不能となるおそれがある避難路一覧」**のとおりであり、関係機関と協議のうえ、対策を検討する。

第6節 広域避難所の開設と運営管理

第1 広域避難所の開設と閉鎖は市長が行い、運営管理の総括は福祉保健部高齢者福祉課及び地域包括ケア推進課が行う。ただし、予測が困難である局地的な集中豪雨により早期開設するいとまがない場合、又は道路冠水及び土砂崩れにより道路が寸断され避難所までたどり着けない場合は、近隣自治会長等と鍵を共有し、広域避難所の開設の協力要請を行う。

第2 災害時には、極めて混乱した中で避難行動を行うため、平常時から広報活動、訓練等を実施し、広域避難所の所在や避難路について住民に周知徹底する。

第3 高齢者福祉課は、中長期避難や要配慮者対応等を考慮した「避難所開設・運用マニュアル」を別途整備するものとする。広域避難所は、**資料編第5章－避3「広域避難所一覧表」**に示すとおりである。また、マニュアルでは避難所の運営方法についてのルール（本市と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む。）についても定めるものとする。

第4 広域避難所の開設及び運営は、あらかじめ指定した職員等を派遣し行う。また、地域住民の自主的な広域避難所の運営が、より迅速で効果的であることに加え、顔の見える関係による安心感を生むことから、住民や関係機関と連携するための協議を行い、地域住民による避難所運営が行える仕組みをつくる。

第5 広域避難所に要配慮者が一時的に避難生活を送るための福祉避難スペースを設置し、段ボールベッド等福祉用の資機材整備を行うとともに、避難所開設時には必要に応じ保健師等の専門職を配置し、要配慮者への対応を行う。

第7節 マイカー避難と車中泊避難の対応

災害発生時には、マイカー（自動車）による高台等への避難も一つの選択肢とするため、本市は、高台にある民間事業所と駐車場を避難場所として利用することを定めた協定を締結しているが、関東甲信越地方や東北地方に甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号では、マイカーによる避難中に、多数の人が亡くなっていることなどから、天候が急変する前に早めの避難を行うことを呼びかけるとともに、風雨が強い段階や浸水等の被害が発生し始めた段階では、マイカーによる避難を避けるよう住民に周知徹底する必要がある。また、大規模災害発生時には、プライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。本市は、あらかじめ車中泊避難が可能な場所を把握するとともに、エコノミークラス症候群による関連死等の課題に対応するため、環境整備及び支援物資の備蓄等を行う。

第8節 避難協力体制の整備

避難にあたっては、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、消防団等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握と共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- 第1 避難所運営を円滑に行うため、あらかじめ災害時の対応のあり方を検討しておく。また、広報、防災訓練、地域の話合いを随時行い、地域住民による避難所の開設及び運営ができる体制の整備に努める
- 第2 高齢者、障害のある人等に対する避難及び避難誘導の方法を検討し、地域住民の協力が得られるよう努める。
- 第3 外国人、観光客等地理に不案内なものに対する避難誘導の方法を検討する。

第9節 避難所の周知

災害時に迅速に避難ができるよう次の方法により住民等への周知を行う。

- 第1 広報紙等への掲載
- 第2 避難所を示したマップ等の作成
- 第3 防災訓練や自治会の訓練等での周知
- 第4 避難所及びその付近に、避難所の名称、方向等を示した誘導標識の設置の推進

第10節 警戒レベルに応じた避難情報の発令と伝達

市長は、警戒レベルに応じた避難情報の発令と伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難情報を発令するべきかなどの判断基準を設定する。

なお、災害緊急時に「河川氾濫の危険」という情報発信だけで、住民が避難行動をする必要があるかどうか自ら判断できるよう、あらかじめ住民に対し浸水想定区域の理解を促す。また、避難情報の対象区域、判断時期等について、関係機関に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口及び連絡の方法を取決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

第11節 広域避難

- 第1 災害が発生するおそれがある場合において、住民を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、京都府内の他の市町村に協議をすることができる。
- 第2 避難所を指定する際に、合わせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくとともに、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- 第3 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、京都府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難や受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 第4 指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。また、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第12節 防災上重要な施設の計画

学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の施設管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難訓練を実施するなど避難に万全を期する。

なお、本市は、京都府と連携して避難計画作成を支援し、訓練等を通じて避難の実効化を図る。

- 第1 学校等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、避難誘導、その指示伝達の方法等について記述するとともに、児童生徒等を集団で避難させ

るための収容施設の確保、教育、保健、衛生、給食等の実施方法について記述

第2 病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療、保健、衛生、給食等の実施方法について記述

第3 高齢者、障害のある人、児童施設等の福祉施設においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難地、避難経路、避難誘導、収容施設の確保、保健、衛生、給食等の実施方法について記述

第13節 新型インフルエンザ等府内感染者発生に備えた対策

本市は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。

京都府は、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、防災部局と保健福祉部局が連携して、各対象者の居住地の危険性を確認するよう周知するとともに、市町村と連携して受入れ施設を確保し、避難に関する連絡窓口を整備する（大規模地震発生時等を除く）。

第14節 避難のあり方検討

本市では、過去の具体的な災害履歴をベースにして、実践的な避難のあり方について、令和元年度から令和2年度にかけて、次に示す6つの検討テーマを設定し、自助・共助・公助の観点から本市の避難のあり方全般について、有識者や地域代表、国や京都府などの関係機関、消防団等が参画し「福知山市避難のあり方検討会」を設置して議論を行った。

テーマ1 避難のスイッチとなるどんな情報をどのような形で発信するのか

テーマ2 高齢者や災害時要配慮者等に情報をどのように伝えるのか

テーマ3 高齢者等の災害時要配慮者など、住民をどのように誘導するのか

テーマ4 避難先はどうするのか

テーマ5 避難所の受入れ体制・運営はどうするのか

テーマ6 災害リスクを理解し避難行動につなげるための防災教育の推進

令和3年3月に公開した「福知山市避難のあり方検討会最終とりまとめ」を受け、今後、住民や関係機関、本市がしっかりと連携して、各テーマの具現化を図る具体的な取組みを進めることで、自助・共助・公助が一体的に機能した「市民とともにつくる災害に強いまちづくり」を推進する。

第29章 行政機能維持対策計画

＜全庁＞

第1節 業務継続性の確保

本市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。また、躊躇なく避難情報を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第2節 業務継続計画の内容

実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、職員の動員確保、特に交通遮断が予見される場合での早めの参集指示、定期的な教育、訓練、点検等の実施について計画を策定するとともに、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などにも継続して取り組む。

本市は、災害時に災害応急対策活動や復旧及び復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気、水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保についても計画で策定する。

第3節 防災中枢機能等の確保、充実

本市は、市役所などの防災中枢機能を果たす施設及び設備の充実並びに整備に努め、災害に対する安全性を確保するとともに、消防防災センターなどの総合的な防災機能を有する拠点及び街区の整備推進に努め、安全性を確保する。また、各支所、小中学校、消防署東分署、消防署北分署及び市民病院が保有する災害対応に必要な施設並びに設備についても整備推進に努め、安全性を確保する。また、市役所が大規模に被災し、防災中枢機能を果たせなくなった場合に備え、消防防災センターが二次的な防災中枢機能を果たすよう、施設及び設備の充実並びに整備に努めるものとする。

なお、各施設において必要に応じ代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるとともに、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等の非常用通信手段の確保を検討するものとする。

第4節 各種データの整備保全

本市は、災害復旧、復興への備え、復興の円滑化のため、あらかじめ業務継続に必要な各種データの保全について、整備しておくものとする。

第30章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

＜市民総務部危機管理室、産業政策部産業観光課＞

第1節 計画の方針

本市は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、大量の観光客及び帰宅困難者により救急、救助等の応急活動に支障をきたし、観光客及び帰宅困難者自身にも危険が及ぶなど、一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から京都府、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応が取れるよう体制整備を図る。また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

第2節 計画の内容

第1 観光客及び帰宅困難者への啓発

発災直後、本市の応急対策活動は、救命救助、消火及び避難者の保護に重点をおくため、観光客及び帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、次のことについて普及啓発を行う。

- 1 二次災害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは、むやみに移動しない。
- 2 災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言板（web171）、複数の安否確認手段の活用
- 3 多様な場面や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家庭との連絡手段、徒歩帰宅ルートの整備
- 4 公共機関が提供する正確な情報を収集し、冷静に行動する。
- 5 帰宅できるまで、自助・共助により助け合う。

第2 観光客及び帰宅困難者への支援の検討

本市は、京都府と連携し、観光客及び帰宅困難者の災害時における的確な行動について、輸送機関、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し、周知徹底に努める。また、災害時における観光客及び帰宅困難者の避難所への収容と合わせ、事業所、ホテル・旅館業者等に対しても一時収容等の協力を求めている。また、外国人観光客に対しては、本市、京都府、鉄道事業者、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し、各鉄道の計画運休や運行状況等の情報を集約して多言語でリアルタイムの伝達に努める。

第3 事業所等への要請

- 1 本市は、京都府と連携し、事業所等に発災時間帯別対応ルールを次のとおり定めるよう働きかける。
 - （1）就業時間帯に発災
従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは、事業所内に待機するよう指示するとともに、来所者を事業所内の待機スペースに誘導
 - （2）出勤又は帰宅時間帯に発災
自宅又は事業所のいずれか近い方へ向かうよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）
 - （3）事業者等に、重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅行動による混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を講じることについて働きかける。
- 2 事業所等に対し、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。

第31章 企業等防災対策促進計画

＜市民総務部危機管理室、消防本部・消防署（消防団）＞

第1節 計画の方針

災害の多いわが国では、本市が京都府等と連携することはもちろんのこと、企業及び住民が協力して災害に強いまちを作ること、災害時の被害軽減につながり、社会秩序の維持と福祉の確保に大きく寄与するものである。企業等は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献及び地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に努めるものとする。

第2節 計画の内容

第1 企業等における防災対策

1 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時において果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定等の防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水及び生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

本市は、京都府等と連携して中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取り組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化計画の策定支援に努めるとともに、総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集等を行うものとする。

2 事業所等における自主防災体制の整備

大規模災害が発生した場合、多数の者が利用又は出入りする施設、危険物製造所等、多人数が従事する工場及び事業所においては、火災の発生、危険物類の流出又は爆発等により大規模な被害発生が予想される。これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画及び災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行うものとする。

（1）対象施設

ア 中高層建築物、劇場、百貨店、学校等、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設

イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設

ウ 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたるものが効果的であると認められる施設

エ 複合用途施設

利用（入居）事業所が共同である施設

オ 自衛消防組織等の取り組みが事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

（2）組織活動要領

対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模及び形態により、自衛消防組織等を設け、消防計画等を作成する。

ア 役員

（ア）統括管理者及びその任務

（イ）班長及びその任務

イ 会議

- (ア) 総会
- (イ) 役員会
- (ウ) 班長会等

(3) 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画及び災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

- ア 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること
- イ 自主的に防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてあらかじめ計画し、本市及び消防本部が行う訓練にも積極的に参加すること
- ウ 消防本部と各事業所の体系的な連絡方法、情報交換等の実施
- エ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底及び点検整備に関すること
- オ 負傷者の救出、搬送の方法及び救護班に関すること
- カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること
- キ 地域住民との協力に関すること
- ク その他、防災に関すること

3 事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水及び毛布等の防寒用具等の備蓄に努めるものとする。また、多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

4 災害時における出勤抑制

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤及び計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

5 災害時の企業等の事業継続

(1) 事業継続の必要性

経済の国際化が進み、企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

(2) 事業継続計画の策定

企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引きの競合他社への流出、マーケットシェアの低下及び企業評価の低下などから企業を守るため「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、交通遮断が予見される際に早めに参集を指示するなどの従業員の動員体制を確保する一方で、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた「事業継続計画」の策定に努めるものとする。また、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献及び地域との共生に配慮するとともに「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都 BCP 推進会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努める。

一般計画編
第2部 災害予防計画

(3) 事業継続計画の普及啓発

本市は、京都府と連携して企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努めるものとする。

第2 京都 BCP の趣旨

京都 BCP は、大規模広域災害等の危機事象発生時において、企業等が早期に立直ることが地域社会全体の活力の維持・向上につながるという観点から、事業継続計画（BCP）の考え方を「京都」全体に適用し、地域全体で連携した対応により「京都の活力」を維持・向上させる新たな防災の取組みである。そのため、企業等の BCP 策定支援と連携型 BCP の取組みを車の両輪として、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守るための取組みを実施し、地域の総合的な防災力の向上に寄与することを目指す。

第 3 部 災害応急対策計画

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部等運用計画

(各班) <各課>

第1節 計画の方針と責務

この計画は、本市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市防災関係機関が有する全機能を発揮して災害の発生及び蔓延を防御し、かつ、応急的救助等の対策を行うことによって被害の拡大を防止するための体制について定める。

第2節 福知山市の活動体制の法律・法令根拠

第1 福知山市防災会議

市長を会長として災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき組織し、福知山市地域防災計画の作成、その実施の推進等を図ることを目的とする。

なお、当該防災会議に関する条例は、昭和38年福知山市条例第18号の定めるところによる。

第2 福知山市災害対策本部

災害対策基本法第23条の2第1項及び福知山市災害対策本部条例（昭和38年福知山市条例第19号）並びに福知山市災害対策本部規定（昭和39年福知山市訓令第3号）の定めに基づき、市長を本部長として組織し、地域防災計画の定めるところにより、市域に係る災害復旧、災害応急対策等を実施するものとする。

第3節 防災会議の開催

本市の地域において災害が発生し、各種の応急対策及び災害復旧について必要のある場合は、福知山市防災会議を開催し、関係機関相互の連絡調整その他必要な措置を行う。

第4節 福知山市災害対策本部等の設置及び閉鎖

第1 災害対策本部

災害応急対策を効果的で迅速かつ円滑に実施するため、市長を本部長、副市長を副本部長として「福知山市災害対策本部」を設置する。

1 本部の設置基準等

(1) 設置基準

気象注意報・警報及び由良川洪水予報並びに由良川又は京都府管理河川水防警報が発表され、本市に相当の被害が発生するおそれがある場合に設置する。

その判断基準は、「避難判断・伝達マニュアル」及び次に示す基準によるものとし、動員基準は次のとおりとする。

動員基準	1号動員	暴風雨又は大雨、地震等のため、相当の被害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合
	2号動員	暴風雨又は大雨、地震等のため、市域において住家の被害が災害救助法の適用基準に達する程度となり、なお被害が拡大するおそれがある場合
	3号動員	暴風雨又は大雨、地震等のため、市域の広い範囲にわたり災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合

また、本部の各動員基準に対応する動員数は、第3部第2章「動員計画」において定める。

一般計画編
第3部 災害応急対策編

2 本部の位置

本部は原則として、次のところに置く。

福知山市字内記 13 番地の 1 福知山市役所（301 号室）

なお、本部設置予定施設が何らかの事情で機能を果たせないと判断されたときは、消防防災センターに本部を設置し、現地本部の設置が必要と判断されたときは、支所等に現地本部を設置する。

3 本部の設置及び閉鎖の決定

本市に災害が発生するおそれがあるときは、直ちに危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集、集約、指示及び調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、本部の設置及び閉鎖については、危機管理監を中心に市長公室長、地域振興部長、市民総務部長、福祉保健部長、建設交通部長、消防長、議会事務局長及び危機管理室長による協議の結果を踏まえ市長が決定する。

なお、既設の災害警戒本部、水防本部、除雪本部又は事故対策本部から災害対策本部に移行した場合、災害警戒本部、水防本部、除雪本部又は事故対策本部は自動的に閉鎖し、その業務は災害対策本部に引き継ぐものとする。

4 本部の運用

災害対策本部の事務局は総合調整班が担う。事務局長を危機管理監とし、事務局員は総合調整班とする。

5 本部会議

災害対策本部に本部会議を置く。本部会議は、本部長及び副本部長を中心に部長職にある者をもって組織し、気象情報、災害情報、被害状況等を基にして災害対策本部の防災活動に関する基本方針を決定する。

6 本部の機構及び事務分掌

本部の機構及び事務分掌は、**資料編第1章一規1「福知山市災害対策本部規程」**のとおりである。また、活動細目については、各部活動計画で定める。

第2 災害警戒本部

1 概要

災害対策本部設置前の体制として台風、降雨、降雪等の状況を把握し、防災活動等初期の応急対策等を行い、また、災害対策本部設置前の判断資料を得るため、市長を本部長、副市長を副本部長として「福知山市災害警戒本部」を設置する。

警戒本部は、災害の緊迫度により「災害警戒本部1号配備」、「災害警戒本部2号配備」と配備する人員の規模を変化させる。

2 配備基準等

配備基準は、次のとおりとする。

業務	災害対策本部の事務分掌に準じ、おおむね次の業務を中心に行う	
	1 本部長の指示事項の伝達	
	2 気象、河川情報の収集・伝達	
	3 住民への注意喚起、情報発信	
	4 危険箇所の状況把握及び応急措置	
	5 被害状況の収集	
配備基準	1号配備	1 気象業務法に基づく注意報が本市に発表され、災害に備え警戒が必要と認められるとき
		2 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水に関するいずれかの警報が本市に発表されたとき
		3 震度5弱又は震度5強の地震による揺れを観測したとき
		4 その他、本部長が必要と認めたとき
	2号配備	1 福知山管内の河川水位が氾濫注意水位に達し、さらに増水が予想

一般計画編
第3部 災害応急対策編

	されるとき
	2 台風が近畿地方に接近することが予想され、本市に被害の発生が予想されるとき
	3 大雨、その他異常な気象現象で、公共施設（主に土木、農林施設）に被害が発生しはじめたとき
	4 大規模な火災等、予想しがたい災害が発生し、相当の被害が予想されるとき
	5 例年になく積雪のために、交通の途絶、人家の倒壊等の雪害が予想されるとき
	6 その他、本部長が必要と認めたとき

また、警戒本部の各配備基準に対応する動員数については、第3部第2章「動員計画」において定める。

3 本部の位置

本部は原則として、次のところにおく。

福知山市字内記 13 番地の 1 福知山市役所（301 号室）

なお、本部設置予定施設が何らかの事情で機能を果たせないと判断されたときは、消防防災センターに本部を設置し、現地本部の設置が必要と判断されたときは、支所等に現地本部を設置する。

4 本部の設置及び閉鎖の決定

本市に災害が発生するおそれがあるときは、直ちに危機管理監（危機管理室長）が関係部局等に対して、被害情報の収集、集約、指示及び調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、本部の設置及び閉鎖については、危機管理監を中心に市長公室長、地域振興部長、市民総務部長、福祉保健部長、建設交通部長、消防長、議会事務局長及び危機管理室長による協議の結果を踏まえ市長が決定する。

なお、既設の水防本部、除雪本部から災害警戒本部へ移行した場合、水防本部、除雪本部は自動的に閉鎖し、その業務は災害警戒本部へ引き継ぐものとする。

5 本部の運用

災害警戒本部の事務局は総合調整班が担う。事務局長を危機管理監とし、事務局員は総合調整班とする。

6 本部の機構及び事務分掌

本部の機構及び事務分掌は、災害対策本部の規程に準ずる。

第3 福知山市事故対策本部の設置

一時に多数の人命あるいは財産等に危険が生ずる突発的事故が発生した場合、「〇〇事故対策本部」を設置し、京都府あるいは関係機関と直ちに協議して、救急、医療及び救出その他必要な応急救助の対策を実施する。ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り替えて必要な対策を実施する。

第5節 災害対策本部及び職員の標識並びに腕章

災害対策本部を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合は、**資料編第2章一標1「標識及び腕章」**をつける。

第2章 動員計画

(市長公室動員班)

<市長公室職員課>

第1節 計画の方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員について定める。

第2節 災害警戒本部要員の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員は、市長公室職員課長が次により行うものとする。

第1 動員の連絡系統



第2 動員の方法

1 勤務時間外

本部等と連絡が取れる場合には、電話又は伝達員により第1の系統で動員する。連絡が取れない場合は、「職員参集マニュアル」に従い事前に定められた参集場所に各自の判断で参集する。

2 平常執務時間中

庁内放送、庁内電話等により、第1の系統で動員する。

第3 要員の動員

要員配備の基準は、「第3部第1章第4節第2」のとおりである。

一般計画編
第 3 部 災害応急対策編

福知山市災害警戒本部要員動員計画

○ 1 号配備は原則、部長級及び管理主管課長を配備。2 号配備は、おおむね全課長以上を配備。

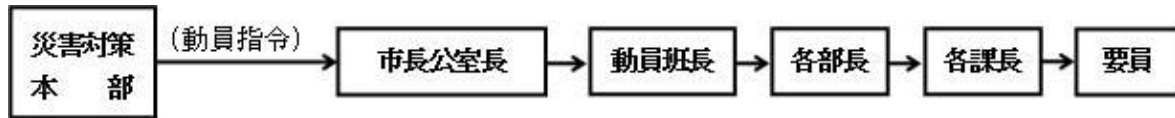
○ 動員計画の 1 号、2 号は標準であり、市長の指示や状況に応じて各部長が増減できるものとする。

部名	1 号配備				2 号配備			
	部長等	課名等	人員	計	部長等	課名等	人員	計
市長公室	3	経営戦略課	1	8	3	経営戦略課	1	9
		職員課	1			職員課	1	
		秘書広報課	3			秘書広報課	4	
地域振興部	3	まちづくり推進課	1	8	3	まちづくり推進課	1	24
		三和支所	1			三和支所	5	
		夜久野支所	1			夜久野支所	4	
		大江支所	1			大江支所	8	
		文化・スポーツ振興課	0			文化・スポーツ振興課	1	
		人権推進室	1			人権推進室	2	
財務部	1	契約監理課	1	2	1	契約監理課	1	5
		財政課	0			財政課	1	
		資産活用課	0			資産活用課	1	
		税務課	0			税務課	1	
福祉保健部	2	社会福祉課	1	5	2	社会福祉課	1	10
		子ども政策室	0			子ども政策室	2	
		健康医療課	0			健康医療課	1	
		障害者福祉課	0			障害者福祉課	1	
		高齢者福祉課	0			高齢者福祉課	1	
		地域包括ケア推進課	2			地域包括ケア推進課	2	
市民総務部	4	危機管理室	7	14	4	危機管理室	7	21
		総務課	1			総務課	3	
		議会事務局	1			議会事務局	2	
		監査委員事務局	0			監査委員事務局	0	
		デジタル政策推進課	1			デジタル政策推進課	1	
		会計室	0			会計室	0	
		斎場	0			斎場	1	
		市民課	0			市民課	1	
		保険年金課	0			保険年金課	1	
		生活環境課	0			生活環境課	1	
産業政策部	1	産業観光課	1	3	1	産業観光課	2	10
		エネルギー・環境戦略課	0			エネルギー・環境戦略課	1	
		農政課	1			農政課	2	
		農林業振興課	0			農林業振興課	3	
		農業委員会	0			農業委員会	1	
建設交通部	1	道路河川課	2	7	1	道路河川課	7	22
		建築住宅課	1			建築住宅課	5	
		都市・交通課	2			都市・交通課	6	
		用地課	1			用地課	3	
教育部	2	教育総務課	1	3	2	教育総務課	2	9
		学校教育課	0			学校教育課	1	
		生涯学習課	0			生涯学習課	1	
		学校給食センター	0			学校給食センター	1	
		中央公民館	0			中央公民館	1	
		図書館	0			図書館	1	
消防部	1	消防本部	3	16	1	消防本部	5	29
		消防署（分署含む）	5			消防署（分署含む）	16	
		消防団	7			消防団	7	
上下水道部	1	経営総務課	1	2	2	経営総務課	1	5
		水道課	0			水道課	1	
		下水道課	0			下水道課	1	
病院事務部	1	病院総務課	1	3	1	病院総務課	2	6
		病院医事課	0			病院医事課	2	
		分院管理課	1			分院管理課	1	
計	20		51	71	21		129	150

第3節 災害対策本部要員の動員

災害対策本部要員の動員については、災害対策本部長の動員指令により市長公室動員班が次により行うものとする。

第1 動員の連絡系統



第2 動員の方法

1 勤務時間外

本部等と連絡が取れる場合には、電話又は伝達員により、第1の系統で動員する。連絡が取れない場合は、「職員参集マニュアル」に従い事前に定められた参集場所に各自の判断で参集する。

2 平常執務時間中

庁内放送、庁内電話等により、第1の系統で動員する。

第3 要員の動員

「災害対策本部要員動員計画」は、別紙「動員計画表」のとおり

一般計画編
第3部 災害応急対策編

福知山市災害対策本部要員動員計画

部名	1号動員				2号動員				3号動員
	部長等	課名等	人員	計	部長等	課名等	人員	計	
市長公室	3	経営戦略班	2	11	3	経営戦略班	4	15	
		動員班	2			動員班	3		
		広報班	4			広報班	5		
地域振興部	3	まちづくり推進班	1	35	3	まちづくり推進班	4	41	
		三和支所班	10			三和支所班	10		
		夜久野支所班	8			夜久野支所班	8		
		大江支所班	8			大江支所班	8		
		文化・スポーツ振興班	2			文化・スポーツ振興班	2		
		人権推進班	3			人権推進班	6		
財務部	1	情報収集班	3	15	1	情報収集班	5	26	
		財政班	3			財政班	5		
		資産活用班	4			資産活用班	4		
		調査班	4			調査班	11		
福祉保健部	2	救助第1班	2	19	2	救助第1班	8	39	
		救助第2班	7			救助第2班	14		
		救護班	8			救護班	15		
市民総務部	4	総合調整班	7	38	4	総合調整班	7	50	
		情報管理班	11			情報管理班	11		
		情報推進班	1			情報推進班	3		
		会計班	2			会計班	3		
		市民生活班	6			市民生活班	7		
		食糧班	4			食糧班	7		
		生活環境班	3			生活環境班	8		
産業政策部	1	産業観光班	9	20	1	産業観光班	12	31	
		農政班	3			農政班	6		
		農林業振興班	6			農林業振興班	10		
		農業委員会班	1			農業委員会班	2		
建設交通部	1	道路河川班	13	37	1	道路河川班	25	70	
		建築住宅班	11			建築住宅班	18		
		都市・交通班	6			都市・交通班	15		
		用地班	6			用地班	11		
教育部	2	教育総務班	5	16	2	教育総務班	6	25	
		学校教育班	3			学校教育班	8		
		生涯学習班	6			生涯学習班	9		
消防部	1	指揮班	5	26	1	指揮班	5	131	
		情報班	6			情報班	20		
		消防班（水防班）	14			消防班（水防班）	105		
上下水道部	2	経営総務班	4	15	2	経営総務班	9	32	
		水道班	4			水道班	10		
		下水道班	5			下水道班	11		
病院事務部	1	病院総務班	2	7	1	病院総務班	5	12	
		病院医事班	2			病院医事班	4		
		分院管理班	2			分院管理班	2		
計	21		218	239	21		451	472	

備考

- 1 動員は、この表の3段階による動員計画に基づき、災害の状況に応じ本部指令を基準として臨機応変に実施するものとする。
- 2 消防部の消防班（水防班）は、この表に規定する人員のほか、必要隊を動員するものとする。
- 3 消防部は、この表に規定する班及び人員のほか、消防団員を動員するものとし、その人員は、消防団長の出動命令による数とする。

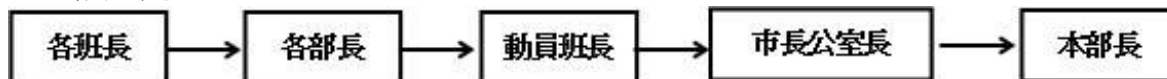
第4 消防職（団）員等の動員

消防職（団）員等消防部要員の動員については、「消防メールシステム」により出動することを原則とするが、その動員要領については、別に定める消防計画及び水防計画によるものとする。

第5 動員状況の把握

災害対策本部活動を円滑に運営するため、各部各班は、次の系統により動員した要員を災害対策本部長に報告するものとする。

1 報告系統



2 報告内容

- (1) 職種別、男女別人員
- (2) 対策従事者、待機者の内訳及び状況
- (3) 待機者の待機場所等
- (4) その他必要事項

第6 要員の運用

本部は、動員状況を把握し、時宜適切な要員の配備に努め、必要に応じ各部各班に応援配備するものとする。

第7 動員者の事前報告

各部各班の動員計画は、毎年4月1日に動員班へ報告するものとする。

第4節 広域応援協力計画

（市長公室経営戦略班）

＜市長公室経営戦略課＞

第1 計画の方針

災害が発生した場合は、あらかじめ定めてある所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて京都府、他市町村、防災関係機関等に協力を求め、応急対策を行うこととする。

第2 応援要請

1 応援要請の協議

応急救助の実施について京都府及び他市町村に応援を求める必要が生じた場合は、本部長は直ちに本部会議を招集し、応援要請について協議し決定する。ただし、事態が急迫して本部会議を招集するいとまのないときは、直接本部長が決定する。

2 応援要請の実施

本部長は、第2部第26章「広域応援体制整備計画」の応援協定等に基づき、応援要請を行うものとする。

3 応援隊との連絡

応援隊の活動についての連絡は、要請した内容に応じて各班長が行う。各班長は、応援の状況を把握して本部長に報告する。

第3章 通信体制及び災害情報収集計画

(市長公室広報班、市民総務部情報推進班・総合調整班・情報管理班、地域振興部各支所班、消防部情報班)

＜各部、各課、各支所＞

第1節 通信手段の確保

第1 計画の方針

災害時における被害状況の収集をはじめ、各防災関係機関相互の通知、要請、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、その要領を定めるとともに、非常時における通信連絡を確保するための公衆電気通信設備の優先利用、非常無線の利用、放送の要請等について定める。

第2 災害時の通信手段の確保

各機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達その他必要な連絡等の通信を迅速にかつ円滑に行うため、非常時における通信を確保する。

1 公衆電気通信設備の運用

- (1) 公衆電気通信設備においては、防災関係の電話については災害時優先電話が確保されている。
- (2) 災害対応の拠点となる施設に衛星携帯電話の配備を進める。
- (3) 被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況になっている場合には、西日本電信電話株式会社によって提供される「災害用伝言ダイヤル 171」、「災害用伝言板 (web171)」等を利用する。

なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等が広報される。

2 無線通信網の確保と運用

災害発生時においては、公衆回線の切断あるいは混雑による、一般的な通信手段が確保できない場合が想定されることから、無線による通信が重要になる。そのため、無線通信の使用方法などについて十分習熟するものとする。

(1) 防災行政無線

有線による連絡不能の場合や緊急を要する報告については、次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。

なお、その他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

- ア 緊急要請
- イ 予警報の伝達
- ウ 災害対策本部指令及び指示
- エ 応急対策報告
- オ 被害状況報告
- カ その他災害に関する連絡

(2) 京都府衛星通信系防災情報システム

本市と京都府との間における情報の収集、予警報等の伝達は、京都府が設置している衛星通信系防災情報システムによって行う。遠隔制御装置設置場所については、**資料編第4章一通2「京都府衛星通信系防災情報システム電話番号表」**に示すとおりである。

(3) 非常無線通信

災害時において、有線通信及び防災行政無線の利用が不能又は著しく困難な場合における通信を確保するため、電波法第52条及び第74条の規定に基づく非常無線通信の利用を図る。

ア 非常無線通信実施

地震、台風、洪水、雪害、火災及びその他非常の事態が発生したとき、又は発生するおそれがある場合において有線通信の利用ができないか、あるいは利用することが著し

一般計画編
第3部 災害応急対策編

く困難な場合に実施することができる。

イ 非常通報の内容

非常無線通信を利用できる通報の内容は、次の内容のものとする。

- (ア) 人命救助に関するもの
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）や天災その他災害の状況に関するもの
- (ウ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料
- (エ) 電波法第 74 条による非常の場合の総務大臣の通信実施命令によるもの
- (オ) 非常事態が発生した場合の収集、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (カ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (キ) 遭難者の救護に関するもの
- (ク) 非常事態発生の場合における列車運転及び鉄道輸送に関するもの
- (ケ) 鉄道線路、道路、電力施設及び電信電話回線の破壊又は障害の状況、その修理及び復旧のための資材の手配並びに運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (コ) 災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、知事又は市長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの
- (サ) 災害対策基本法第 79 条の規定に基づき、指定地方行政機関の長、知事又は市長が災害の応急措置を実施するため必要な緊急通信に関するもの
- (シ) 防災関係機関相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの
- (ス) 災害救助法第 24 条の規定に基づき、知事から医療、土木及び建築工事、輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

ウ 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- (ア) 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- (イ) 地方防災会議及び対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 全国都市消防長連絡協議会
- (オ) 電力事業者
- (カ) 地方鉄道会社
- (キ) その他人命の救助、急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

エ 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼するものとする。

- (ア) あて先の住所及び氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- (イ) 本文（字数は、1 通 200 字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- (ウ) 発信者の住所及び氏名（電話番号を付記する。）

オ アマチュア無線の利用

本市のアマチュア無線家に協力を依頼し、アマチュア無線局を利用する。

3 その他の通信網の活用

(1) 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備の利用

警報の伝達、応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ、一般の公衆電話が途絶した場合は、福知山駅の通信設備を利用する。

(2) 放送の要請

市長は、災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法 57 条の規定に基づき、京都府知事と日本放送協会京都放送局長、株式会社京都放送社長及び株式会社エフエム京都代表取締役社長との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第 5 条の規定により、必要な事項について当該放送機関に放送を要請する。また、「災害時における緊急放送に関する協定（平成 20 年 8 月 25 日締結）」により、京都 FM 丹波放送株式会社に対

し、必要な情報について放送を要請する。

なお、日本放送協会京都放送局長に対し、緊急警報信号により災害に関する放送を要請する場合は、「緊急警報放送の要請に関する覚書」第2条により、知事に対して要請するものとする。ただし、例外措置として、本市と京都府との通信途絶など特別の事情がある場合には、直接放送要請を行うことができる。**(資料編第1章一要1「緊急警報放送の要請に関する覚書」、資料編第1章一要2「市町村における緊急警報放送の放送要請手続きについて」)**

(3) 通信途絶時における措置

公衆電気通信設備、防災行政無線及び非常無線通信、西日本旅客鉄道株式会社の通信等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努めるものとする。

第2節 災害規模の早期把握のための活動

第1 計画の方針

災害時において、災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携のもと迅速的確に、災害に関する情報、被害状況等の収集、伝達及び報告に努める。

第2 被害状況の把握

1 住民組織による把握

- (1) 災害の発生を知った者は、直ちにその事実を災害対策本部に連絡する。
- (2) 自治会長、消防団員、農業・森林・漁業協同組合長等は、知り得た地域内の災害の状況を、遅滞なく災害対策本部に報告する。

2 本部組織による把握

- (1) 各部長は、各部で知り得た被害状況、部の活動状況及び要望事項を、逐一本部長に報告する。
- (2) 本部長に報告された各種の情報は、市民総務部情報管理班において収集整理する。

第3 災害情報及び被害報告の通報の要領

災害時における情報の収集及び被害報告の通報の要領については、次のとおり災害情報報告要領及び被害状況報告要領により行うものとする。

1 災害情報報告要領

(1) 総括

この要領は、被害が発生し、又はそのおそれがある場合に、その状況を速やかに対策本部あるいは関係機関に報告することについて必要な事項を定める。

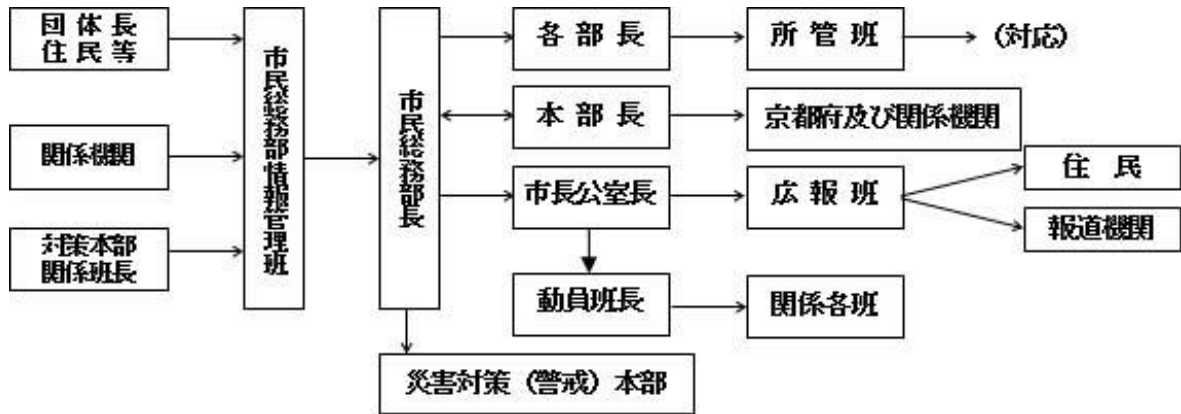
(2) 報告の内容

- ア 被害の概要
- イ 避難情報及び災害発生の状況
- ウ 消防、水防機関等の活動状況
- エ 応援要請状況
- オ 応急措置の概要
- カ 救助活動の状況
- キ 要望事項
- ク その他の状況

(3) 報告の処理概要等

- ア 上記(2)に掲げる事項が発生次第、受信者は、**資料編第2章一報1「災害対策情報」**に記入して対策本部に報告すること。
- イ 市民総務部情報管理班及び財務部情報収集班は、災害情報に基づき**資料編第2章一報2「被害概況速報」**に準じて災害状況を集約するものとする。
- ウ アの報告に基づき対策本部は、次の要領により報告を処理する。

一般計画編
第3部 災害応急対策編



2 被害状況報告要領

(1) 総括

この要領は、対策本部が本市に被害が発生し、又はそのおそれがある場合に、その状況を関係機関に報告することについて必要な事項を定める。

(2) 報告の種類

- ア 被害概況速報
- イ 被害状況速報
- ウ 被害確定報告

(3) 報告の内容と時期

ア 被害概況速報

初期的段階で被害の有無、程度の全般的概況について報告するものとし、正確性よりも迅速を旨とするもので京都府衛星通信系防災情報システムにより行うものとする。

なお、警報が発令されたときは、被害の有無にかかわらず原則として発令後1時間以内に報告をするものとする。

イ 被害状況報告

被害概況速報後被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、京都府衛星通信系防災情報システムにより報告する。

ウ 被害確定報告

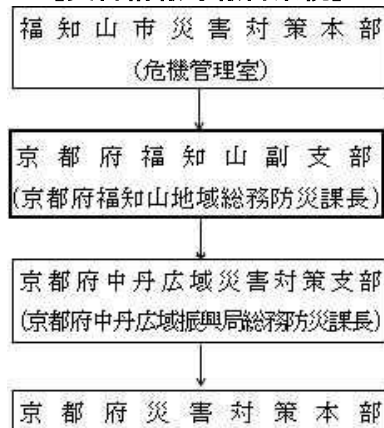
被害の拡大のおそれがなく被害が確定した後15日以内に、**資料編第2章一報3「被害状況報告書様式」**により報告を行うこと。

3 京都府への報告系統

京都府（府災害対策本部）に対する報告については、京都府衛星通信系防災情報システムを使用する。

有線回線等の利用が不可能又は困難であるときは、京都地区非常通信協議会の定める防災系非常通信経路を利用する。また、京都府に連絡ができない場合は、一時的に報告先が消防庁に変更される。京都府と連絡がとれるようになった後は、京都府に報告する。

【災害情報等報告系統】



〔福知山市非常通信経路一覧表〕

	総合 信頼度	非常通信経路
福知山市	A	福知山市役所～～→→京都府（災害対策課）
	A	＝＝＝＝（2.5km）福知山警察署－－－－京都府警察本部～～～京都府（災害対策課）
	A	＝＝＝＝（0.4km）国土交通省福知山河川国道事務所－－－－京都府（災害対策課）
	A	＝＝＝＝（1.9km）関西電力送配電福知山配電営業所～～ ～～関西電力送配電京都本部～～～京都府（災害対策課）

通信経路の総合信頼度（経路の級別基準）

項目＼級別	A 級（高度信頼度）	B 級
全中継回数	3 以下	4 以上
新規連絡設定	無	有
停電時の運用	可能	不可能
通信担当者の配置	常時配置（又は非常の際 30 分以内に配置）	左記以外
有線区間	無 （又は、あっても予備ルートがあるか地下ケーブル等強固な設計となっている。）	有

記号

－－－－－－－－無線区間	～～～～～～～有線区間	＝＝＝＝＝＝＝＝使送区間
～～～～→→→有線／衛星通信二重化区間		

第3節 災害記録の収集と保存

現在の災害対策の問題点、災害の実態把握を計るため、災害記録の収集と保存を充実させる。

第4章 災害広報計画

(市長公室経営戦略班・広報班、消防部消防班、上下水道部)

＜市長公室経営戦略課・秘書広報課、消防部、上下水道部＞

第1節 計画の方針

本市の地域に係る災害について、被害の状況、応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、本市及び関係機関が迅速かつ的確に、被災住民をはじめ一般住民に広報を行い、民心の安定と速やかな復旧を図るものとする。

第2節 広報内容

民心の速やかな安定を図るため、被害状況、救護活動等の状況、ライフライン等の復旧状況などを住民に適切に広報する。

広報手段は、ホームページ、広報車、広報紙、防災行政無線、有線放送、防災アプリ、ビラ、ポスター、インターネット等によるとともに、報道機関に対しその報道を要請する。

- 第1 災害に関する情報
- 第2 避難情報、災害の発生状況
- 第3 被害情報、応急対策実施情報
- 第4 生活関連情報（避難所、給食、給水、生活物資等の供給等について）
- 第5 電気、電話等の被災状況及び復旧状況
- 第6 上下水道及びガスの被災状況並びに復旧状況
- 第7 道路交通状況
- 第8 バス、鉄道等交通機関の運行状況
- 第9 医療機関の活動状況
- 第10 その他必要な事項

第3節 広報担当部・班

災害に関する広報は、市長公室広報班が担当し、市民総務部情報管理班が収集した情報の公表を行う。

なお、ライフラインに関する情報は、上下水道部が担当する。

第4節 報道機関に対する発表

報道機関に対する発表、あるいは報道機関からの問合せの受付及び応答については実施要領を定めておく。発表の内容は、おおむね上記の内容に沿ったものとする。

第5節 関係機関の相互協力

災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。

第6節 一般住民への広報要領

災害及び応急対策の状況又は住民に協力を要請すべき事項については、次の要領により広報する。

- 第1 広報手段
 - 1 広報車及び消防団により広報すること。
 - 2 ホームページ、防災アプリ、広報紙、防災行政無線、テレホンガイドシステム（0120-25-2978、25-1122）、有線放送、ビラ、ポスター、インターネット等を利用すること。

3 資料編第1章一協13「災害時における緊急放送に関する協定」により、京都 FM 丹波放送株式会社に対し放送を要請すること。

4 「災害時における相互応援協定」などによる協力機関に対しネット上への情報の掲載等を要請すること。

5 有線放送、新聞、ラジオ、テレビ等に対し特に報道を要請すること。

第2 広報内容等

被害の推移、避難情報、応急措置の状況が確実に行き渡るように、電気、ガス、上下水道等の復旧状況、交通機関の運行状況、災害救助活動等に重点をおき、民心の安定と事故防止、激励を含め、沈着な行動を要請する等の事項を迅速に広報するものとする。

第7節 情報発信手段の確保

大規模な被災により、本市から情報発信が不能となった場合に備え、ホームページの代行発信などについて他市と協定を締結するなど、情報発信手段の確保に努める。

第5章 災害救助法適用計画

(市民総務部総合調整班)

<市民総務部危機管理室>

第1節 計画の方針

この計画は、災害救助法の適用基準、適用手続等について定める。

第2節 災害救助法の適用基準

災害救助法による適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、京都府地域における具体的適用基準は、次のとおりである。

災害救助法が適用される災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

第1 人口と滅失世帯数

本市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が次の世帯数以上であること。

[災害救助法の適用基準世帯数]

区分	人口	滅失世帯数
福知山市	77,306 人	80 世帯

(注：人口は令和2年10月1日国勢調査による)

第2 区域内住家と滅失世帯数の条件1

京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上の場合であって、本市の区域内の住家のうち滅失世帯の数が1の滅失世帯数の半数以上であること。

第3 区域内住家と滅失世帯数の条件2

京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が9,000世帯以上であって、本市の区域内の被害世帯数が多数であること。

第4 災害が隔絶した地域に発生

災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。次に例を示す。

- 1 被害世帯を含む被害地域が、他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。
- 2 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

第5 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

- 1 交通事故により多数の者が死傷した場合
- 2 群集の雑踏により多数の者が死傷した場合
- 3 山崩れ及びがけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

第6 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合、当該所管区域内の市町村に救助を実施する。

第3節 被災世帯の算定基準

第1 住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、次のとおり算定する。

- 1 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は一とする。
- 2 住家が半壊又は半焼したものにあつては、2世帯をもって一とみなす。
- 3 住家が床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては、3世帯をもって一とみなす。

第2 住家の滅失等の認定

1 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その延面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの

2 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの

3 準半壊

損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

4 床上浸水

上記1、2に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。又は土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの

5 住家

現実にはその建物を居住のために使用しているもの

(解釈)

必ずしも一棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離座敷が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合わせて1棟とする。

なお、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって、学校等、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実には住家として人が居住しているときは住家とみなす。

6 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈)

同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯とする。

なお、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。

第4節 災害救助法の適用手続

- 1 災害に際し、本市における災害が第2に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、合わせてその旨を要請すること。
- 2 災害救助法適用の要請を受けた知事は、京都府災害対策本部会議を開き災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について市長に指示するとともに、関係機関に通知又は報告し、一般に告示する。
- 3 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第5節 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、**資料編1章一条5「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準」**のとおりである。

第6章 消防活動計画

(消防部)

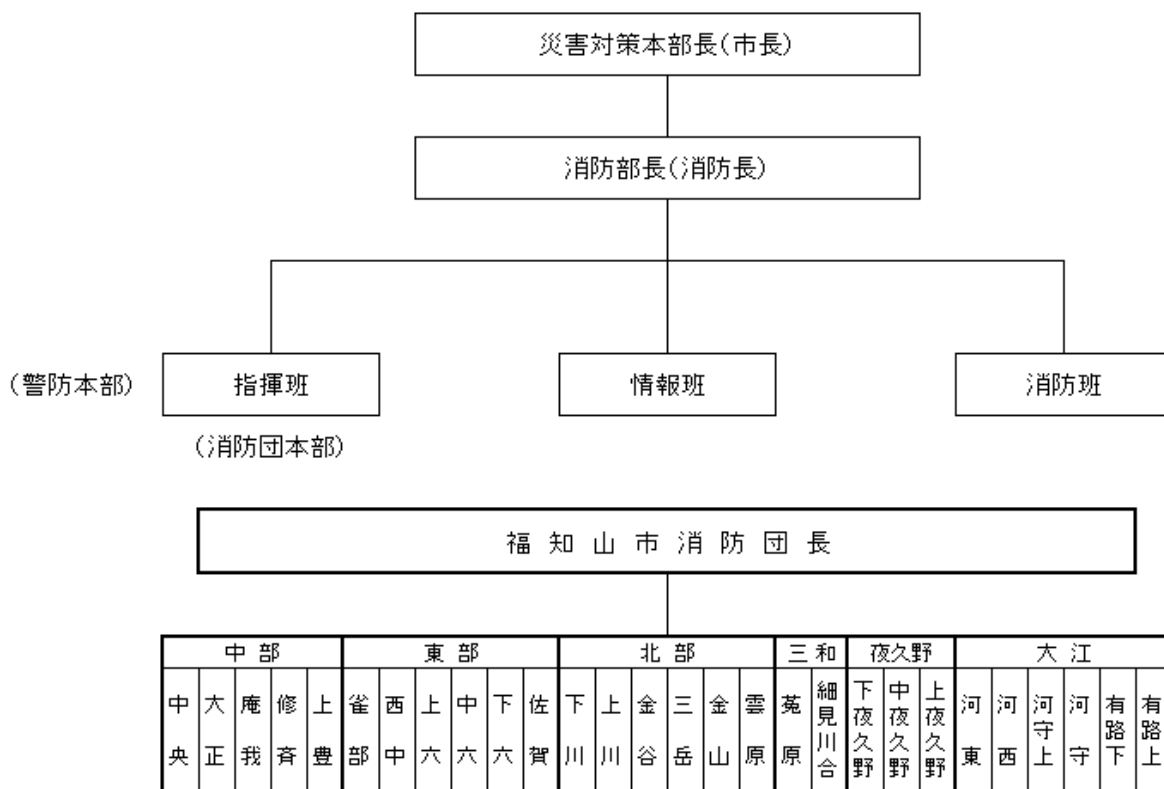
＜消防本部・消防署（消防団）＞

第1節 計画の方針

災害発生時における出火防止、初期消火、延焼防止等の消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織の編成、消防施設（救急業務を含む。）の配備、相互応援の方法等について定める。

第2節 消防組織計画

第1 消防組織の編成



第2 災害対策本部、現場指揮本部等

災害時における消防活動は、災害対策本部、現場指揮本部等の指揮命令により行動する。

第3節 災害発生時における消防団の初動体制

災害発生時における出火防止、初期消火、延焼防止等の消防活動は、福知山市消防本部の警防計画によるとともに、消防団においては、地域に密接した組織体制という条件をいかして、次の初動体制をとる。

第1 出火防止の指示、初期消火の徹底

災害発生と同時に居住地付近に対して出火防止を呼びかけるとともに、火災を発見したときは、付近住民にも協力を要請して初期消火の徹底を図る。

第2 動員及び参集

災害発生時の動員は、団長の事前命令として被害が予測されるときは自動発令とする。団長及び副団長は災害対策本部へ、分団長、副分団長、本部長、指導部長及び本部班長は各分団詰

所へ、各部の団員は各詰所へ参集する。

第3 情報の収集と活用

大規模災害の場合は、火災及び救出・救助事象が同時に多発することが予測される。これに対応するため、消防班員各人が積極的に災害情報収集を行い、火災発生状況、災害規模等の状況に応じて消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るため消防活動を行う。

第4 情報伝達手段の確保

消防防災センター、消防署東分署及び北分署は、「消防メールシステム」を活用し、災害活動の支援情報、気象警報、避難情報、火災情報等の災害対応上重要な情報を消防団員、自治会長等に伝達し、迅速な消防団活動や自主防災活動を支援するものとする。

第5 避難路の確保

災害発生時に避難路の確保を図るため、警察等と協力してその規制・誘導を行う。

- 1 自動車による避難は、交通の混乱となるばかりでなく、消火活動や避難の障害となるので禁止又は制限する。
- 2 火災発生状況、延焼拡大状況等により、避難路の安全確保を優先させる必要があるときは、避難路の消火活動を行う。

第4節 京都府への通報、要請

消防機関等の地上部隊による消火が困難と判断したときは、京都府へ通報を行うとともに、空中消火の要請及び体制の準備を行う。

第5節 相互応援計画

火災が拡大・延焼し、災害の程度が甚大となるおそれが生じたときには、京都府、他の市町村、消防関係機関等に応援要請を行い、被害の軽減に努める。

第1 知事の指示権等

知事は、消防組織法第43条の規定に基づき、緊急の必要があるときは、応援の派遣、災害の防御鎮圧、その他必要な事項を指示する。

第2 相互応援協定

消防組織法第39条の規定に基づき、上記第1以外で必要と認めるときに、第2部第26章「広域応援体制整備計画」の相互応援協定により応援を要請する。

第6節 職員等の惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて京都府等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第7章 水防計画

（消防部、産業政策部農政班、建設交通部道路河川班、上下水道部下水道班、地域振興部各支所
班）

＜消防本部・消防署（消防団）、産業政策部農政課、建設交通部道路河川課、上下水道部下水道
課、各支所＞

水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下この章において「法」という。）第4条の規定に基づき、京都府知事から指定された指定水防管理団体たる本市が、法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定した「**福知山市水防計画**」によるものとし、本市の地域にかかる河川及び農業用ため池などの洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第8章 避難計画

(地域振興部まちづくり推進班・各支所班、消防部消防班、福祉保健部救助第2班、警察署)
＜地域振興部まちづくり推進課・各支所、消防署、福祉保健部高齢者福祉課・地域包括ケア推進課、警察署＞

第1節 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則であるが、災害により危険区域となる地域にいる住民を安全な場所に避難させるための避難方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第2節 計画の内容

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則であるが、災害から住民の生命、身体を保護するため、住民避難に係わる避難情報の発令、避難の誘導及び避難所の運営について定める。

住民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに行う必要があり、高齢者等避難の発令により避難を開始する。

なお、住民は必要に応じて避難情報発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、本市から避難指示が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要があるが、指定緊急避難場所への避難だけでなく、安全な知人宅やホテル等への自主的な避難や、自らの判断で上階への避難や高層階にとどまる等により計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それら避難ができない場合は、比較的安全な次善の避難場所に避難することも重要である。

このため、本市は、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに、国及び京都府から対象地域、判断時期等の助言・情報提供を受け、適切に避難情報を発令し、周知を徹底する。さらに、避難情報を補完する情報として本市は、「ローカルエリアリスク情報」を発信する。

なお、事前準備の呼びかけにあたっては、防災行政無線による伝達に加えて事前登録による防災アプリやメール等を積極的に活用する。

第3節 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

第1 実施者

避難のための立退きの指示の実施者は、災害の種類等により、次のとおり定められている。

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立退きの指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき *海上保安官も同様	災害対策基本法第61条
		人命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により、特に急を要する場合で警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	破堤等による洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事、又はその命を受けた職員	地すべり	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり防止法第25条

第2 避難の指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。また、必要があると認めるときは、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示する。

なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための「緊急安全確保措置」を指示する。

第3 避難情報の基準

避難情報の基準は、おおむね次のとおりとする。また、洪水・土砂災害に関する避難情報発令基準を本計画とは別に定める。

【避難情報発令時の行動指標等】

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
レベル3	高齢者等避難	・災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保） ※避難を完了させるのに時間を要する、在宅又は施設利用の高齢者、障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も、必要に応じ出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
レベル4	避難指示	・災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
レベル5	緊急安全確保	・災害発生又はは切迫（必ず発令される情報ではない）	命の危険、直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難が、かえって危険である場合は、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況では、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

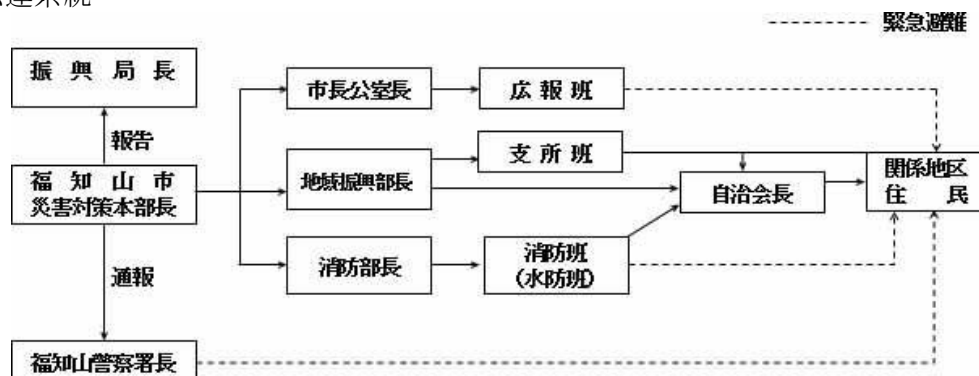
第4節 警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第63条の規定に基づき、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立ち入りを制限することができる。また、同条第2項及び3項並びに第73条の規定に基づき、警察官、海上保安官、自衛官又は知事は、市長の代行をすることができる。

第5節 避難情報の伝達方法

第1 地域住民に対する伝達

1 伝達系統



2 伝達手段

(1) 信号による伝達

サイレンによる避難信号は次による。避難信号は、あらかじめ周知徹底しておくものとする。

サイレン吹鳴による伝達		
警戒レベル3	高齢者等避難	10秒～（15秒休止）～10秒の繰り返し
警戒レベル4	避難指示	10秒～（5秒休止）～10秒の繰り返し
警戒レベル5	緊急安全確保	1分～（5秒休止）～1分の繰り返し

発信方法 ・信号は、適宜の時間継続すること。

・危険が去ったときには、口頭伝達により周知させるものとする。

(2) 放送による伝達

ア 防災行政無線及びテレホンガイドシステム（0120-25-2978 25-1122）

イ ラジオ

ウ 有線放送（地区運営の有線放送による伝達は、各施設管理者の判断により行う。）

(3) 緊急通報メール

(4) 防災アプリ「福知山市防災」

(5) 安心・安全メール

(6) 広報車による伝達

市所有の広報車、消防車両等を利用して関係地区に指示をする。

(7) 伝達員による伝達

上記（1）から（6）では、完全に周知徹底することが困難な場合

3 指示伝達事項

(1) 避難対象地域

(2) 避難先

(3) 避難経路

(4) 避難情報の理由

(5) 注意事項

ア 避難時の火気の始末及び戸締まり

イ 家屋補強

ウ 服装

エ 携帯品の制限

（ア）寝具類……季節相応の最小限

（イ）食料品…3日分以内

（ウ）身廻り品…必要最小限

（エ）その他……家財道具、機械器具等の広域避難所等への搬入禁止

第2 知事に対する報告

市長等が避難の指示、緊急安全確保を発令したときは、その旨を直ちに京都府中丹広域振興局長（以下この一般計画編において「振興局長」という。）を経て知事に報告するとともに、その後の状況について逐次報告する。

第3 関係機関への連絡

1 施設の管理者への連絡

市内において広域避難所等として利用する学校等、集会所、神社、寺院、工場等の施設管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

2 警察機関への連絡

避難住民の誘導及び整理のため、警察機関に避難情報の内容を伝え協力を求める。

第6節 広域避難

第1 京都府内における広域避難

- 1 災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、住民の生命、身体を保護するため、京都府内他市町村への広域避難の必要があると認めるときは、京都府に報告のうえ、京都府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。
- 2 京都府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。
- 3 京都府より受入れ先として協議を受けた場合は、要避難者を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受入れ、避難所を提供する。

第2 京都府外における広域避難

- 1 災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、住民の生命、身体を保護するため、他の都道府県域への広域避難の必要があると認めるときは、京都府に対し、他の都道府県に要避難者の受入れについて協議するよう求めることができる。
- 2 京都府より他の都道府県から受入れ先として協議を受けた場合は、要避難者を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受入れ、避難所を提供する。

第3 要避難者に対する情報提供と支援

- 1 広域避難を実施した場合は、受入先市町村の協力を得て、広域避難を行っている要避難者の状況を把握するとともに、要避難者が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- 2 広域避難を受入れた場合は、避難元市町村と連携し、受入れた被災住民の状況の把握と、要避難者が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第7節 広域避難所及び福祉避難所等への避難方法

第1 広域避難所等

災害時における広域避難所は、**資料編第5章一避3「広域避難所一覧表」**のとおりとし、福祉避難所は、**資料編第5章一避4「指定福祉避難所一覧表」**のとおりとする。また、福祉避難所は、要配慮者等のニーズに配慮して被災地以外の地域にあるものを含め、多様な場所の確保に努める。

第2 避難方法

1 避難経路

（1）避難時の誘導

誘導員は、避難時の周囲の状況を判断し、誘導する。また、災害時には、避難行動要支援者本人（及び個別避難支援計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難支援計画を提供し、避難行動要支援者本人の避難支援や迅速な安否確認等に努める。

（2）広域避難所等の明示と周知・徹底

広域避難所等に通じる主要な道路上に、避難所を標識、看板等で明示し、住民に徹底させる。

2 優先する避難者の基準

（1）災害で配慮を要する避難者の優先基準

避難順序は、傷病者、乳幼児、重度の障害のある人及び高齢者を優先的に行い、次いで児童及び妊産婦の順とする。

（2）危険度の違いによる居住地区の優先基準

災害の種別、発生時期等を考慮し、先に災害の被害を受けると認められる地域内居住者の避難を優先する。

（3）避難誘導員

避難住民の誘導整理は、救助第2班のほか、消防班（水防班）、警察官等が行うものと

し、災害の態様に応じて必要な箇所において誘導整理を行う。

誘導員は、自治会や自主防災組織と協力し、各グループの人員を常に掌握し確認しなければならない。

(4) 移動の方法

避難及び立退きに当たっての移送並びに輸送は、避難者が各個に行くことを原則とするが、自力による立退きが不可能な場合においては、本市において車両、船艇等を配置して行う。

被災地が広範囲にわたり、大規模な立退き移送を必要とし、本市において処理できないときは、振興局長へ応援要請する。

第8節 広域避難所等の運営管理

第1 広域避難所の開設

本市は、災害の状況により必要に応じて広域避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、被災者を収容保護する。また、災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市長が実施する。

なお、広域避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じ土砂災害や浸水被害のおそれのない場所を選定するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮し、避難者のプライバシーを確保する。また、広域避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に広域避難所を設置及び維持することの適否を検討するものとする。

第2 広域避難所等の運営管理

- 1 広域避難所管理者は、「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、施設管理者、消防団、避難している地元自治会や自主防災組織等と協力し、広域避難所の管理及び運営を行う。

この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、本市は、避難所の運営に関し、開設が長期化した場合に備え、あらかじめ本市と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてのルールを明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援するものとする。

- 2 地域の拠点となる広域避難所に、要配慮者が一時的な避難生活を送るための福祉避難スペースを設置し、保健師等の専門職を配置し対応を行う。
- 3 本市は、広域避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握、車中泊避難者を含む避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。また、在宅での避難者については、高齢者、障害者等多様な属性を持つと想定されることから、民生・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市町村に提供するものとする。

なお、車中泊避難者については、長期化に伴うエコノミークラス症候群による健康被害防止のため、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

- 4 本市は、京都府の協力のもと、避難の長期化等必要に応じて、避難場所及び車中泊避難における生活環境が常に良好なものとなるよう次の状況を把握し、必要な対策を講じるよう努める。また、指定避難所となる広域避難所に薬剤師の配置や診療スペースを設け、医師会、薬剤師会、看護協会等関係団体の協力を得て診療を行えるよう努める。

- (1) 食事供与の状況、トイレの設置状況等
- (2) プライバシーの確保状況
- (3) 入浴施設設置の有無、入浴、洗濯等の利用頻度
- (4) 医師、保健師、看護師、管理栄養士、福祉有資格者等による巡回頻度
- (5) 暑さ又は寒さ対策の必要性
- (6) 食料、生活必需品等の確保及び配布の状況

- (7) ごみ処理の状況
- (8) 避難者の健康状態や避難場所の衛生状態
- (9) 避難場所における家庭動物のためのスペース確保
- (10) 京都府と連携し、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。

第3 避難住民に対する災害情報の伝達

広域避難所にいる被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど適切に情報提供がなされるよう努める。

第4 給水、給食等の実施

避難住民に対しては、必要に応じ給水、給食、生活必需品等の配布を行う。

第5 停電対策

本市が保有する電気自動車及び電気自動車等から給電できる装置を避難所に配備するとともに、自動車メーカーとの災害連携協定による避難所への電気自動車等を活用した給電体制の確保に努める。

第6 新型インフルエンザ等市内感染者発生時における対応

- 1 避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。
- 2 福祉保健部と危機管理室が連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い、咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- 3 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。
やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーテーションで区切るなどの工夫をする。

第7 避難住民の健康対策

1 体制

(1) 協力体制の主体

京都府中丹西保健所が中心となっており、本市、京都府精神保健福祉総合センター、京都府児童相談所等と連携して協力体制を確保する。

(2) 多職種連携ケアチーム

長期の避難所生活における健康管理について、高齢者のフレイル防止をはじめ、避難者の健康管理やストレス等に対する指導及びカウンセリングを行うため、京都府と連携しながら本市の専門職員による多職種連携ケアチームを編成し、避難者等の支援活動に取り組む。

2 保健活動

(1) 避難住民に対する調査、調整及び支援

広域避難所等における巡回健康相談、被災地における一般家庭や仮設住宅入居者への訪問指導及び健康調査を行い、適切な治療ないし保健、医療及び福祉のサービスが受けられるように調整、支援する。

(2) 避難住民のニーズ把握

避難住民が相互に交流できる場を設定し、必要な健康情報を提供しながら、被災者のニーズに合わせた健康教育及び健康相談を行う。

(3) 精神保健対策の実施

京都府精神保健福祉総合センターは、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を検討及び実施するとともに、本市が行う活動を支援する。

- ア 知識の普及及び啓発
- イ 巡回相談の実施
- ウ 相談電話の設置

一般計画編
第3部 災害応急対策編

エ アルコール問題等への対応

本市は、災害発生により被災者等の精神的ケアが求められる場合は、京都府に対して災害派遣精神医療チーム（DPAT）（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）の派遣を要請し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。

3 支援活動体制及び活動内容

被災者の健康問題に対応するため、本市と京都府は、保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。

第8 開設状況の記録

広域避難所管理者は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録しなければならない。

第9 知事への報告

市長は、避難所開設状況をまとめ次第、振興局長を経由して知事に報告するとともに、その後の状況について逐次報告する。

第9節 災害救助法による避難所開設基準等

第1 対象

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

第2 設置方法

学校等、集会所、神社、仏閣等の既存の建物を利用するのが普通とするが、これがない場合は野外にテント又はプレハブを仮設する。

第3 開設期間

災害発生の日から7日以内

第4 執行者

災害救助法を適用したときは、知事の補助執行者として市長が実施する。

第10節 被災者への情報伝達活動

第1 被災者への情報提供

被災者のニーズを十分把握し、災害による被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制に関する情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

第2 安否不明者等の氏名公表

- 1 本市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- 2 京都府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。
- 3 京都府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第9章 食糧供給計画

(福祉保健部救助第1班・第2班、市民総務部食糧班・救護第2班、産業政策部産業観光班)
＜福祉保健部健康医療課・子ども政策室・社会福祉課、市民総務部保険年金課、産業政策部産業観光課＞

第1節 計画の方針

この計画は、被災者等に対して円滑な食糧供給ができるよう、食糧の確保及び供給その他必要な事項を定める。

なお、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

第2節 実施責任者

原則として食糧供給は市長が行う。被災等により市長が行うことができない場合は、京都府に応援を要請する。

第3節 応急食糧の供給対象者

応急食糧の供給については、おおむね次の者を対象とする。

第1 被災者及び避難者

- 1 避難情報により広域避難所、救護所等に収容されている被災者及び避難者
- 2 住家の被害（全半焼、全半壊、流出、床上浸水等）により、炊事のできない被災者
- 3 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者

第2 応援者、支援者及びNPO・ボランティア

- 1 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者、一般計画編第2部第25章「NPO・ボランティアの活動環境整備計画」に定めるNPO・ボランティア

第4節 応急食糧の内容

緊急時には当面、乾パン等備蓄食料品と飲料水を支給する。備蓄分では供給が不足する場合には、パン、おにぎり、カップ麺、給食業者等から購入した弁当等を支給する。また、必要に応じ副食、調味料等を支給する。

第5節 米穀等の確保

第1 災害の発生が予想される場合の事前措置

- 1 食糧班長は、応急食糧の必要数の把握に努めるものとする。また、必要に応じて市内の米穀小売業者の手持ち状況を把握し、精米を依頼し、精米の確保に努めるものとする。
- 2 食糧班長は、防災協定業者と密接な連絡をとり、応急食糧品の供給、配送等の対応能力を把握確保に努めるとともに、必要に応じて振興局長、卸売業者等と密接な連絡をとり、精米、その他応急対策用食糧の確保に努めるものとする。

第2 災害時における米穀、食糧等の調達

- 1 米穀については、市内の米穀小売業者等から調達するものとする。ただし、これが困難な場合にあつては、その必要とする数量等について振興局長を経由して知事に要請し、米穀卸売業者等から調達するものとする。
- 2 乾パン及び米飯に代わる食糧品、調味料等については、備蓄がある場合にはこれを使用し、必要に応じて市内の販売業者又は防災協定業者から調達するものとする。これらの調達が困難な場合は、市外の業者から調達するものとする。ただし、業者からの調達が困難な場合は、振興局長を経由して知事に調達を要請するものとする。

一般計画編
第3部 災害応急対策編

- 3 小規模な場合等必要に応じ、市内の給食業者等に弁当等の納入を依頼することができる。
- 4 備蓄品以外の食糧品について、乳幼児用や食べ物アレルギー物資の排除等、配慮が必要な場合は、実情を考慮して調達するものとする。

第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

- 1 市長は、給食に必要な米穀の数量等について振興局長を経由して知事に報告し、精米の調達を要請するものとする。
- 2 市長は、交通や通信の途絶により前号による要請ができない場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10」に基づき、農林水産省生産局長に直接要請を行うこともできる。この場合、市長は、引渡しを受けた米穀の数量等を知事に報告しなければならない。

なお、京都府に米穀の調達を要請する場合は、**資料編第4章一食1「米穀の調達系統図」**のとおりである。

第4 米穀等の調達体制の整備

市は、京都府総合防災情報システム及び国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国、京都府への救援物資の要請を円滑に行える体制を確立する。

第5 協定

災害時における防災活動、平常時における防災活動への協力に関する協定

第6節 食糧の保管、輸送及び配給方法

第1 食糧の保管

- 1 備蓄食糧は、防災倉庫又は広域避難所等に保管する。
- 2 備蓄食糧以外の食糧で保管が必要な場合は、原則として**一般計画編第2部第16章「災害応急対策物資確保計画」**に定める救援物資受入所に保管する。

第2 食糧の輸送

- 1 備蓄食糧の輸送は、食糧班長が指定した職員が行う。
- 2 備蓄食糧品以外の食糧品の輸送は、原則として調達先の業者に依頼する。これが困難な場合には食糧班長が指定した職員が行う。ただし、危険を伴うなど輸送困難の場合には、**一般計画編第3部第19章「輸送計画」**による。

第3 被災者及び避難者への配給方法

被災者及び避難者へ食糧を配給する場合は、全て広域避難所の責任者に手渡し、自治会等の協力により実施する。広域避難所以外の自主避難所に避難している被災者等への配給は、備蓄食糧については、地域の自治会長等と広域避難所の責任者が連絡を取り合う中で、広域避難所を介して配給するものとし、備蓄品以外の食糧についても原則として、広域避難所を中継して配給するものとする。また、要配慮者に対しては、特に配慮するものとする。

第7節 炊き出し

第1 本市が実施する炊き出し

- 1 炊き出し実施場所、施設、機材、飲料水等の状況
市長は、炊き出し実施場所、施設、機材、飲料水等の状況を事前に把握しておくものとする。
- 2 炊き出し実施責任者
炊き出し実施責任者は、食糧班長とする。
- 3 炊き出し現場の責任者
炊き出し現場の責任者は、食糧班員又は地区避難所責任者の中からあてるものとする。
- 4 炊き出し実施場所
炊き出し実施場所は、できる限り避難所に併設するものとし、必要に応じ近接の事業所、飲食業者等の協力を得てその設備を利用することができるものとする。また、状況に応じ自衛隊の炊飯車の出動を依頼するものとする。

- 5 炊き出しの協力者
炊き出しに際しては、必要に応じ自治会、婦人会、一般住民等の協力を得て実施するものとする。
 - 6 食品の衛生管理
炊き出しによる食中毒等の発生を防止するため、炊き出しに従事する者は食品の衛生管理に十分配慮するものとする。
- 第2 自治会等で実施する炊き出し
- 1 炊き出し実施自治会等の決定
被災地区等の自治会長等に状況を確認し、自治会等住民自治組織（以下この節において「自治会等」という。）による炊き出しを実施する自治会等を決定する。
 - 2 炊き出し担当職員の選任
食糧班長は、炊き出し実施地区ごとに担当職員を選任し、炊き出しを実施する自治会等の代表と連携をとる中で、炊き出し内容の決定と食材及び必要備品の調達を行う。
 - 3 炊き出し現場の責任者
炊き出し現場の責任者は、自治会等の代表又は当該代表が選任した自治会等の構成委員の中からあてるものとする。
 - 4 炊き出し実施場所
炊き出し実施場所は、被災状況に応じ、避難所に併設するものとし、必要に応じ近接の事業所及び飲食業者等の協力を得て、その設備を利用することができるものとする。また、状況に応じ自衛隊の炊飯車の出動を依頼するものとする。
 - 5 炊き出しの協力者
炊き出しに際しては、必要に応じ自治会、婦人会、一般住民等の協力を得て実施するものとする。
 - 6 食品の衛生管理
炊き出しによる食中毒等の発生を防止するため、炊き出しに従事する者は食品の衛生管理に十分配慮するものとする。
 - 7 炊き出し後の実績報告
 - (1) 自治会等での炊き出しが終了した場合には、炊き出し現場の責任者は、炊き出しに係わる実績報告書に納品書、請求書等書類一式を添付して、炊き出し担当職員を通じて食糧班長に提出しなければならない。
 - (2) 炊き出し用の食材の購入、機材の借上げ等に要した費用について、緊急時に本市と調整のうえ、自治会等で調達したものについては、その費用を**資料編第1章－規5「災害時における炊き出しに対する交付金交付要綱」**に基づき交付するものとする。

第8節 災害救助法による炊き出し、その他食品の給与基準

第1 対象

広域避難所等に収容された者、住家の被害のため炊事のできない者、一時縁故地等へ避難する必要がある者

第2 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

第3 給与期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合、この期間内に3日分以内を現物支給するものとする。

なお、災害の事情により市長がその期間を延長する必要があると認めたときは、振興局長と協議するものとする。

第10章 生活必需品等供給計画

(福祉保健部救助第1班・第2班、市民総務部食糧班・救護第2班、産業政策部産業観光班)

＜福祉保健部地域医療課・社会福祉課、市民総務部保険年金課、産業政策部産業観光課＞

第1節 計画の方針

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品、応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安混乱を生じないよう調達の計画、配分要領等を定めるものとする。

なお、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。また、被災地の状況、交通状況を考慮して、地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を經由して物資を避難所等に輸送、供給する。ただし、緊急で市町村の地域内物資輸送拠点を經由するいとまがないと認められたときは、この限りではない。

第2節 実施責任者

市長が実施するものとし、被災等により市長が実施できない場合は、京都府に応援を要請する。

第3節 物資の調達方法

第1 物資の調達は市長が行う。備蓄物資を確保・活用するとともに、市長はあらかじめ各種物資保有業者を把握し、必要に応じ直ちに調達できる体制を確立しておく。

市内で物資確保が困難な場合は、振興局長を通じて知事に物資の供給あっ旋を要請する。

第2 協定

災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定

第3 調達体制の整備

市は、京都府総合防災情報システム及び国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国、京都府への救援物資の要請を円滑に行える体制を確立する。

第4節 物資の種類

第1 生活必需品

被災者に支給する生活必需品は次の品目をいう。

- 1 寝具 毛布、布団等の類
- 2 外衣 普段着で、作業服、婦人服、子供服、雨衣、防寒衣等の類
- 3 肌着 シャツ、ズボン下、靴下、パンツ等の類
- 4 身廻り品 タオル、手拭、長靴、地下足袋、サンダル、手袋、傘、懐中電灯等の類
- 5 炊事用具 鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等の類
- 6 食器等 茶わん、汁わん、皿、はし等の類
- 7 日用品等 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等の類
- 8 光熱材料 マッチ、ローソク、LPガス、乾電池、灯油等の類

第2 応急復旧資材

応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス、セメント、木材、畳、トタン板、ベニヤ板、釘、針金、瓦等の類

第5節 物資の供給系統

第1 物資の供給拠点

物資の供給は、地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を經由して集配拠点への輸送を行い、集配拠点における供給を原則とする。

なお、集配拠点は広域避難所を予定している。

第2 集配拠点の管理及び運営

集配拠点は、福祉保健部がボランティア等の協力を得て管理及び運営する。

第3 配給と記録

自治会等を通じて配給し、配給に関する記録を残しておく。

第6節 災害救助法の適用を受けた場合の措置

本市の地域に災害救助法を適用されたときは、被災者に対する物資の調達及び支給は、原則として知事が行う。このため災害対策本部長は、次の対策を講じる。

第1 配分計画と担当

福祉保健部は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を樹立する。担当は、福祉保健部救助第1班及び救助第2班とする。

第2 必要量の要望

配分計画に基づき直ちに必要量を振興局長に要望する。

第3 被災者への配分

振興局長から送付された物資は、配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

第7節 災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領

第1 対象

住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な被服寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難となった者

第2 品目

- 1 被服（外衣及び肌着）、寝具及び身廻り品
- 2 日用品
- 3 炊事用具及び食器
- 4 光熱材料

第3 費用の限度

- 1 季別及び世帯区分により1世帯当たりに対し、災害救助法施行細則に定める額内
- 2 季別は、災害発生の日をもって決定する。

第4 給（貸）与期間

災害発生の日から10日以内

第8節 災害救助法の適用を受けない場合の措置

災害救助法の適用を受けない程度の災害について、被災者に物資を支給する必要がある場合は、第3節により調達し、第6節に準じ配分する。

第9節 暴利行為等の取締り

災害発生に伴い、生活必需物資の急激な需要の増大から暴利、売惜しみ、買占め等が予想されるので、関係法令の適切な運用と取締りを行い、一般住民の経済的不安の除去に努める。

第11章 給水計画

(上下水道部経営総務班・水道班)

<上下水道部経営総務課・水道課>

第1節 計画の方針

飲料用水、医療用水、生活用水等について、応急給水と応急復旧のために必要な事項を定める。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

飲料水供給の実施は、原則として市長が行うものとする。

本市において飲料水の供給が実施できないときは、隣接市町村の協力を得て実施する。また、知事が必要と認めた場合の給水は、京都府が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

第2 災害救助法による飲料水の供給

1 対象

災害のため、飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）

2 費用の限度

ろ過機、その他給水に必要な機械器具の借上費、燃料費、浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費

3 供給期間

災害発生の日から7日以内

供給水源の状況は、**資料編第4章一飲1「供給水源施設一覧表」**に示すとおりである。

第3 給水方法

災害時の給水車については、上下水道部水道課給水車、給水タンク及び消防部タンク車を使用するとともに、必要により日本水道協会京都府支部正会員事業体に応援を要請する。また、市災害対策本部と連携し、京都府を通じて陸上自衛隊第7普通科連隊（第3科）及び他府県の関係機関に配車を依頼する。

1 拠点給水

給水は、広域避難所等、炊き出し施設、医療機関、福祉施設等で実施する。

災害規模が本市全体にわたるときは、災害指定医療機関、福祉施設及び広域避難所への給水を優先する。

給水量標準は、1日1人当たり3ℓとする。

2 高齢者、障害のある人、乳幼児等特に配慮を要する者への給水

給水拠点での給水を受けることが困難な高齢者、障害のある人、乳幼児等特に配慮を要する者への給水を確保するために、地域住民及びNPO・ボランティアの確保を行い、計画的に給水する。

3 給水場所の広報等

給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等について、広報車の活用や掲示板への掲示を行うとともに、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に協力を求める。

第4 給水体制の確立

災害の発生時に備え、次の事項についてあらかじめ、その体制を整えておくものとする。

1 水道施設関係

隣接市町村に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。

気象庁の気象情報に対処し災害が予想されるときは、配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。

応急復旧工事に必要な器具、資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。

一般計画編
第3部 災害応急対策編

停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。

2 その他

タンク車等運搬車両を整備し、給水容器、消毒薬剤等必要量を確保するとともに、交通途絶状態にも対処できるよう、その保管場所及び配置場所もよく検討する。

第5 災害発生時の措置

1 水道施設関係

水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には、直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、感染症等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ、必ず残留塩素を確認すること。

2 その他

被害地において、水道施設がなく井戸を利用している場合、水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、必ず井戸替え、消毒等を行って飲用に供すること。

第6 協定

災害時における飲料の提供に関する協定

第12章 応急住宅対策計画

(福祉保健部救助第1班、建設交通部建築住宅班)

＜福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課、建設交通部建築住宅課＞

第1節 計画の方針

災害時における被災住宅の入居者に対する応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等について定める。

第2節 実施責任者

災害応急仮設住宅の建設については、原則として市長が行う。ただし、災害救助法に基づく場合は、原則として知事が行う。

第3節 被災住宅に対する措置

第1 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、応急仮設住宅を建設するとともに、住宅金融公庫による災害関係諸貸付制度について指導にあたる。

第2 公営住宅に対する措置

災害により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅法の規定による補助等を活用しながら再建又は補修を行う。

第4節 応急仮設住宅

第1 応急仮設住宅の整備

1 実施責任者

災害応急仮設住宅の整備については、原則として市長が行う。ただし、災害救助法に基づく場合は、原則として知事が行う。

2 対象

住宅が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者

3 費用の限度

1戸当たり 29.7 m²を基準として災害救助法施行細則に定める額以内

4 着工の期間

災害発生の日から 20 日以内に着工

5 供与期間

完成の日から 2 年以内

6 自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲

- (1) 生活保護法による被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産のない母子世帯
- (3) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害のある人
- (4) 前各号に準ずる経済的弱者

第2 既存公的施設の利用

一時居住住宅として利用可能な既存公的施設については、あらかじめ調査選定し、応急仮設住宅供与までの間の居住の安定を図る。

第3 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅への入居については、入居者選考の機関（入居者の決定は知事が行い、本市はその補助機関）を設置し、被災者の資力その他の生活条件を十分考慮のうえ決定するものとする。

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであるもので、入居者にこの趣

旨の理解を求める。

第4 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、要配慮者のニーズや男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

第5節 住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が自ら応急修理を行うものとする。ただし、災害救助法に基づく場合は、知事から委任を受けたものについて市長が実施する。

第1 対象

住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者

第2 修理部分

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分

第3 費用の限度

1戸当たりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額の範囲内

第4 期間

災害発生の日から1か月以内

第6節 応急仮設住宅建設予定地

建設予定地については、平常時にあらかじめ再災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備しておくものとするが、災害発生地区の状況等を考慮して決定する。

現在の応急仮設住宅建設適地については、**資料編第9章—他1「応急仮設住宅建設適地 一覧表」**に示すとおりである。

第7節 応急復旧資材のあつ旋

生活必需品等供給計画に基づきあつ旋する。

第8節 建設業者の把握

応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理が、災害直後の混乱時に円滑かつ迅速に実施できるよう、市内における建設業者に協力を得る。

第9節 公営住宅や空家、旅館の借上げによる応急住宅の確保

公営住宅や空家、旅館の借上げによる応急住宅の早期確保を行い、避難者の住環境を早期に安定させる。

第13章 医療助産計画

(福祉保健部救護班、市民総務部救護第2班、病院事務部)

＜福祉保健部子ども政策室・健康医療課、市民総務部保険年金課、市民病院総務課・医事課・看護学校＞

第1節 計画の方針

災害により被災地の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合における応急医療及び助産について必要な事項を定める。

第2節 実施責任者

災害時における医療及び助産は、市長が独自の応急対策として実施するものとするが、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められる場合は、京都府に対して、緊急災害医療チームの派遣を要請する。また、市長が独自の応急対策を行うことが困難と認めた場合は、京都府に応急対策を要請する。

災害救助法を適用した場合（「災害救助法による知事の職権の一部を市長等に委任する規則（昭和35年京都府規則第34号）」により知事が職権の一部を市長に委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合には知事が行うものとする。

第3節 計画の内容

第1 医療及び助産の対象

- 1 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- 2 災害発生の日前後1週間以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

第2 医療の方法

医療は、原則として救護所に医療班及び救護班を派遣して行うものとする。ただし、患者の症状又はその他の状況により必要と認められたときは、病院又は診療所に収容（移送）するものとする。

第3 医療の内容

診察、薬剤の投与又は治療材料の支給、処置、手術、施術、看護等の応急的な医療を行うものとする。

第4 医療班及び救護班の編成

1 医療班及び救護班の編成数

医療班及び救護班は、医師、薬剤師、看護師及び補助員、運転員をもって編成する。各機関の医療班及び救護班の編成数は、次のとおりとする。

- (1) 市民病院 1班
- (2) 市民病院大江分院 1班
- (3) 中央保健福祉センター 1班

2 京都府救護班の派遣要請

本市独自で編成する医療班及び救護班で応急対策が困難な場合は、振興局長を經由して知事に京都府救護班（緊急災害医療チーム）の派遣要請を行う。

第5 救護所の設置

- 1 災害の状況により、第1次的には市民病院、大江分院、中央保健福祉センターを救護所とする。激甚災害の場合は、各医療機関、小・中学校、厚生会館、公民館等適当な施設を選定し、救護所を開設する。
- 2 交通途絶等により救護所に収容できない場合は、仮設救護所を開設する。

第6 助産、個別疾病等

- 1 妊婦

一般計画編
第3部 災害応急対策編

妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に収容（移送）して適切な処置を行う。交通途絶等により助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。

2 要人工透析者

人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に収容（移送）する。

第7 医療助産活動に必要な携行資材、補給方法

1 医療班及び救護班は、原則として自動車編成とし、災害用救急医薬品等及び次の資機材を携行する。

診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品等資器材一覧、トリアージタグ及び使用簿

2 補給は、原則として医療班及び救護班の常備倉庫又は調達により、原則として救護所を基地として必要に応じて行うものとする。

3 災害の状況に応じて京都府地域防災計画に準じて対策を講じる。

第8 災害救助法による医療基準

1 対象

災害のため医療の途を失った者

2 医療範囲

(1) 診察

(2) 薬剤の投与又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

3 費用の限度

(1) 救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

(2) 病院・診療所：社会保険の診療報酬の額以内

(3) 施術者

ア あんま・マッサージ指圧師：社会保険診療報酬に準ずる額以内

イ はり師、きゅう師及び柔道整復師：協定料金の額以内

4 期間

原則として災害発生の日から14日以内

第9 災害救助法による助産基準

1 対象

災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のために助産の途を失った者

2 助産範囲

(1) 分娩の介助

(2) 分娩前及び分娩後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼ及びその他の衛生材料の支給

3 費用の限度

(1) 救護班：使用した衛生材料の実費

(2) 病院・診療所：使用した衛生材料の実費及び処置費

(3) 助産師：慣行料金の8割

4 期間

原則として分娩の日から7日以内

第14章 保健衛生、防疫、遺体処理等活動計画

(福祉保健部救護班、市民総務部市民生活班・生活環境班、産業政策部農林業振興班、病院事務部
病院医事班)

＜福祉保健部健康医療課、市民総務部市民課・生活環境課、産業政策部農林業振興課、市民病院医
事課・看護学校＞

第1節 防疫及び保健衛生計画

第1 計画の方針

災害発生時には、廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症の流行を未然に防止する。

食品の衛生対策については、その衛生確保を図る。

家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危機防止及び動物愛護の保持に努める。

第2 実施責任者

1 細菌検査、検病調査及び食品衛生監視

京都府中丹西保健所の調査、検査等に協力する。

2 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の消毒及びねずみ族昆虫駆除

消毒及びねずみ族昆虫駆除の実施は、原則として本市が行うが、本市において実施できないときは、京都府の指導のもと隣接市町村の協力を得て実施するものとする。

3 感染症患者の入院勧告及び措置

知事が実施する。

第3 実施基準

「災害防疫事務提要」(厚生省公衆衛生局防疫課)の基準による。

第4 資機材の確保

防疫用薬剤及び防疫用機材は、次により常備するものとする。

1 防疫用薬品の備蓄

(1) 品名

逆性石けん液

(2) 即時調達可能防疫薬品の調査

市長は、即時調達可能な防疫薬品の品名及びその調達先をあらかじめ把握しておくものとする。

2 防疫用機器保有数

保有先	品名	走行式動力噴霧器	肩掛噴霧器
	市民総務部市民課	1	12

第5 家庭動物の保護及び収容対策

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護については、京都府文化生活部、京都府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。具体的な方策は次のとおりとする。

- 1 放浪している動物を保護し、収容する。
- 2 負傷や病気の動物を治療し、収容する。
- 3 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。
- 4 飼養されている動物に餌を配布する。
- 5 動物の所有者や新たな所有者を捜すため、情報の収集や提供を行う。

一般計画編
第3部 災害応急対策編

- 6 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。
- 7 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

第6 家畜感染症の予防

災害発生に伴う家畜感染症の疑いがあるときは、直ちに京都府中丹家畜保健衛生所に連絡し、家畜感染症の定めるところにより指示を受け、隔離、通行遮断及び消毒の応急措置を行い、その拡大を防止するものとする。

第7 家庭動物及び家畜並びに野生動物の死体処理

防疫措置を迅速に実施し、保健衛生を確保するため、動物の死体は、適切に埋設・焼却するものとする。

第2節 し尿処理対策計画

（市民総務部市民生活班）

＜市民総務部市民課＞

第1 し尿収集と処理

被害の規模に応じた処理計画に基づき、委託業者等の協力を得て実施する。

1 委託業者の所在、汲取車台数

名称	所在地	電話番号	台数
(株) アクアテック	字西7番地の1	22-4606	バキューム車2台
(株) かんとうす	字牧小字狭間228番地の27	23-7686	バキューム車2台
(株) クリア	夜久野町額田51番地の1	37-0304	バキューム車2台
(株) 石丸浄水センター	三和町千束639番地	58-4141	バキューム車2台

2 災害時の措置

被害の規模に応じ平常業務を打ち切り、し尿処理については、委託業者所有の車の支援により、収集処理にあたる。

し尿処理に必要な人員、収集車又は処理能力が不足する場合には、近隣市町村に応援を要請する。近隣市町村で応援体制が確保できない場合には、京都府に応援を要請する。

(1) し尿処理

被害の規模に応じた処理計画に基づき、委託業者等の協力を得て実施する。

ア し尿処理施設

し尿の処理は、下水処理施設に投入し、処理することを原則とする。

イ 仮設トイレ

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により広域避難所等に仮設トイレを設置する。管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画

（消防部消防班、福祉保健部救助第1班、警察署）

＜消防署（消防団）、福祉保健部社会福祉課、警察署＞

第1 計画の方針

災害によって死亡したと推定される者の搜索、死亡者の収容、処理、埋葬等の実施に関する計画を定める。

第2 遺体の搜索

1 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況により既に死亡していると推定される者

2 搜索の実施

(1) 実施主体：福知山市

一般計画編
第3部 災害応急対策編

- (2) 協力機関：市長は必要に応じ、消防機関、警察官及び地域住民に協力を要請する。
- (3) 機材借上：市長は捜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

3 応援要請

本市のみでは捜索の実施が困難であり隣接市町村の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、振興局長及び隣接市町村並びに遺体の漂着が予想される市町に対して、次の事項を明示して要請する。

- (1) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- (3) 応援を要する人員又は舟艇、器具等

第3 遺体の収容処理

1 処理の対象

災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等に必要な洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置、あるいは検案を行うことができない遺体とする。

2 実施者

遺体の処理は、原則として救助第2班が行う。また、必要に応じ市内の医師、歯科医師、地域住民等の協力を求める。

3 変死体の届出

変死体については、直ちに警察官に届出し、検死後に遺体の処理にあたる。

4 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は市長に連絡のうえ、遺体を引き渡すものとする。

5 処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体の識別、腐敗防止等のための措置として行うもので、遺体の撮影等により身元確認の措置を行う。

(2) 遺体の一時安置

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬できない場合は、次の施設を遺体安置所予定施設とし、埋火葬するまで安置する。

なお、場所の指定については、広域避難所との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定すること。

ア 長田野体育館

イ 厚生会館

ウ 三和荘体育館

エ 夜久野町農業者トレーニングセンター

オ 大江町総合会館

(3) 遺体搬送手段の確保

遺体の搬送が本市において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

第4 遺体の埋火葬

1 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない遺体とする。

2 埋火葬の実施

(1) 実施者：福知山市

(2) 方法：埋（土）葬又は火葬

(3) 留意点

ア 埋火葬を円滑に実行するために迅速に埋火葬計画を作成する。

イ 事故死等による遺体については、福知山警察署から引き継ぎを受けた後、埋火葬する。

ウ 身元不明の遺体については、警察署に連絡し、その調査にあたる。

エ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人と

一般計画編
第3部 災害応急対策編

しての取扱いにする。

オ 埋葬の実施が本市において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

カ 遺体の搬送が本市において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

3 火葬場の状況

本市の火葬場は次のとおりである。

所在地	火葬方法	備考
福知山市 長田野町二丁目	ガスバーナー 大型炉 5 基 胞衣炉 1 基	平常時能力 1 日 11 体

第5 災害救助法による基準

1 遺体の搜索

(1) 対象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象とする。

(2) 費用の限度

舟艇その他の搜索のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から 10 日以内

2 遺体の処理

(1) 対象

災害の際死亡した者

(2) 処理の内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

(3) 費用の限度

ア 上記(2)のアについては、災害救助法施行細則で定める額以内

イ 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は、当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は、1 体当たり災害救助法施行細則で定める額以内

ウ 検案は、原則として日赤救護班が行う。日赤救護班によることができない場合は、当該地域における慣行料金の額以内

(4) 期間

災害発生の日から 10 日以内

3 遺体の埋葬

(1) 対象

災害の際死亡した者

(2) 埋葬範囲

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（人夫賃を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則で定める額以内

(4) 期間

災害発生の日から 10 日以内

第6 漂着遺体の取扱い

1 災害救助法の適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体の取扱い

(1) 漂着地の市町村は、直ちに救助法の適用市町村長に連絡して、関係市町村長に遺体を引き取らせること。ただし、引き取るいとまのない場合においては、知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じその指揮を受けて市長が埋葬又は遺体の処理

一般計画編
第3部 災害応急対策編

を行うものとし、これに要する費用については京都府が負担する。

- (2) 漂着した遺体が、京都府以外の市町村で災害救助法が適用されている地域からのものであると判明した場合は、市長は前号の例により措置するものとし、それに要する費用については、京都府が支弁する。

2 漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できない場合

市長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）」の定めるところに従って、その遺体を措置する。措置した後において、その遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した場合、判明時期が当該救助の実施期間内であるときは、法による救助の実施とみなして取り扱うものとし、それに要した費用については、前項各号の例により取り扱われるものである。

第15章 被災者救出計画

(消防部)

＜消防本部・消防署（消防団）＞

第1節 計画の方針

災害時における被災者の救出は緊急を要し、かつ、特殊技術や器具等を必要とする場合もあるため、本市は、京都府をはじめ、警察、消防、自衛隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等の関係機関、団体、自主防災組織等と密接な連絡をとり、迅速な救出活動を実施する。

第2節 計画の内容

第1 救出の対象

- 1 災害のため、おおむね次のような生命、身体が危険な状態にある者
 - (1) 災害により火災が発生し、火中にとり残された場合
 - (2) 倒壊家屋の下敷になった場合
 - (3) 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
 - (4) 土石流により生き埋めになった場合
 - (5) 列車、自動車、航空機、雑踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客や被災者等の救出が必要な場合
- 2 当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、または当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「安否不明者等」という。）

第2 救出の方法

- 1 救出活動は、消防機関が主体となり、救出に必要な車両、舟艇及びその他機材を整備しておく。
- 2 救出において、特殊技術や器具等を必要とする場合は、直ちにその調達を図るとともに、関係機関に協力を要請し、迅速な救出活動を行う。

第3 安否不明者等の氏名公表

- 1 本市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- 2 京都府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。
- 3 京都府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第4 活動拠点の確保

本市及び京都府は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。

第5 活動の調整

本市及び京都府の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を行うものとする。

関係機関は、本市及び京都府の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に現地調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

第6 惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第7 災害救助法による救出の基準

- 1 費用の限度

一般計画編
第3部 災害応急対策編

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

2 救出の期間

災害発生の日から3日以内

第8 関係機関への要請

- 1 本市消防機関のみでは救出困難の場合、京都府、警察及びその他近隣市町村に協力を要請するとともに、必要に応じて緊急消防援助隊や自衛隊の派遣を要請する。
- 2 要請方法については、「第3部第2章第4節広域応援協力計画」、「第3部第29章自衛隊派遣要請計画」等の計画により応援を要請する。

第16章 障害物除去計画

(市民総務部総合調整班)

＜市民総務部危機管理室＞

第1節 計画の方針

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くことによって民生の安定を図る。

第2節 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準

第1 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができないもの。

第2 費用の限度

ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫賃費とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

第3 期間

災害発生の日から10日以内に完了するものとし、その結果を京都府に報告する。

第17章 廃棄物処理計画

(市民総務部生活環境班)

＜市民総務部生活環境課＞

第1節 基本的事項

第1 処理主体

災害廃棄物は一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により市が第一義的に処理の責任を負う。このため、災害廃棄物は本市が主体となって、適正かつ迅速に処理を行う。

なお、必要に応じて府へ廃棄物の処理に係る技術支援を依頼するとともに「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定書」に基づき、廃棄物処理業者への協力を依頼する。

第2 一般廃棄物処理施設等の状況

【一般廃棄物処理施設一覧】

施設種類	施設名称	年間処理実績量 (t/年)	処理能力 (t/日)	年間処理能力 (t/年)	余力 (t/年)
焼却処理	ごみ焼却施設	17,967	150	39,750	21,783
破砕処理	破砕処理施設	749	3	795	46
破砕処理 (木材処理)	前処理施設	640	12	795	155
資源化等	リサイクルプラザ	4,262	21.9	5,803.5	1,541.5
最終処分	不燃物埋立処分場	10,956 * 33,600m ³	埋立容量 * 1,285,000m ³	—	残余量 * 250,000m ³

※ 余力 = 処理能力×実稼働日数(265日) - 年間処理実績

第2節 組織及び協力支援体制

第1 関係機関との連携

大規模災害が発生し、本市のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができず、受援の必要性が生じた場合、「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定書」に基づき、市内廃棄物処理業者へ協力を求める。

第2 広報と情報発信

災害廃棄物の分別・処理に関する情報については、平常時から市民への普及・啓発に努めるとともに、発災時には、発災直後・応急対応期・復旧期ごとに必要な情報を発信するものとする。

なお、情報伝達にあたっては、あらゆる媒体を活用し、高齢者・障害者・外国人等要配慮者へも確実に情報が伝わるよう広報の方法や頻度、内容等に配慮する。

第3節 災害廃棄物処理

第1 発災後の処理体制の構築

発災直後(初動期)、応急対策期、復旧・復興期の各段階ごとにおける処理体制及び業務について、平常時から検討・構築する

第2 収集運搬計画

一般廃棄物処理施設や道路の被害状況、廃棄物仮置場の位置等を踏まえ、収集運搬の方法・ルートや必要な資機材の確保等を含む収集運搬体制を確立する。

また、復旧状況等を踏まえ、必要な見直しを適宜行う。

第3 広域的な処理・処分

市内廃棄物処理施設だけでは処理が困難であると判断される場合は、周辺自治体等への支援を要請する。

第4節 その他

第1 環境対策、モニタリング、火災防止対策

市民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に仮置場や廃棄物処理施設、廃棄物運搬ルート、建物の解体・撤去現場等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、市民や処理業者への情報提供を行う。

第2 がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去

「全壊又は大規模半壊」と判定された建屋を対象とし、解体等に係る補助事業を実施する。

第18章 文教応急対策計画

(教育部教育総務班・学校教育班)

＜教育委員会事務局教育総務課・学校教育課＞

第1節 計画の方針

災害発生時における文教応急対策については、児童生徒等の生命安全を第一とし、授業の中断・休校措置、応急教育、文教施設・設備の応急復旧、教科書・学用品等の調達及び配給、学校給食の対策、教育実施者の確保について定める。

第2節 実施責任者

災害発生時における応急対策の実施責任者は、市長（委任を受けている場合は教育長）とする。

第3節 情報の収集と伝達

第1 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

第2 被害情報の収集伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は、発災後できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により固定電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

第4節 施設及び設備の緊急点検等

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設及び設備の緊急点検並びに巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失及び損傷を防護し、事前に選定している安全な場所への移動等適切な措置を講じる。

第5節 学校等における安全対策

第1 在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

第2 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

第3 保護者への児童生徒等の引渡し

各学区の災害リスクを十分に理解したうえで、児童生徒等を引き渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全かつ確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

第6節 授業の中断等の措置

第1 授業の中断

学校等において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合は、

臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

第2 児童生徒等の避難

発災時には、児童生徒等の安全確保を第一として各校の防災計画に基づき避難する。

第7節 休校措置

災害の状況に応じ各学校長は、臨時休校等の措置をとり、その旨を教育委員会に報告する。

第8節 教育機関の防災体制

第1 市立小・中学校の計画

災害の発生が予想される場合、又は災害発生時における学校等の防災体制については、市災害対策本部教育部（市教育委員会）の指示に基づき、学校等ごとに策定する非常災害対策計画に準じて所要の人員を配置する。また、所要の人員数や災害状況については、絶えず災害対策本部教育部（市教育委員会）と連絡調整する。

第2 その他の教育機関の計画

その他の教育機関については、上記第1に準じて行うものとする。

第9節 応急教育計画

文教施設の復旧が長期にわたる見込みの場合は、実情に即し、児童生徒等の登校の安全を考慮したうえで、できる限り授業の確保に努める。

授業実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法によるものとする。

第1 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業とする。

第2 被災学校等の大部分が使用不能の場合

集会所等公共施設を利用するほか、隣接校の余裕教室を利用する。

第10節 施設及び設備の安全点検並びに応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設及び設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

第11節 学用品の調達及び配分

第1 災害救助法が適用された場合

1 教科書の調達

被災学校等の学校別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、京都府教育委員会に報告するとともに、京都府教育委員会を通じて教科書供給店等に連絡し、供給を受けるものとする。また、市内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済の古本の供与を依頼する。

2 文房具及び通学用品の調達

文房具及び通学用品の調達については、市長が直接調査、調達及び配分する。

3 給与の方法

市教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童生徒等を調査し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長から対象者に給付する。

4 支給品目

(1) 教科書

(2) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画用紙、下敷、定規等）

(3) 通学用品（通学靴、傘、カバン、風呂敷、ゴム長靴等）

5 学用品の給与基準

(1) 対象

住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒等

(2) 学用品の品目、費用の限度

- ア 教科書（教材を含む）・・・・・・・・・・実費
- イ 文房具・・・・・・・・・・・・・・・・・・災害救助法施行細則に定める額以内
- ウ 通学用品・・・・・・・・・・・・・・・・・・文房具と同じ

(3) 期間

- ア 教科書・・・・・・・・・・・・・・・・・・災害発生の日から1か月以内
- イ 文房具及び通学用品・・・・・・・・・・災害発生の日から15日以内

第2 災害救助法が適用されない場合

1 教科書の調達

(1) 教科書の補給、補給依頼

市教育委員会は被害状況を調査し、教科書をそう失又はき損した要保護、準保護等の児童生徒等で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に京都府教育委員会を通じて社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに、京都府教科用図書株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

(2) 京都府立特別支援学校の児童生徒等への措置

京都府立特別支援学校の児童生徒等については、京都府教育委員会が上記に準じて行う。

2 文房具及び通学用品の調達

市長が直接調査、調達及び配分する。

第12節 学校給食等の対策

教育委員会は、応急的な給食の必要があると認めるときは、(公財) 京都府学校給食会等と協議のうえ、必要な措置を講じる。

第13節 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ、教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

第14節 教育実施者の確保に関する措置

学校教職員については、関係機関と緊密な連絡をとり教職員の確保に努める。

第15節 卒業、入学試験及び就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が、卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

第16節 学校等における保健衛生、危険物等の保安

第1 保健衛生

災害発生時における児童生徒等、教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防等の措置並びにそれらに必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

第2 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第17節 被災者の救護活動への連携・協力

災害時には、学校等が広域避難所となるため、早期の教育機能回復に配慮しつつ、円滑な運営

一般計画編
第3部 災害応急対策編

等に関し災害担当部局間での連携を図る。また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

第19章 輸送計画

(各班)

<各部>

第1節 計画の方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸上輸送等の対策について定める。

第2節 輸送力の確保

第1 福知山市

本市は、それぞれの防災計画に基づき車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合は、京都府に対して調達・あっ旋を要請する。

第2 京都府

- 1 京都府の公用車については、総務部入札課で集中管理し、各部の要請に応じる配車要領等の細部については、災害対策本部各部活動計画において定めるものとする。
- 2 京都府が市町村から輸送の確保について要請を受けたとき、京都府公用車に不足を生じたときは、近畿運輸局京都運輸支局に車両借上げを要請し、輸送力の確保に万全を期する。また、必要のある場合は、ヘリコプター、自衛隊等他の関係機関にも協力を要請する。

第3 京都府警察本部

現有の車両及び舟艇を常に点検整備し、状況に応じて各署配置の車両及び舟艇を統制して輸送の円滑効果的な運用を図るほか、不足を生じたときは必要な借上げ調達を行う。

第4 近畿運輸局（京都運輸支局）

防災業務計画等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、京都府の要請等により、輸送機関等に対し、調達のあっ旋を行う。

第5 日本通運株式会社

近畿運輸局京都運輸支局と連絡を密にし、緊急及び代行輸送体制並びに集配体制を確立し、会社の公共的使命の遂行に万全を期する。

第3節 輸送の方法等

第1 実施機関

輸送は、応急対策を実施する機関が行うものとする。ただし、災害が激甚のため実施機関において確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施する。

第2 輸送の方法

輸送は、被害の状況、地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 トラック、バス等による輸送
- 2 船舶及び舟艇による輸送
- 3 鉄道等による輸送
- 4 航空機及びヘリコプターによる輸送
- 5 人力等による輸送

第3 輸送の要請

応急対策実施機関所有のものを使用しても、なお不足する場合は、民間又は他機関、自衛隊所有の車両、船舶、航空機等を使用又は借上げるものとする。この場合、おおむね次の事項を明示して要請するものとする。

- 1 輸送区間及び借上げ期間
- 2 輸送人員又は輸送量
- 3 車両等の種類及び台数

- 4 集合場所及び日時
- 5 その他必要な事項

第4節 西日本旅客鉄道株式会社

西日本旅客鉄道株式会社は、京都府等関係機関の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策用人員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、その万全を期する。

＜要請窓口＞

区分	昼間	夜間
近畿統括本部 京滋支社 福知山支店	地域共生 (0773) 22-4303 鉄道電話 (077) 3921	近畿総合指令所 福知山指令所 (0773) 23-8616

第5節 緊急通行車両の取扱い（京都府警察本部）

第1 権限の委任

災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両の確認は、交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下この節において「交通規制課長等」という。）において行う。

第2 確認に関する手続

交通規制課長等は、車両の使用者等から緊急通行車両の確認申請があった場合は、緊急通行車両確認申請書（「資料編第2章－申1の様式」）と輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を提出させるものとする。

第3 緊急通行車両として通行を認める区間、期間及び指導事項

緊急通行車両として通行を認める区間、期間及び指導事項については、次のとおりとする。

1 通行を認める区間

緊急通行車両証明書の通行経路欄は、通行を認める区間を必要最小限の範囲とするため、個々具体的に記載すること。

2 通行を認める期間

緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘案して弾力的に運用することとなるが、反復継続して同一の区間を通行するものについては、標章の発行の日の翌日から起算して1か月後の目までを限度とすること。

3 指導事項

事案に応じて必要と認める事項

第6節 災害救助法による輸送基準

第1 対象

被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水の供給、遺体の搜索、遺体の処理及び救済用物資の整理配分のための輸送に関する経費

第2 費用の限度

当該地域における通常の実費

第3 期間

当該救助の実施が認められる期間以内

第7節 人員、救助物資等の輸送

第1 人員輸送

被災者を避難させる必要が生じた場合は、原則として市町村が実施する。

第2 救助物資等の輸送

救助物資等の輸送は、京都府の関係部局がそれぞれの所管に従い、市町村の協力を得て実施

一般計画編
第3部 災害応急対策編

する。

第3 輸送機関等の協力

JR、私鉄等は、車両の増発等を行って京都府の援助活動に協力する。

第20章 交通規制に関する計画

(建設交通部道路河川班)

<建設交通部道路河川課>

第1節 計画の方針

道路等における危険、交通の停滞等を防止又は解消し、災害時における交通の円滑と安全を図る。

第2節 計画の内容

第1 危険箇所の発見

1 道路巡視

降雨等により、道路及び橋梁に危険箇所の発生が予想される場合は、道路巡視を実施し、道路及び橋梁の危険箇所の早期発見に努めるものとする。

2 発見者の通報

道路、橋梁等交通施設の被害、その他交通の異常な混乱を発見した者は遅滞なく道路管理者又は警察官に通報すること。

第2 交通の規制

道路交通の規制の権限は、道路管理者、公安委員会、警察署長及び警察官にあり、規制を行うにあたってはそれぞれ連絡を密にし、協議して行うものとする。また、その連絡協議をするいとまがない緊急の場合には、それぞれの発令権者において行い、事後速やかに相互に通知するものとする。

1 道路管理者は、道路の破損及び決壊、その他の事由により、交通が危険であると認めるときは道路の通行を禁止し、又は制限する。制限した道路については、速やかに広報し通行者に周知する。

2 道路管理者（道路法第46条）以外の交通規制

(1) 現場警察官の規制（道路交通法第6条第1項）（災害対策基本法第63条）

(2) 公安委員会（警察署長）の規制（道路交通法第4条、第5条第1項）（災害対策基本法第76条）

第3 交通の確保対策

1 応急修理による交通の確保

危険箇所発見時の状況により、応急修理が可能な場合は、道路管理者において応急修理を行い、交通の円滑と安全を図るものとする。

2 応急復旧の順位

応急復旧においては、救命救助、応急復旧対策等、緊急に必要な路線の確保を優先するものとし、道路管理者及び警察と協議し確保する。

3 迂回道路の選定について

迂回路の指定を行った場合は、道路管理者は福知山警察署長と協議し、交通の混乱による事故防止を図るものとする。

4 資機材の確保

道路の応急復旧において本市で対応できない場合は、市内の民間業者等に協力を要請し、資機材、要員等の確保を図る。

第4 車両の移動等

災害時においては、直ちに道路啓開（機能確保）を進める必要があり、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、災害対策基本法に基づき道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じる。

1 道路啓開の必要性の判断

2 道路区間の指定（路線名及び起終点）

一般計画編
第3部 災害応急対策編

- 3 指定道路区間の周知（看板の設置等）
- 4 車両等の移動命令（書面又は口頭による指示）
- 5 運転者の不在時等は、道路管理者による車両等の移動を実施（移動の記録）
- 6 上記5の措置のためやむを得ない必要がある時は、他人の土地を一次使用又は竹林その他障害物の処分をすることが可能（使用理由の掲示）
- 7 車両等の移動により破損が生じた場合の道路管理者による損失補償（算定基準）

第5 広報措置

- 1 災害時に道路交通法上の処置をとった場合は、標識等を設置して明示するほか、必要に応じて広報車、ビラ、パンフレット、放送、インターネット等による住民への広報、関係機関への公表等を行い、円滑な交通と安全の確保を図る。
- 2 本市は、市内における道路網の交通規制状況を把握し、住民等からの照会に的確に対応するものとする。

第6 福知山建設業協会との緊急対応に関する協定

大規模災害時、「**大規模災害発生時における緊急対応に関する協定**」に基づき、建設業協会と協力し、本市が管理する公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

第7 緊急輸送道路の指定

災害発生直後から必要となる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線（緊急輸送道路）の指定は、次のとおりとする。

- 1 第一次緊急輸送道路
 - （1）他府県からの広域輸送道路（高速道路、一般国道の指定区間等）
 - （2）重要港湾舞鶴港を連絡する道路
- 2 第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路と市役所等、その他の防災拠点を連絡する道路

【福知山市に係わる緊急輸送道路一覧表】

（単位：km）

区分	道路種別	路線名	区間	延長
1次	高速自動車国道	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境	46.5
	一般国道（指定区間）	9号	京都市境～兵庫県境	93.1
	一般国道（指定区間外）	175号	兵庫県境～国道9号交点 国道9号交点～国道27号交点	3.8 30.0
		176号	国道175号交点～国道178号交点	34.5
	主要地方道	福知山停車場線	（主）舞鶴福知山線交点～（一）福知山停車場篠尾線交点	0.9
		舞鶴福知山線	国道9号交点～（主）福知山停車場線交点	1.2
	一般府道	福知山停車場篠尾線	国道9号交点～（主）福知山停車場線交点	1.2
2次	一般国道（指定区間外）	173号	兵庫県境～国道27号交点	
		426号	国道9号交点～兵庫県境	10.5
	主要地方道	福知山綾部線	国道9号交点～（主）綾部インター線交点	12.1
		舞鶴福知山線	舞鶴綾部福知山線交点～福知山停車場線交点	
		舞鶴綾部福知山線	福知山市道上荒河観音寺交点～舞鶴福知山線交点	
		小坂青垣線	国道9号交点～福知山市夜久野支所	

第8 緊急車両の移動経路の確保

冠水等により道路が寸断され孤立状態になった場合は、堤防天端など代替ルートを設定し、緊急車両（排水ポンプ車、救急車、救援物資輸送車両等）の移動経路の確保を行う。また、緊急車両をこれまで被害の大きかった地域に前進配備を行い、孤立地域での応急体制を確保する。

第21章 災害警備計画

(福知山警察署)

<福知山警察署>

第1節 警察の警備計画

第1 災害警備の基本方針

災害の発生に際しては、速やかに実態を把握し、的確な情勢判断のもとに初動体制を確立する。さらに、防災関係機関との緊密な連携のもと、被災者の救出救助、交通規制及び被害の拡大防止に努めるなど適切な警備活動を実施し、住民の生命、身体、財産の保護並びに被災地の公共の安全と秩序の維持を図るものとする。

第2 災害警備活動の概要

- 1 住民等の避難誘導を行う。
- 2 被災者の救出救助を行う。
- 3 被災地及び周辺地域における交通規制を行う。
- 4 行方不明者の捜索を行う。
- 5 遺体の検視及び見分、その身元確認を行う。
- 6 遺族への対応を行う。
- 7 被災地、広域避難所等に対する警戒活動を行う。
- 8 被災地等における犯罪の予防及び取締りを行う。
- 9 住民等への広報を行う。
- 10 その他必要な警察活動を行う。

第22章 雪害対策計画

(市民総務部総合調整班、消防部、建設交通部道路河川班、教育部、地域振興部各支所班)
＜市民総務部危機管理室、消防本部・消防署（団）、建設交通部道路河川課、教育委員会事務局、
各支所＞

第1節 道路除雪計画

第1 計画の方針

除雪作業が迅速適確に実施できるよう、配備体制、路線の確保、除雪機械の配置、その他除雪対策について定めるとともに、一般住民の協力関係について定める。

第2 実施責任者

道路管理者が実施する。(認定市道)

第3 通報体制



第4 除雪対策組織

市街地における積雪がおおむね 30cm 以上となり、なお降雪が続くか、又は大雪のおそれがあるとき、若しくは自治会等から除雪の依頼があるときは、「福知山市除雪本部」(以下この節において「除雪本部」という。)を設置し、道路除雪、なだれ防止、応急処置等について必要な対策を講ずる。

除雪本部は、市民総務部危機管理室、建設交通部道路河川課及び教育委員会事務局で構成するものとする。ただし、豪雪のため除雪本部での対応が困難と認められるとき、あるいは災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときなどは、必要に応じて災害警戒本部又は災害対策本部に切替えて必要な対策を講ずる。

なお、積雪 30cm 未満の道路除雪計画については、建設交通部道路河川課が担当する。

第5 京都府及び関係市町との連絡

主要道路を確保するため、京都府中丹西土木事務所、与謝野町、豊岡市並びに三和、夜久野及び大江の各支所と密接な連絡をとり、計画的な道路除雪を実施する。

第6 除雪路線

除雪路線は、建設交通部道路河川課が作成している「道路除雪計画」による。

第7 除雪機械の配置

除雪機械の配置及び役割については、建設交通部道路河川課が作成している「道路除雪計画」による。

第8 消防団の出動と一般住民の協力

緊急に除雪を行う必要があるときは、除雪本部又は災害警戒本部若しくは災害対策本部より消防機関及び地元自治会長に連絡し、消防団の出動及び一般住民の協力を要請する。また、消防水利(消火栓及び防火水槽)を確保するため、一般住民に除雪への協力を要請する。

第2節 豪雪時の支援計画

市長は、在宅高齢者等の豪雪時における安全確保と不安感の緩和を図るため、**資料編第1章一規3「福知山市屋根雪おろし等費用助成金」**により自力で除雪することが困難な高齢者等に対し

て除雪支援を行う。

第23章 危険物施設応急対策計画

(消防部消防班)

<消防署(消防団)>

第1節 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、原子力以外の放射性物質等の災害に際しては、住民の生命、身体、財産を保護するため、この計画に定めるほか災害の規模に応じ、災害情報収集計画、通信体制、災害広報計画、避難計画、消防活動計画等に定めるところにより、関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し、被害の拡大防止と軽減に努める。

第2節 火薬類保管施設応急措置計画

第1 初動時の措置

火薬類取扱場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、施設の責任者等と連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所へ搬出する措置を講じ、関係者以外の立入を禁止する。

なお、搬出するいとまがない場合は、警戒区域の設定を行い、住民の避難等の措置をとる。

第2 被災者の救出救護、二次爆発の防止等

災害が発生した場合は、被災者の救出救護、二次爆発防止等の措置をとるとともに、必要に応じ公安委員会に対し、自動車による火薬類の運搬を禁止する緊急措置をとるよう要請する。

第3節 高圧ガス保管施設応急措置計画

第1 初動時の措置

災害の規模態様、ガスの種類等を考慮し、施設の管理者、消防機関及び京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連絡を密にして迅速かつ適切な措置をとる。

第2 爆発、火災災若しくは可燃性ガス又は酸素の漏えい時の措置

爆発、火災若しくは可燃性ガス又は酸素の漏えいに際しては、状況に応じて次の措置をとる。

- 1 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
- 2 負傷者の救出救護
- 3 立入禁止区域の設定及び交通規制
- 4 避難誘導及び群衆整理
- 5 遺体の処理
- 6 消火、防火及び防爆活動並びに広報活動
- 7 緊急輸送路の確保
- 8 引火性、発火性及び爆発性物質の移動

第3 毒性ガスの漏えい措置

- 1 施設の管理者等に対する防毒措置の指示
- 2 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
- 3 防毒資機材の輸送援助

第4節 毒物劇物保管施設措置計画

第1 初動時の措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所、消防機関又は警察署に届出るものとする。

一般計画編
第 3 部 災害応急対策編

第 2 毒物劇物の流出散逸等の状況と措置

保健所（消防機関又は警察署）は、毒物劇物の流出散逸等の状況について、速やかに広報活動し、関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性のある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する緊急措置をとる。

第24章 鉄道施設応急対策計画

(西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社、WILLER TRAINS株式会社)

＜西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社、WILLER TRAINS株式会社＞

第1節 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社及び WILLER TRAINS 株式会社は、災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命、身体、財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が緊密に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

第2節 災害時の連絡・通報等

連絡・通報先	電話番号
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社福知山支店	(0773) 22-4303
北近畿タンゴ鉄道株式会社本社	(0772) 25-1679
WILLER TRAINS 株式会社	(0772) 25-2323

第3節 西日本旅客鉄道株式会社の計画

第1 事故対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、近畿統括本部および福知山管理部に事故対策本部（以下この節において「対策本部」という。）を、事故現場に現地対策本部（以下この節において「現対本部」という。）を設置するものとする。

1 対策本部の業務

対策本部は、事故に対する救護要請、救護、輸送、復旧調査、情報の発表等の指揮及びその他の業務を行うものとする。

2 現対本部の業務

- (1) 現場の状況を把握して必要な作業班を組織し、その指揮者を指定する。
- (2) 指揮者と協議し、具体的な復旧計画を立て救護及び復旧に着手する。
- (3) 復旧見込み時刻及び確度を対策本部長に報告する。
- (4) 作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部長に報告する。
- (5) 事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員、資材等についての必要事項を対策本部長に要請する。

第4節 北近畿タンゴ鉄道株式会社及び WILLER TRAINS 株式会社の計画

第1 事故対策本部及び事故復旧本部の設置

事故（災害等含む）が発生したときは、本社内に事故対策本部（以下この節において「対策本部」という。）を、事故現場に事故復旧本部（以下この節において「復旧本部」という。）を設置するものとする。

事故（災害等含む）が発生したときは、本社内に事故対策本部（以下この節において「対策本部」という。）を、事故現場に事故復旧本部（以下この節において「復旧本部」という。）を設置するものとする。

1 対策本部における業務

別に定める「事故対策本部の体制」に記載する業務（関係する業務含む。）を行うものとする。

2 復旧本部における業務

直ちに現場に急行し、事故に対する救護、復旧に着手するとともに、次の業務を行うものとする。

一般計画編
第3部 災害応急対策編

- (1) 現場の状況を把握して、必要な作業班を組織し、その指揮者を指定する。
 - (2) 指揮者と協議し具体的な復旧計画をたてる。
 - (3) 復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告する
 - (4) 作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部に報告する。
- 3 事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員資材等についての必要事項を対策本部長に要請するものとする。
- 4 別に定める「事故対策本部の体制」に記載する業務（関係する業務を含む。）を行うものとする。

第5節 大規模災害時の支援

大規模災害が生じ、西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社及び WILLER TRAINS 株式会社の事故対策本部から支援要請があった場合は、市災害本部を窓口として支援活動を行う。

第6節 広報

災害の状況、復旧の見通し等について、西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社及び WILLER TRAINS 株式会社の事故対策本部から情報を入手し、広報車等により住民に広報する。

第25章 通信・放送施設応急対策計画

(西日本電信電話株式会社京都支店)

＜西日本電信電話株式会社京都支店＞

第1節 通信施設応急対策計画

第1 計画の方針

通信施設が被災した場合に、通信回線及び電波通信装置に応急措置を講じるとともに、局舎の応急復旧、中継所の仮設等を行って通信の確保に努める。また、災害情報の通報、応急復旧の順位等について定める。

第2 災害時の連絡、通報等

連絡・通報先	電話番号
西日本電信電話株式会社 京都支店	075-842-9463

第3 応急復旧の順位

回線の復旧順位は、次のとおりとする。

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第4 広報

災害の状況、復旧の見とおし等について、西日本電信電話株式会社京都支店の災害対策本部より情報を入手し、住民に広報する。

第2節 放送施設応急対策計画

第1 計画の方針

災害時放送施設に支障のあるときは、あらゆる手段を講じて放送可能な電波を所定の順により使用する。

放送機がすべて故障し、又は演奏所が使用不能に陥ったときは、臨機の措置をとる。

第2 計画の内容

1 放送施設に支障があるときは、所定の計画に基づき次の措置を講ずる。

- (1) 臨時放送所の確保
- (2) 臨時演奏所の借用
- (3) 臨時現像所の開設

2 中継回線故障時は、次の事項を考慮し、適宜な措置を講ずる。

- (1) 無線中継の実施
- (2) 非常用番組の送信
- (3) 西日本電信電話株式会社への回復要請

第26章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画

第1節 電気施設応急対策計画

(関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社)

＜関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社＞

第1 計画の方針

災害発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ需給状況を速やかに改善する必要がある場合は、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

第2 災害時の連絡・通報等

連絡・通報先	電話番号
関西電力送配電株式会社福知山配電営業所	送配電ダイヤル 0800-777-3081

第3 災害時における危険予防措置

電力需給の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

第4 被害状況の収集周知

非常災害対策本部において被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握して適切な連絡を行うとともに、新聞、ラジオ、広報車、ホームページ、SNS等により被害状況や復旧の見込み等の周知を行う。

第5 被害の復旧

非常災害対策本部は、設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。各設備の復旧順位は、原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定(2021年11月29日)」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、京都府と連携を図りながら供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮する。ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

第6 復旧応援

被害状況に応じて社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

第2節 ガス施設事故応急対策計画

(市内ガス事業者)

＜市内ガス事業者＞

第1 計画の方針

この計画は、ガス施設が損傷し、ガス漏れ等の事故により発生する火災、爆発等の災害を防止するための各事業者のとるべき応急対策について定める。

第2 事故発生の応急措置

1 発見者の通報

ガス施設のガス漏れ等の事故を発見した者は、直ちにその旨をガス事業者、警察署、消防機関又は市役所に通報するものとする。

2 関係機関の連絡

ガス施設の事故発生の通報を受けた関係機関は、緊密な連絡をとり被害状況に応じた応急措置をとるものとする。

3 警察署及び消防機関の措置

警察署及び消防機関は、ガス事業者と連絡協議し、ガス漏れ等の事故現場を確認のうえ、火災発生や爆発の危険があると認められるときには危険区域を設定し、当該区域の交通規制、

一般計画編
第3部 災害応急対策編

火気使用禁止措置、立入りの制限、広報等を行うものとする。

4 事故対策本部の設置

ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関は救急医療救助その他の応急対策を実施するため事故対策本部を設置するものとする。

第3 災害状況の通報連絡

事故対策本部、警察署、消防機関及びガス事業者は、次の状況のときは、直ちに相互に通報連絡するものとする。

- 1 災害の発生を覚知したとき
- 2 災害の状況を把握したとき
- 3 災害の応急措置に着手したとき
- 4 災害の応急措置が完了したとき

第4 支援要請等

応急復旧に必要な人員、資器材等が不足する場合は、速やかに「大規模災害発生時における緊急対応に関する協定」に基づく支援要請を行うものとする。

第5 事故の報告

ガス事業者は、ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、各関係機関の協力を得て、事故現場及び被災地域における応急復旧を速やかに実施するとともに、その状況を事故対策本部に報告するものとする。

第6 住民の避難等

災害による事故発生の場合は、不測の事態を考慮してガス事業者と協議のうえ、付近の住民の避難の要請を行うなど危険防止のため応急対策を行う。

緊急の場合は、消防機関又はガス事業者の判断により、付近住民の避難要請を行う。

第7 広報

混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため必要があるときは、住民に対し被災状況、復旧の見とおし等について広報する。

第3節 上水道施設応急対策計画

（上下水道部水道班）

＜上下水道部水道課＞

第1 計画の方針

災害時における給水の重要性にかんがみ、水道施設の応急対策について定める。

第2 被害状況の収集及び伝達

災害発生時に、取水、導水、浄水、送水及び配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

第3 水道施設の応急復旧

水道施設の応急復旧は、上下水道部水道班があたり、水道班で復旧不可能な場合は、水道工事業者等の応援を得て復旧するものとする。

なお、業者とは事前に対策方法を協議しておくものとする。

第4 支援要請等

応急復旧に必要な人員、資器材等が不足する場合は、速やかに「大規模災害発生時における緊急対応に関する協定」に基づく支援要請や、日本水道協会を通じて他の水道事業者に対する広域的な支援要請を行うものとする。

第5 広報

水道施設が被災し、水道施設による給水が困難になった場合は、上水道に係わる各施設の被災状況、復旧の見とおし等について、地域住民に広報し、社会混乱を未然防止するようにする。

第4節 下水道施設応急対策計画

(上下水道部下水道班)

<上下水道部下水道課>

第1 計画の方針

災害時における下水道施設の応急対策について定める。

第2 被害状況の収集及び伝達

災害発生時に、管きょ、ポンプ場、処理場等の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

第3 応急復旧

各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管きょの被害に対しては、汚水及び雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じ、また、ポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機能等の回復を図るべく応急措置を講じて下水処理の万全に努める。

第4 広報

下水道施設が被災し、下水道施設の使用が困難になった場合は、地域住民に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

第27章 農林業施設応急対策計画

(産業政策部農政班・農林業振興班)

＜産業政策部農政課・農林業振興課＞

第1節 計画の方針

災害により農業用施設及び林業用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、適切な応急処置を実施して農業生産及び林業生産が迅速に元の形態に復するに必要な計画を定める。

第2節 農業用施設応急対策計画

- 1 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、施設管理者と協議し早期復旧に努める。
なお、農地、農業施設の復旧にあたっては、京都府等と連携し査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。
- 2 出水等による被害の程度が大規模で、周辺地域に湛水のおそれがあるときには、二次災害防止等の緊急の措置をとる。
- 3 管理施設ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を立て、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

第3節 林業用施設応急対策計画

- 1 林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。
- 2 被害の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立入禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。
- 3 施設ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を立て、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。
- 4 応急復旧計画は、将来の改良復旧を見据えた計画とする。

第4節 治山施設応急対策計画

- 1 災害により堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に被害状況を点検調査し、障害物の除去等の緊急措置を講じる。
- 2 被害の程度が甚だしく、又は雨水の浸透等により破壊が拡大して、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全措置を講じる。
- 3 被災状況に応じて応急復旧計画を立て、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

第28章 労務供給計画

(各班)

＜各部、各支所＞

第1節 計画の方針

災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部員、ボランティア等の要員では、労力的に不足するときの労働力の確保について定める。

第2節 実施責任者

労務供給については、原則としてそれぞれの実施機関が行うものとするが、災害の状況により労務者の確保ができないときは、市長がその調整を行う。

第3節 労務提供の協力要請

- 1 自治会等に労務者提供の協力を要請する。(市民総務部総合調整班)
- 2 市内建設業者に土木建築技能者、労務者提供の協力を要請する。
(建設交通部道路河川班、上下水道部経営総務班及び下水道班)
- 3 知事に対し労務者の提供を依頼する。(市長公室経営戦略班)

第4節 災害救助法による救助実施のための労務者雇上げの範囲、その基準

第1 雇上げの範囲

- 1 被災者の避難
(消防部消防班、福祉保健部救助第2班)
- 2 医療及び助産における移送
(福祉保健部救護班、病院事務部病院総務班及び医事班)
- 3 被災者の救出(消防部消防班、京都府警察)
- 4 飲料水の供給(上下水道部経営総務班)
- 5 救済用物資の整理、輸送及び配分(福祉保健部救助第1班)
- 6 行方不明者の搜索(消防部消防班、京都府警察)
- 7 遺体の処理(埋葬を除く。)(福祉保健部救助第1班)

第2 雇上げの賃金

- 1 労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。
- 2 知事が直接供給した労働者の費用は京都府が負担し、市長が要請し供給した労働者の費用は本市が負担する。

第3 雇上げの期間

人夫雇上げの期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間

第29章 自衛隊派遣要請計画

(市長公室経営戦略班)

<市長公室経営戦略課>

第1節 計画の方針

災害に際し、住民の生命、財産を保護するため必要があると認められる場合に、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣について、その手続等を定める。

第2節 災害派遣要請手続

第1 市長等の知事への要請

- 1 災害派遣の対象となる事態が発生し、市長が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の第3節第1に掲げる事項を明らかにし、振興局長を通じて知事に派遣を要請する。
- 2 市長は、人命救助等のため緊急を要し、振興局長を通じて知事に派遣を要請するいとまのないときに限り、自衛隊にその旨及び災害状況を通知することができる。
- 3 市長は、通信の途絶等により1に掲げた知事への派遣要請ができない場合には、その旨及び災害状況を自衛隊に通知することができる。
- 4 市長は、2、3により自衛隊に通知した場合、速やかにその旨を振興局長を通じて知事に報告しなければならない。
- 5 自衛隊災害派遣要請の手続は、市長公室があたる。

第3節 派遣の要請

第1 派遣要請の方法

派遣の要請は原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。ただし、緊急を要するため文書をもってしては時機を失する場合は、口頭又は電話等によるものとし、後刻速やかに文書を作成し正式に要請するものとする。

なお、知事に災害派遣要請の要求をできない場合、陸上自衛隊第7普通科連隊（第3科）あてに、知事に派遣要請の要求ができない旨及び災害状況を通知することができる。

- 1 災害の状況、派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

第2 要請文書のあて先

1 陸上自衛隊

第7普通科連隊長

所在地：福知山市天田無番地

電話番号：(0773) 22-4141 （内線 235）夜間 （内線 302）

衛星通信系

衛星 7-835-8103（第3科）

地上 8-835-8103（第3科）

衛星通信 FAX

衛星 7-835-8100（第3科）

地上 8-835-8100（第3科）

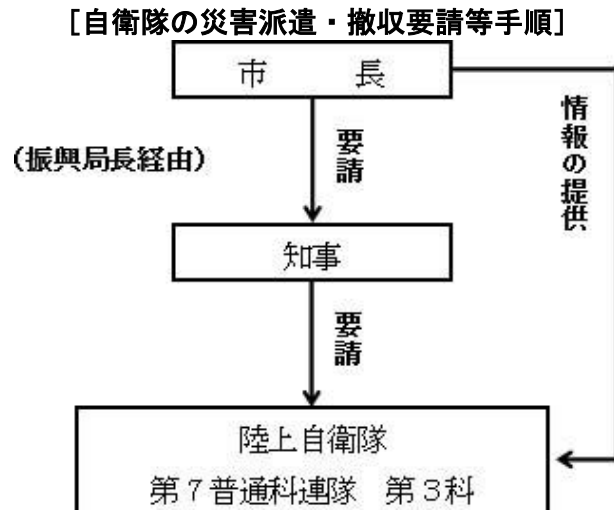
2 自衛隊緊急要請窓口

第7普通科連隊 第3科

所在地：福知山市天田無番地

一般計画編
第3部 災害応急対策編

	勤務時間内	勤務時間外
電話番号	(0773) 22-4141 (内線 235)	(0773) 22-4141 (内線 302)
衛星通信系	衛星 7-835-8103 地上 8-835-8103	衛星 7-835-8108 地上 8-835-8108



第4節 災害派遣部隊の受入体制

第1 受入準備の確立

派遣部隊の受入れは、基本的には福知山駐屯地施設で受入れし、駐屯地施設で受入れが困難な場合に、市長は必要に応じて（細部調整による）各種施設等を準備するものとする。

第2 連絡職員の配置

市長は、派遣部隊の行動が円滑に実施できるよう連絡員を配置し、必要な調整を行わせるものとする。

第3 作業計画の樹立

市長は、第5節第3に掲げる派遣部隊の活動が、他の災害救助及び災害復旧機関と競合重複することのないよう配慮しながら作業計画を立てる。

第4 資材等の準備

市長は、自衛隊が保有する使用可能資機材等以外の作業実施に必要なものを準備し、かつ、作業に関係のある管理者等の事前了解を得ておくものとする。

第5節 派遣部隊到着後の措置

第1 派遣部隊との作業計画等の協議

市長並びに作業に関係のある部長及び班長は、作業計画等について派遣部隊と十分に協議をし、作業の円滑な進捗を図るものとする。

第2 知事への報告

市長は、派遣部隊の到着後、速やかにその旨を振興局長を通じて知事に報告する。

第3 派遣部隊の活動

1 被害状況の把握

車両航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

一般計画編
第3部 災害応急対策編

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

6 道路若しくは水路の確保

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの除去にあたる。

7 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付又は譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

第6節 ヘリポートの位置等

第1 発着場の基準等

ヘリコプター発着場の基準及び標示要領を整備し、緊急時に派遣部隊の円滑な活動が実施できるように徹底する。

1 ヘリコプター発着基準及び標示要領

一般計画編
第3部 災害応急対策編

区分		条件	昼間使用	夜間使用
発着場基準	小型機			
	中型各機			
	大型機			
標示要領				注：緊急時は石灰、布等の表示 又は左右に限ってパイロットに 知らせる処置をする。

2 ヘリコプターの同時発着のための必要最低限の地積（昼間）

	a	b	c	d
1	同時発着機数 機種	小型機	中型各機	大型機
2	4 機	30m×120m	50m×150m	75m×200m
3	12 機		150m×150m	150m×300m

注：災害時の場合は、基準を満たすことのできない場合もあり、また、それぞれの行動（任務）により若干の条件が付加されるため、細部位置等の決定には、その都度担当者（特にパイロット等）との現地確認及び調整を実施し、決定する必要がある。

3 ヘリポートでの留意事項

- (1) 関係者以外の立入りを制限する。
- (2) 誘導員を配置する。(ヘリコプターがヘリポートを確認し、着陸の態勢に入ったと判断したときは、遠くに離れ他の侵入者がいないようにする。)
- (3) 散水を実施するとともに、(風圧により砂塵が立たない。) 飛散物は固定又は除去する。(積雪時は、完全に除雪又は圧雪をする。)
- (4) 吹流しを設置する。(離陸後の障害にならないよう留意)
(吹流しの基準：長さ2m以上、径60cm以上とし、赤白で目立つように)
- (5) ヘリポートの標示をする。(Hの印を10～20mの大きさとし、石灰等で標示)
- (6) ヘリコプター近くでの火気厳禁を徹底する。
- (7) 物資空輸時は計量計を準備し、一度に空輸できない場合を考慮して、予備の包装材料等を準備する。

※ 隊員(誘導員)がいる場合は、その指示に従う。

4 患者空輸調整にあたっての留意事項

- (1) 患者の状況
 - ア 氏名、生年月日(年令)、住所及び血液型
 - イ 患者の病状(経過)
 - ウ 空輸に耐えられるか。(担当主治医の保証)
 - エ 空輸の際に患者が必要とする医療器具等の状況
- (2) ヘリポート位置、ヘリポートから病院までの輸送の調整
- (3) 現地における航空機の誘導の処置(警察等による立入禁止、防塵用の散水等の処置)
- (4) 医師、看護師、付添い等の状況
氏名、生年月日(年令)、住所及び血液型

5 空中消火実施時の留意事項

ヘリコプターによる震災時の空中消火に関しては、現在、国において検討の段階であるが、実施可能であるとの方針が示された場合は、次に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 事前の準備
 - ア 空中消火資機材の空中消火基地への搬入、消火薬剤の混合散布装置への充填作業は、京都府側が実施する。
 - イ 空中消火基地を展開し、安全のため付近に住民が立ち入らないよう措置する等の準備は、できれば要請時には完了することとし、少なくともヘリコプター現地進出までに完了しておくことが望ましい。
- (2) 空中消火基地選定上の条件
 - ア 付近に水源又は代替水源を確保できる場所
 - イ 病院、授業中の学校等の近傍を避ける。
 - ウ 道路事情が良好で、車両の出入りが可能であり、地盤が堅固であること。
 - エ ヘリコプターの離発着方向に人家が密集しておらず、また、火災現場までの間に幹線道路等がない。
 - オ 要求すれば電話が設置できる。

第7節 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに文書をもって振興局長を通じて知事に派遣部隊の撤収を要請するものとする。

第30章 職員派遣要請計画

(市長公室経営戦略班)

<市長公室経営戦略課>

第1節 計画の方針

災害応急対策、災害復旧のため技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣のあっ旋について定める。

第2節 計画の内容

第1 職員の派遣の要請

指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県の技術関係等の職員の派遣を受ける必要があるときは、毎年定期的にこれらの機関と交換する「災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識又は経験を有する職員の職種別現員数及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料」を参考とし、次の事項を記載した文書をもって当該機関の長に対し職員の派遣要請を行うものとする。

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 1～4に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第2 職員の派遣のあっ旋

指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県に対して職員の派遣を要請して拒否されたとき、又は必要とする職員の所属機関が不明である場合は、次の事項を記載した文書をもって内閣総理大臣に職員の派遣についてあっ旋を求めるものとする。

- 1 派遣のあっ旋を求める理由
- 2 派遣のあっ旋を求める職員の職類別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 1～4に掲げるもののほか、職員の派遣のあっ旋について必要な事項

第3 職員の派遣

他府県又は市町村から技術職員等の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について、京都府は協力するものとする。

第31章 義援金品受付配分計画

(会計班、福祉保健部救助第2班・救助第2班)

＜会計室、福祉保健部社会福祉課＞

第1節 計画の方針

住民及び他市町村民から被災者に寄贈される義援金品について、その受付の便宜を図り配分の円滑化について定める。

第2節 義援金募集委員会

災害が発生し、義援金の寄贈が予想されるときは、日本赤十字社京都府支部を中心に支援関係団体等を構成員とする義援金募集（配分）委員会が設置される。

同委員会は、当該災害に係る義援金募集、被災地及び被災者への配分に関する事務を統括する。

同委員会は、義援金総額、被災地の被害状況等に基づき基準を定め、定められた配分基準に基づいて、市長あてに送金する。

第3節 義援金品の受付

第1 受付及び管理

会計班が行う。

第2 受付要領

- 1 受付期間は、おおむね災害発生の日から1か月以内とする。
- 2 住民への周知は、市広報、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。
- 3 義援品は、特に被災地あるいは被災者を指定しないものとする。
- 4 義援品で腐敗変質するおそれのあるものは受付けない。
- 5 受付期間は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付けるものとする。

第4節 義援金品の配分

第1 配分

福祉保健部救助第1班が行う。

第2 配分要領

義援金品の配分の対象者をり災者名簿により、被害状況別及び地区別に把握し、配分基準に基づいて配分する。

第32章 社会福祉施設応急対策計画

(福祉保健部救助第1班・救助第2班)

＜福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課・高齢者福祉課・地域包括ケア推進課＞

第1節 計画の方針

災害発生時の施設入所者の生命、身体、安全確保を図り、かつ、社会福祉施設の機能を維持するための措置について定めるものとする。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

各施設の施設長が災害発生時の応急対策を実施するものとし、必要に応じ防災関係機関、地域住民等の協力を得て実施する。

第2 避難措置等

- 1 災害発生時において各施設の職員は、避難確保計画等に基づき、施設入所者の生命の安全確保を第一とし、敏速に安全な場所に避難させ、又は被災状況に応じて施設入所の継続に努めるものとする。また、防災関係機関への通報及び情報提供に努めるとともに、組織的な応急活動体制の確立を図るものとする。
- 2 通所（園）施設にあっては、被災の状況に応じて施設長の判断により、臨時休所（園）とする。

第3節 施設の応急復旧

第1 公営の施設

市営の施設では、被害状況の調査結果に基づいて被害額、復旧方法等を検討し、応急復旧措置を講ずる。

第2 私営の施設

被害状況の調査結果に基づいて法人が実施する復旧対策等について指導助言を行う。

第3 応急援護

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合には、施設利用者の安全を考慮し、近傍の公共施設の利用等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をするものとする。
この場合において、施設長は状況に応じて措置を実施する機関等との緊密な連携を図るものとする。

第4 保健管理、安全の指導

施設利用者の保健管理及び安全については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。

第33章 要配慮者対策計画

(福祉保健部救助第1班・救助第2班・救護班)

＜福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課・高齢者福祉課・地域包括ケア推進課・子ども政策室・健康医療課＞

第1節 計画の方針

災害時に要配慮者は、災害の影響を受けやすいことに加え、災害後の生活においても支障を生じることが予想されるため、要配慮者に十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

災害時における要配慮者に係る対策は、京都府との連携のもとに、市長が行うものとする。

第2 災害発生時の要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認等

- 1 被害が予想される災害が発生した場合は、本市は京都府との連携のもと迅速に、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力も得て、避難行動要支援者名簿、個別避難計画、地域の要配慮者マップ等に基づき避難行動要支援者の各戸を訪問することにより、状況を確認する。この場合、大規模な災害になればなるほど公助による避難支援等が困難になることから、本章で定める「要配慮者対策計画」に基づき、地域への名簿提供の推進や地域による個別避難支援計画の策定、災害時ケアプランの取組等により、事前に個々の要配慮者の災害時の避難支援体制の構築を進める。また、広域避難所の調査を実施し、要配慮者の所在確認を行い、必要に応じて指定福祉避難所への移送を行う。
- 2 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じて**資料編第1章一協16「災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」、資料編第1章一協17「災害時における福祉避難所（二次避難所）の開設等に関する覚書」**に基づき社会福祉施設への緊急収容等の措置を講じる。
- 3 災害時には、避難行動要支援者本人（及び個別避難支援計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難支援計画を提供し、避難行動要支援者本人の避難支援や迅速な安否確認等に努める。

第3 高齢者に係る対策

- 1 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、本市は京都府との連携のもとに、災害ボランティア等の協力も得て、広域避難所における相談体制の整備、在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- 2 本市は京都府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達及び提供に努める。
- 3 本市は京都府との連携のもとに、市内の高齢者福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉施設等への緊急収容等を勧める。また、高齢者のうち重度要介護者については、京都府内及び近隣府県の高齢者福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、京都府があたる。
- 4 高齢者の健康管理には特に留意することとし、本市は京都府と連携し、避難者の健康対策に基づき対策を講ずる。
- 5 本市は、広域避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第4 障害のある人に係る対策

- 1 本市は京都府との連携のもとに、広域避難所設営のための資材として、障害のある人用トイレ、車椅子等の福祉機器、視覚に障害のある人や聴覚に障害のある人のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、掲示板等）を確保し、必要に応じ、速やかに広域避難

所に提供する。

- 2 本市は京都府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携し、個別ルートも含め視覚に障害のある人や聴覚に障害のある人との情報伝達システムの確立を図る。
- 3 本市は京都府との連携のもとに、広域避難所及び在宅の障害のある人の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどの障害福祉サービスのニーズを把握し、京都府の協力を得て必要な人員を確保し、障害福祉サービスの提供に努める。
- 4 本市は京都府との連携のもとに、障害のある人に必要な障害福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。また、重度の障害のある人については、京都府内及び近隣府県の障害者福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、京都府があたる。
- 5 障害のある人の健康管理には特に留意することとし、本市は京都府と連携し、避難者の健康対策に基づき対策を講ずる。
- 6 本市は、広域避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、段差の解消など障害のある人に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第5 乳幼児に係る対策

- 1 本市は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、京都府に協力を要請する。
- 2 本市は京都府との連携のもとに、広域避難所の責任者から通報体制の確立等により、被災による孤児及び遺児、保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。
要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握のうえ、親族等に情報提供し、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。本市は、状況に応じ京都府に協力を求める。

第6 妊婦に係る対策

- 1 本市は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達及び提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、京都府に協力を要請する。
- 2 本市は京都府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、検診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。

第7 外国人に係る対策

- 1 本市は京都府との連携のもとに、災害時の通訳及び翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- 2 本市は京都府との連携のもとに、広報及び公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
- 3 本市は京都府との連携のもとに、広域避難所及び仮設住宅の設置並びに運営にあたっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることがないように、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

第34章 環境保全に関する計画

(市民総務部生活環境班)

<市民総務部生活環境課>

第1節 計画の方針

災害により、有害物質に起因する大気、公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2節 環境汚染の拡大防止及び応急措置

- 1 災害に伴って有害物質による環境汚染が生じた場合は、直ちに京都府及び関係機関に通報する。
- 2 住民の生命、身体に危険が予測される場合は、住民への周知、避難誘導を行う。
- 3 京都府が行う環境汚染の防止対策等の措置について協力する。

第35章 ボランティア受入計画

(福祉保健部救助第1班)

＜福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課＞

第1節 計画の方針

災害ボランティア、災害時に支援を申し出た NPO・ボランティア団体に対し、その円滑な活動ができるように計画を定める。

第2節 受入計画

第1 災害ボランティア受入計画

- 1 災害ボランティアセンターは、災害発生時には非常時体制に移行して、必要に応じて統括センター及び現地センターを設置する。
- 2 本市は、災害ボランティアセンターが非常時体制に移行して、災害ボランティア受付等のために統括センター及び現地センターを緊急に設置する必要がある場合は、福知山市シルバー人材センターに労力の提供を要請する。
- 3 災害ボランティアセンターは、福知山市社会福祉協議会によって運営するものとし、災害対策本部との協議及び調整により活動計画を定める。
- 4 災害ボランティアセンターは、災害時の様々な救援活動に携わる災害ボランティアの受入窓口となり、災害対策本部と連携して、災害ボランティア活動を必要とする場所、活動内容等について情報を収集し、災害ボランティアの受入計画及び活動計画を作成し、必要な物資及び資機材を確保する。
- 5 災害ボランティアセンターは、災害対策本部と協議のうえ、必要に応じて NPO・ボランティア団体等に災害ボランティアの派遣要請等、資機材の提供要請を行う。
- 6 災害ボランティアセンターは、保健、福祉、医療等専門的な知識及び技術を必要とする応急対策に係るボランティア（以下この節において「専門ボランティア」という。）の派遣依頼があった場合で対応が困難なときは、災害対策本部に通報する。
- 7 災害対策本部は、担当部と協議のうえ、専門ボランティアの派遣について必要な支援を関係諸団体に要請する。
- 8 非常時体制における災害ボランティアセンター運営に関する必要な費用は、原則として本市が負担するものとする。

第2 専門ボランティア受入計画

- 1 専門ボランティアについては、福祉保健部救助第2班が受入窓口となる。受入体制については別に定める。
- 2 専門ボランティアの派遣及び活動に必要な費用は、原則として本市が負担するものとする。

第36章 文化財の応急対策

(地域振興部文化・スポーツ振興班)

＜地域振興部文化・スポーツ振興課＞

第1節 計画の方針

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後適切な応急措置を速やかに講じる。

第2節 実施責任者

指定文化財等の所有者及び管理者に対する指導助言は教育長とする。

第3節 計画の内容

第1 被害程度と措置

被害が小さいときは、所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急措置を指導する。

第2 被害の拡大防止と復旧計画

被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぎ、履屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

第3 現状保存

被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

第4 美術工芸品の一時避難

美術工芸品の所有者及び管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第37章 社会秩序の維持に関する計画

(各機関、警察署)

＜各機関、警察署＞

第1節 計画の方針

災害発生後、被災地域等においては、災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

第2節 計画の内容

第1 関係機関の緊密な情報交換

本市をはじめとする防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 福知山市の活動

本市は、警察署等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確、かつ、分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動を行うものとする。

第3 警察署の活動

- 1 警察署は独自に、又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集、住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。
- 2 警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧、復興事業等への参入及び介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、本市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧及び復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第 4 部 災害復旧計画

第4部 災害復旧計画

第1章 生活確保対策計画

(福祉保健部救助第1班、産業政策部産業観光班)

＜福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課、産業政策部産業観光課＞

第1節 計画の方針

災害により被害を受けた住民が、速やかに再起更生するよう被災者に対しての職業あっ旋、資金の融資等について定め、被災者の生活確保についてその対策を定める。

第2節 職業あっ旋計画

(産業政策部産業観光班)

＜産業政策部産業観光課＞

市長は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職について福知山公共職業安定所と緊密な連絡をとり、福知山公共職業安定所を通じ速やかにそのあっ旋を行い、雇用の安定を図るものとする。

第3節 租税等の徴収猶予、減免の措置等

(財務部調査班、救護第1班)

＜財務部税務課、市民総務部保険年金課＞

第1 計画の方針

災害により被災者の納付すべき市税の納付が困難な場合に、特別な措置を講ずるとともに、郵政関係においても被災者の負担を軽減するための対策について定める。

第2 租税等の徴収猶予及び減免の措置

1 方針

被災者を速やかに立ち直らせ、安定した生活を確保するため税務における救済措置として、期限の延長、徴収の猶予及び減免を行うものとする。

2 内容

(1) 期限の延長

ア 災害により、申告、申請、請求その他書類の提出、納付又は納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認められる者が、市域の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたと認める場合には、市長は地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。(市税条例第10条第1項)

イ アの場合を除き市長は、納税者又は特別徴収義務者の申請に基づき、当該期限の延長を認めるものとする。(市税条例第10条第3項)

(2) 徴収の猶予

納税者又は特別徴収義務者が、その財産について災害を受けた場合において、その徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、市長は1年以内の期間に限り、その徴収を猶予するものとする。(地方税法第15条)

(3) 減免

市長は災害の場合、その災害の実情に応じて市民税等の減免措置を速やかに講ずるものとする。(地方税法各条、市税条例第9条)

第3 国民健康保険料の減免等

国民健康保険料の減免等については、「第2 租税等の徴収猶予及び減免の措置」と同様に

一般計画編
第 4 部 災害復旧計画

取り扱うものとする。(国保条例第 23 条、第 24 条、第 25 条)

第 4 郵政関係補助

災害が発生した場合、市内の被害状況及び被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施できるように京都府中丹広域振興局（福知山地域総務室）を通じて依頼する。

第 4 節 融資計画

（福祉保健部救助第 1 班）

＜福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課＞

第 1 方針

災害により被害を受けた生活困窮者等に対し、生業資金等を貸付けることにより生活の安定を図る。

第 2 内容

1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸付（福祉保健部救助第 1 班）

（1）貸付対象者

災害救助法が適用された災害（自然災害に限る）により、次の被害を受けた世帯の世帯主

ア 世帯主が 1 か月以上の負傷を負った世帯

イ 住居又は家財の価格の 1／3 以上の損害を受けた世帯

（2）貸付限度額

ア 世帯主の負傷 150 万円

イ 世帯主の負傷と住居の損害 250 万円

ウ 世帯主の負傷と住居の半壊 270 万円

エ 世帯主の負傷と住居の全壊 350 万円

オ 家財の損害 150 万円

カ 住居の半壊 170 万円

キ 住居の全壊 250 万円

ク 住居の全体が滅失若しくは流失又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合
350 万円

ケ 住居の半壊の場合、建直す時、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合
270 万円を 350 万円に
170 万円を 250 万円に
250 万円を 350 万円とする。

（3）貸付条件

ア 償還期間 10 年（うち据置 3 年）

イ 償還方法 年賦又は半年賦

ウ 利子 年 3 %（据置期間中は無利子）

エ 連帯保証人 1 名以上

オ 所得制限 世帯の前年の所得が政令で定める額以下

（4）実施主体：福知山市

（5）費用の負担区分

京都府は、市町村が被災者に貸与した額の 10／10 額を市町村に無利子で貸与し、国はその 2／3 額を京都府に無利子で貸与

2 「生活福祉資金（住宅資金、災害援護資金）」の貸与

低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が主体となり、福知山市社会福祉協議会が委託を受け実施する。

（1）対象

災害により被害を受けたことによる生活困窮から自立更生のために資金を必要とする
低所得世帯

(2) 貸付金額

- | | | |
|---|-----------------------------|---------|
| ア | 家財のみの破損の場合 | 150万円以内 |
| イ | 住宅の半壊又は半焼の場合（住宅資金との重複貸付） | 170万円以内 |
| ウ | 住宅の全壊又は全焼の場合（　　　　　　”　　　　　　） | 250万円以内 |
| エ | 特別の事情のある場合（　　　　　　”　　　　　　） | 350万円以内 |

(3) 貸付条件

- ア 償還期間 7 年以内
イ 据置期間 6 か月以内（状況に応じて 2 年以内）
ウ 利子 ・据置期間 無利子
・据置期間経過後 連帯保証人を立てる場合無利子、立てない場合
年 1.5 %

(4) 申請期間

被災日の属する月の翌月 1 日から起算して 6 か月以内

第5節 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画

(福祉保健部救助第1班)

＜福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課＞

第1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、次のとおり災害弔慰金の支給を行う。

1 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る）により死亡した者の遺族

- (1) 市内において住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 京都府内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 京都府内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給額

- (1) 主たる生計維持者の死亡（1人当たり）500万円
(2) その他の者の死亡（1人当たり）250万円

3 实施主体：福知山市

4 費用の負担区分

国 2 / 4 京都府 1 / 4 福知山市 1 / 4

第2 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、次のとおり災害障害見舞金の支給を行う。

1 支給対象者次のいずれかの災害（自然災害に限る）により「災害弔慰金の支給等に関する法律 別表」に掲げる程度の障害を受けた者

- (1) 市内において住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 京都府内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 京都府内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給額

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1) 生計維持者が自然災害により重度の障害を受けた場合 | 250 万円 |
| (2) その他の者が自然災害により重度の障害を受けた場合 | 125 万円 |

3 实施主体：福知山市

4 費用の負担区分

国 2 / 4 京都府 1 / 4 福知山市 1 / 4

第6節 被災者生活再建支援金支給計画

(福祉保健部救助第1班)

＜福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課＞

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給

第1 対象災害

暴風、洪水及び地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- 1 「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害」
- 2 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害
- 3 100以上の世帯の住宅が全壊した府内における自然災害
- 4 京都府内で1又は2の自然災害が発生した場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- 5 1から3の区域にいずれかに隣接し、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- 6 1若しくは2の市区町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害、又は、その自然災害により2以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口5万人未満に限る。）に係る自然災害

第2 対象世帯

- 1 第1の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊した世帯
- 2 第1の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- 3 第1の対象災害に住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯

第3 支援金額

次の1＋2の合計を支給

1 基礎支援金

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 全壊世帯、解体した世帯又は長期避難 | 100万円（単数世帯 75万円） |
| (2) 大規模半壊世帯 | 50万円（単数世帯 37.5万円） |

2 加算支援金

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 全壊世帯、大規模半壊世帯 | |
| ア 住宅を建設又は購入する世帯 | 200万円（単数世帯 150万円） |
| イ 住宅を補修する世帯 | 100万円（単数世帯 75万円） |
| ウ 住宅を賃借する世帯 | 50万円（単数世帯 37.5万円） |
| (2) 中規模半壊世帯 | |
| ア 住宅を建設又は購入する世帯 | 100万円（単数世帯 75万円） |
| イ 住宅を補修する世帯 | 50万円（単数世帯 37.5万円） |
| ウ 住宅を賃借する世帯 | 25万円（単数世帯 18.75万円） |

第4 実施主体

京都府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された（公財）都道府県会館に委託）

第5 申請書類の提出窓口

福知山市

第6 支援金の費用負担

被災者生活再建支援基金 1／2・国 1／2

第7節 り災証明書の発行及び被災者証明書の発行

(財務部調査班)

一般計画編
第4部 災害復旧計画

第1 災害証明書

本市は、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するにあたって必要となる災害証明について、被災者からの申し出があった場合は、遅滞なく住宅等の被害程度について調査を実施し、災害証明を行う。また、平常時から災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及び災害証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備及び拡充に努める。さらに災害時には、被害の規模と比較して体制及び資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行う。

なお、災害証明に必要となる様式は、「資料編第2章―申2」のとおりである。

第2 被災者証明書

本市は、保険の請求などに必要となる被災者証明について、被災者からの申し出があった場合は、遅滞なく被災者が所有している自動車や家財等（災害証明の対象となる住宅等は除く）の被害内容について調査を実施し、被災者証明を行う。

なお、被災者証明に必要となる様式は、「資料編第2章―申2」のとおりである。

第8節 金融措置計画

（会計班）

＜会計室＞

第1 方針

災害時には、現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、関係機関と連絡調整のうえ、実情に応じて適切な金融上の措置を講ずる。

第2 内容

1 近畿財務局京都財務事務所の措置

（1）金融機関の被害状況を調査し、被災店舗等については速やかに復旧、仮営業所の設置等の措置をとらせる。

（2）金融上の措置

ア 手形交換の臨時措置

イ 休日営業の措置

ウ 預貯金の払戻及び中途解約

エ 現金確保の措置

オ 保険金の支払及び保険料の払込猶予

2 日本銀行京都支店の措置

（1）通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導と援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な処置を講ずる。

（2）輸送及び通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送又は通信の確保を図る。

（3）金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるようあつ旋、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長、休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

（4）金融機関による非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関に対し、次

一般計画編
第4部 災害復旧計画

のような非常措置をとるようあっ旋、指導等を行う。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻の取扱いを行うこと。

イ 被災者に対し、定期預金、定期積金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(5) 各種金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置、損傷日本銀行券及び貨幣の引換措置等については、金融機関と協力し、速やかにその周知徹底を図る。

第9節 郵政事業計画

第1 方針

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

第2 内容

1 災害時における郵便物の送達の確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画（平成19年10月）」により必要な措置を講ずる。

2 被災地あて救助用郵便物の料金の免除

災害時において、郵便法第19条、郵便法施行規則（平成15年総務令第5号）第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

3 被災者に対する郵便は葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関連法令等に基づき、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

4 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第2章 公共土木施設復旧計画

(建設交通部道路河川班・都市・交通班、上下水道部下水道班)

＜建設交通部道路河川課・都市・交通課、上下水道部下水道課＞

第1節 計画の方針

この計画は、災害により被害を受けた公共土木施設の復旧を促進するための各種事業について定める。

なお、災害復旧事業の施工については、当該災害の発生年度において定める災害復旧計画により行うものとする。

第2節 計画の内容

被害の復旧にあたっては、次の基本方針により迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

第1 査定への対応

災害発生後、被害箇所の調査及び確認を行い、京都府へ被害報告した後、速やかに災害査定準備を整えるものとする。

第2 応急工事の実施

被災施設の重要度、被災状況等を勘案のうえ、特に必要な箇所については応急仮工事又は応急本工事を実施し、被害を最小限にとどめ、民生の安定や交通の確保を図るものとする。

第3 災害復旧の促進

災害復旧工事の施工については、査定決定後、災害の状況や国庫負担金等の財源措置についても十分配慮しつつ早期復旧に努めるものとする。

第4 再度災害の防止

- 被災原因等を勘案のうえ、被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて再度災害の防止を図るものとする。
- 再度災害の防止を図るため、災害復旧事業と合わせて施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、国及び京都府と協議して災害関連事業等を実施するものとする。また、災害関連事業等については、災害復旧事業と並行して進捗し得るよう国庫補助金の支出等について必要な措置を講ずる。

第5 復旧事業計画

1 公共土木施設災害復旧事業

河川等災害復旧工事や河川等災害関連工事は、3か年以内に完了するよう必要な措置を講ずる。

本事業の標準進捗率は、次のとおりである。

[災害復旧事業の標準進捗率表]

区分	年度別		
	当年度	第2年度	第3年度
河川等災害復旧工事	5%	100%	100%

2 単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、本市の単独市債で行う単独災害復旧事業として復旧の促進を図る。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小災害については、小災害復旧事業として復旧の促進を図る。

第6 激甚災害における特別措置

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律で激甚災害に指定された災害の復旧事業については、国庫負担率の嵩上げの特別措置がある。

第3章 農林水産業施設復旧計画

(産業政策部農政班・農林業振興班)

＜産業政策部農政課・農林業振興課＞

第1節 計画の方針

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、災害復旧事業に対して補助を受け、農林水産業の経営の回復及び安定を図る。

第1 災害復旧の促進

災害復旧工事の施工については、査定決定後、災害の状況や国庫負担金等の財源措置についても十分配慮しつつ早期復旧に努めるものとする。

第2 再度災害の防止

災害により荒廃した林地復旧に関しては、洪水や土石流等の発生抑止となるように改良復旧を行うものとする。

第2節 計画の内容

第1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

1 補助の対象となる施設

1 か所の事業費が 40 万円以上の次の施設

- (1) 農地
- (2) 農業用施設（公共的なかんがい排水施設、農業用道路等）
- (3) 林業用施設（公共的な林地荒廃防止施設、林道）
- (4) 漁業施設（水産業協同組合の管理に属する水域施設）
- (5) 共同利用施設（協同組合連合会の所有する共同利用施設）

2 補助率

- (1) 一般災害

〔農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助率表〕

区分			普通補助率（％）	高率補助率（％）	
				1次	2次
農地農業用施設	農地		50	80	90
	農業用施設		65	90	100
	関連事業		50	—	—
林業用施設	林地崩壊防止施設		50	—	—
	林道	奥地幹線林道	65	90	100
		その他林道	50	75	85
共同利用施設			20	—	—

高率補助率は、次の要領により適用される。

ア 農地農業用施設

市町村ごとに、その年に発生した災害に係る災害復旧事業費の額が、関係耕作者1戸当たり8万円を超え15万円未満の部分には1次高率、15万円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

イ 林道

被災林道の既設延長1m当たりの事業費が1,000円を超え、1,200円以下の部分には1次高率、1,200円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

(2) 連年災害

ア 農地農業用施設

一般計画編
第4部 災害復旧計画

その年を含む過去3か年に発生した災害に係る災害復旧事業費の額が、関係耕作者1戸当たり10万円を超え、かつ、その年に発生した災害に係る災害復旧事業費の額が、関係耕作者当たり4万円を超える場合は、前項（1）アの高率補助率を適用する。

イ 林道

その年を含む過去3年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額が、既設延長1m当たり1,100円を超え、かつ、その年1年間の復旧事業費が既設延長1m当たり500円を超える場合、前号イと比較して有利な方を適用する。

第2 激甚災害における特別措置

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律で激甚災害に指定された災害の復旧事業については、次の特別措置がある。

1 農地農業用施設

第1の補助率の適用後の1戸当たりの事業費負担額が20,000円以上の場合、その負担額について次の補助率が嵩上される。

〔農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表（農地農業用施設）〕

1戸当たりの負担額	嵩上補助率（％）
10,000円以上20,000円未満の部分	70
20,000円以上60,000円未満の部分	80
60,000円以上	90

2 林道

第1の補助率適用後の事業費負担額が1m当たり180円を超える場合は、その負担額について次の補助率が嵩上する。

〔農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表（林道）〕

1m当たりの負担額	嵩上補助率（％）
110円を超え200円以下の部分	70
200円を超え500円以下の部分	80
500円を超える部分	90

3 共同利用施設

次の補助対象施設及び補助率の特例が適用される。

〔農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表（共同利用施設）〕

区分	1か所当たりの工事費	補助率（％）	
		40万円までの部分	40万円を超える部分
告示地域	13万円以上	40	90
その他の地域	40万円以上	30	50

第4章 災害復旧上必要な資金の調達計画

(財務部財政班、産業政策部農林業振興班)

＜財務部財政課、産業政策部農林業振興課＞

第1節 計画の方針

この計画は、災害復旧上必要な金融その他資金の調達について定める。

第2節 国及び京都府の財政措置

本市は、被災した施設を原形に復旧するにあたり、国及び京都府に対して、次に掲げる災害復旧事業債及び地方交付税を中心とする財政措置を要請するものとする。

第1 災害復旧事業債

- 1 補助災害復旧事業債
- 2 単独災害復旧事業債
- 3 地方公営企業等災害復旧事業債
- 4 火災復旧事業債
- 5 小災害債

第2 一時借入金

一時に多額の資金を必要とする場合、各種金融機関より一時借入金の借入を行う。

第3節 農林漁業関係融資

第1 天災融資法に基づく融資

1 経営資金

天災により著しい被害を受けた専業又は第1種兼業等の農林漁業者、農林漁業者の組織する団体を貸付対象者とする。

2 事業資金

天災により著しい被害を受けた農協、漁協、森林組合、その連合会を貸付対象者とする。

3 事務手続

- (1) 市長は、天災発生後速やかに被害を受けた農林漁業者等の融資希望額をとりまとめ知事に報告するとともに、特別被害地域に該当すると認められるときは、その資料を提出する。
- (2) 知事は、国と協議し、国から融資限度額の割当てを受け、特別被害地域の指定を受けたときは、当該地域を告示し、市長に融資枠を通知する。
- (3) 市長は、融資枠の配分を受けたときは、融資機関とこの事業の運営に必要な契約を結び、農林漁業者等の被害認定等貸付に必要な措置をとる。
- (4) 事業資金の貸付の対象となる組合及び連合会の被害認定については振興局長が行う。
- (5) 貸付利率は、天災融資法発動の都度、定められる。

第2 災害復旧資金の借入に対する利子補給

- 1 知事が指定した天災により被害を受けた農業者及びその組織する団体が、指定された資金を借入した場合、借入に対する利子を一定期間助成する。
- 2 災害発生の都度、その内容及び程度に応じて具体的方策を樹立する。

第5章 住宅復興計画

(福祉保健部救助第1班、建設交通部建築住宅班)

＜福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課、建設交通部建築住宅課＞

第1節 計画の方針

この計画は、災害により被害を受けた住宅の復興計画について定める。

第2節 計画の内容

第1 一般民間住宅について

災害時において、一般民間住宅については「独立行政法人住宅支援機構法」に基づき、次のとおり融資及び貸付を受けることができる。

- 1 災害復興住宅の貸付
- 2 マイホーム新築資金貸付（特別貸付）
- 3 リフォームローン
- 4 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- 5 地すべり等の災害危険地域内に居住するものに対する貸付

第2 災害公営住宅の整備について

一定規模の災害が発生した場合、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため災害公営住宅の建設を行う場合は、公営住宅法及び激甚災害法の規定により、国からその建設に要する費用の一部について補助されることになっている。

- 1 公営住宅法第8条の規定による対象
 - (1) 地震、暴風雨、洪水その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域で住宅の滅失戸数 500 戸以上又は1市町村の区域内で 200 戸以上、若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上であるとき
 - (2) 火災により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で 200 戸以上又は1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上であるとき
- 2 整備戸数の限度
滅失住宅戸数の3割以内
- 3 補助率
公営住宅標準工事費の2／3
- 4 整備の手順
 - (1) 住宅災害速報の提出（災害直後10日以内）
 - (2) 整備計画書の提出（災害確定報告書含む）
 - (3) 住宅滅失戸数の査定
- 5 激甚災害法適用の場合
 - (1) 対象
激甚災害法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。
 - (2) 整備戸数の限度
滅失住宅戸数の5割以内
 - (3) 補助率
公営住宅標準建設費の3／4
 - (4) 整備の手順
公営住宅法の場合と同じ

第3 被災した住宅の再建に要する費用の補助について

京都府による地域再建被災者住宅等支援事業の執行により、被災した住宅の再建に要する経費の一部を補助する。

- 1 対象となる世帯

一般計画編
第4部 災害復旧計画

次のいずれにも該当する世帯

- (1) 住宅に自ら居住し、被害を受けた世帯
- (2) 住宅を建替え、購入、補修又は賃借して引き続き居住しようとする世帯

2 対象となる経費

被災住宅の再建に要する経費（建替え、購入、補修及び賃借に係る経費。土地取得費を除く。）

第6章 中小企業復興計画

(産業政策部産業観光班)

＜産業政策部産業観光課＞

第1節 計画の方針

被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

第2節 計画の内容

災害を受けた中小企業に対し、その状況に応じてその都度判断し、対策を講じていく。

第1 金融措置についての協力要請

株式会社日本政策金融公庫、京都信用保証協会及び地元金融機関に対し、復旧資金の金融措置について協力を要請する。

第2 中小企業特別融資制度の利用

市小規模企業融資制度の利用を促進するとともに、政府系金融機関及び京都府の諸制度融資の効率的な活用を促す。

第3 償還猶予及び借入期間の延長の措置等

既存借入金に対しては、当面の償還猶予及び借入期間の延長の措置等が講じられるよう関係機関に要請する。

第4 金融相談等に応じる体制

京都府産業支援センター、(公財)京都産業21北部支援センター、福知山地域ビジネスサポートセンター、京都信用保証協会及び京都府中丹広域振興局に設けられる災害復旧に係る相談窓口等の利用をあっ旋して金融相談等に応じる体制をつくり、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第7章 文教復旧計画

(教育部教育総務班・学校教育班・生涯学習班)

＜教育委員会事務局教育総務課・学校教育課・生涯学習課＞

第1節 計画の方針

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

第2節 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定のうえ、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。

復旧計画の策定にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点から、耐震性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

第3節 教育活動の再開

第1 教育活動の早期再開

被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が広域避難所となった場合においては、災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

第2 学校教育活動が正常に実施されるまでの措置

学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情を踏まえて休校や短縮授業等の適切な教育課程の変更を実施する。学校施設等が使用できない場合は、近傍の学校施設等を利用することも考慮する。

第3 児童生徒等及び教職員に対する援助項目

教育活動の再開にあたって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

- 1 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」及び「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること。
- 2 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費に関すること。
- 3 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年6月18日号外法律第94号）」による学費貸与金に関すること。
- 4 被災教職員に対する救済措置に関すること。

第4 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷性ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、良好な心身の健康状態が保てるよう努める。また、災害により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

第8章 文化財等の復旧計画

(地域振興部文化・スポーツ振興班)

＜地域振興部文化・スポーツ振興課＞

被災地に存在する文化財については、文化・スポーツ振興課により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

第9章 激甚災害の指定に関する計画

(市民総務部総合調整班)

<市民総務部危機管理室>

第1節 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく災害の指定を受けるため、京都府は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が、迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第2節 激甚災害に関する調査

本市は、京都府が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査について協力する。

第10章 被災市街地復興推進地域対策計画

(建設交通部都市・交通班・用地班)

＜建設交通部都市・交通課・用地課＞

第1節 計画の方針

緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備、その他の必要な措置を講じる。

第2節 計画の内容

第1 被災市街地復興特別措置法

被災市街地復興特別措置法は、1995年(平成7年)に大規模な火災、震災その他の被害を受けた市街地について、その緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域及び被災市街地復興推進地域内における市街地の計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として定められた。

第2 被災市街地復興推進地域

都市計画区域内における市街地の土地の区域で、次に掲げる要件に該当するものについては、被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- 1 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したと。
- 2 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- 3 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと合わせて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第3 福知山市の責務

- 1 本市、被災市街地復興推進地域における市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、緊急復興方針に従い、できる限り速やかに、都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行、市街地の緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講じる。
- 2 被災市街地復興推進地域内の都市計画法第12条第2項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域の土地については、本市が当該土地区画整理事業を施行するものとする。ただし、当該土地について土地区画整理法第3条第1項から第3項まで又は第5項の規定により土地区画整理事業が施行される場合は、この限りでない。